

平成 21 年 3 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成21年 3月 2日 開会
平成21年 3月13日 閉会

飯 島 町 議 会

平成21年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成21年3月2日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 日程第 2 会期の決定について
 日程第 3 諸般の報告
 日程第 4 予算審査特別委員会の設置について
 日程第 5 第 1号議案 飯島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
 日程第 6 第 2号議案 飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例
 日程第 7 第 4号議案 飯島町障害者等共同作業訓練施設の設置等に関する条例及び飯島町身体障害者等小規模通所授産施設設置条例を廃止する条例
 日程第 8 第 6号議案 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 9 第 7号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例
 日程第10 第 3号議案 飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例
 日程第11 第 5号議案 飯島町職員定数条例の一部を改正する条例
 日程第12 第 8号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 日程第13 第 9号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
 日程第14 第10号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例
 日程第15 第11号議案 飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例
 日程第16 第12号議案 平成20年度飯島町一般会計補正予算（第6号）
 日程第17 第13号議案 平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 日程第18 第14号議案 平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 日程第19 第15号議案 平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）
 日程第20 第16号議案 平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 日程第21 第17号議案 平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第22 第18号議案 平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第23 第27号議案 飯島町道路線の認定について
 日程第24 第28号議案 飯島町道路線の変更について
 日程第25 第29号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いじまの指定管理者の指定について
 日程第26 第30号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について
 日程第27 第31号議案 千人塚公園の指定管理者の指定について
 日程第28 第32号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定について
 日程第29 第33号議案 南街道地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
 日程第30 第34号議案 伊南行政組合格約の一部変更について

○出席議員（12名）

- 1番 森岡 一雄 2番 曾我 弘
 3番 宮下 覚一 4番 坂本 紀子
 5番 三浦寿美子 6番 野村 利夫
 7番 宮下 寿 8番 竹沢 秀幸
 9番 平沢 晃 10番 内山 淳司
 11番 松下 寿雄 12番 織田 信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 小林広美 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 豊口敏弘 総務課財政係長 中村栄一
飯島町農業委員会 会長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

- 議会事務局長 折山 誠
 議会事務局書記 千村 弥紀

本会議開会

開 議
議 長

平成21年3月2日 午前9時10分

おはようございます。定足数に達していますので、ただ今から、平成21年3月飯島町議会定例会を開会いたします。

初めに弥生3月、日差しも明るくなり自然の営みと人々の装いに春を一段と感ずる頃となりました。今年の冬は記録的な異常な暖冬気象でありました。また現在、経済はかつてない世界同時不況で低迷のさなかであり、国政は総選挙含みと政権をかけた運営の中で極めて流動的な状態が続いております。今後の時の流れの中に不安が払しょくされ明るさと活力を期待するものであります。

さて、飯島町議会は去る2月全国町村議長会において、地域振興と住民福祉向上に向けての議会活性化活動に努力したという意味において全国表彰の栄に浴しました。先の県議長会総会席上で表彰の伝達を受けました。議員共々に御同慶に思いますとともに、今後への励ましと受け止め、さらなる精進を誓うものであります。

この定例会においては、平成21年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定されております。今3月定例会は今期議会議員任期中最後の議会であります。その意味をお含みの上、議員各位、理事者並びに説明員には会期中を通じて慎重なご審議と円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。

また、林代表監査委員、杉原農業委員会会長、市村教育委員長には今会期中ご出席願いますがよろしく願いいたします。

会議に入ります前に、昨年12月21日をもって任期満了となりました今村前教育委員長の後任として、12月25日に教育委員長として就任されました市村幸一さんに説明員として出席しておりますので、ここで合わせて就任のご挨拶をいただきます。市村委員長発言席へお進み下さい。

〔市村委員長登壇あいさつ〕

市村委員長

おはようございます。私このたび教育委員の互選により教育委員長をお引き受けいたしました市村幸一でございます。教育委員新任、再任時に続きまして本席でごあいさつを申し上げます機会をいただきましたこと厚くお礼申し上げます。元よりその器ではございませんが、前任の今村昇先生の退任に併せて、改正法に沿って新しく保護者の方が教育委員に選任されたということもございまして、大幅に若返りを果たした教育委員の中では、最古参ということも相まって、身のほどもわきまえず委員長の席をお引き受けした次第でございます。本席に立たせていただいた今、その重責を改めて認識いたし身の引き締まる思いをいたしている次第でございます。ご案内のとおり教育行政を取り巻く環境は平成18年の教育基本法の改正に始まって、矢継ぎ早に展開されてきました教育改革の大きな波の中で、教育現場はもとより教育委員会のあり方についても大きな転換期を迎えております。日本の教育は今歴史的な転換を図り、激動する新時代への対応を図ろうとしているところでございます。そんな中での教育委員会の運営は決して安易なものではないと覚悟を新たにいたしております。私は教育の現場での経験を持たない民間企業出身であります。現上伊那地区の市町村の教育委員長はすべて輝かしい教育現場の経験をお持ちの方ばかりで

あります。その条件からすれば私の力不足は否定できません。しかし幸いにして教育委員に就任以来、河野通昭先生、今村昇先生という素晴らしいお二人の教育委員長にお仕えし、大沢利光前教育長先生、山田敏郎現教育長先生の卓越した指導力を目の当たりにして多くのことを学ばせていただきました。この上はこれまでの経験を生かし、議会の先生方、町長様はじめ、町ご当局の皆様方のご指導ご支援を賜りつつ、教育長、教育委員、教育委員会事務局のそれぞれの皆様方、さらには各学校の校長先生はじめ教育現場の先生方と深く連携をとりつつ、広く町民の皆様方の教育ニーズに耳を傾けて、さらに研さんに励み、職務を全うしていく所存でございますので、これまで以上にご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

市村教育委員長には飯島町教育行政振興向上のため一層のご尽力賜りますようお願い申し上げます。委員長ありがとうございます。自席へお戻り下さい。

それではこれより本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。開会に当り、町長からごあいさつをいただきます。

町 長

おはようございます。3月議会招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成21年2月17日付飯島町告示第6号をもちまして、平成21年3月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙の中、全員のご出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また林代表監査委員さん、市村教育委員長さん、杉原農業委員会会長さんには、お忙しい中ご出席を賜りこれまた厚くお礼を申し上げます。

さて今年は例年になく暖冬で推移をし、3月を迎えましたが、心配されました大雪の被害もなく南の方からは桜の便りも聞かれる頃となりました。今後安定した気象が続く春の農作業が順調に進むことを願うものでございます。さて今3月議会定例会は議員各位には任期最後の定例議会であり、また新年度予算をご審議をいただく極めて重要な議会でございます。申し上げるまでもなく現在の国内外を見ますと、世界同時不況と金融危機という世界経済はかつてない未曾有の経済状況となっております。これが企業の受注減や在庫調整、生産調整へと発展し、企業収益の悪化をもたらし、従業員の整理や賃金カットなど、労働者はもとより住民生活は大変な状況となっております。打てる施策を総動員して何としてもこの危機を乗り越え、一日も早い経済の回復を祈るばかりでございます。

こうした中、当町の平成21年度予算は非常に厳しい状況に置かれていることに鑑み、このことを全職員が共通の認識を持ち、経費節減と住民サービスの低下につながることをないように編成をまいりました。本予算は町が自立をし、持続発展可能なまちづくりを目指した4年目の予算となります。施策の基本は中期総合計画4年目を迎え、この実現に向けたまちづくりの実践。ふるさとづくり計画、集中改革プランを軸とした行財政改革の推進に置き、7項目を施策の重点に、そのスローガンを「暮らしを支えこどもの未来を育む活力と創造のメリハリ予算」といたしまして、施策の点検を行い限られた財源を有効に生かすため、重点的、効率的な予算配分に意を払い予算編成を行ったところでございます。また地方公共団体の財政の健全化に関する法律の趣旨にも意を払い、将来に向けて足腰の強い財政基盤を確立するための財政対策も引き続き盛り込みました。詳細につきましては明日新年度予算提案時の施政方針で述べさせていただきますと思います。

さて、本議会定例会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件11件、補正

予算案件が7件、平成21年度予算案件8件、その他案件が8件の計34件でございます。いずれも重要な案件でございますので、なにとぞ慎重なご審議をいただき、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、8番 竹沢秀幸 議員、9番 平沢 晃 議員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期につきましては議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議長 平沢議会運営委員長。
議会運営委員長 会期について報告いたします。去る2月19日議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきましては、案件の内容からいたしまして、本日から3月13日までの12日間と決定されましたのでご報告を申し上げます。

議長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月13日までの12日間としたいと思います。

議長 ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から3月13日までの12日間とすることに決定しました。平沢委員長自席へお戻りください。

議長 会期の日程につきましては事務局長から申し上げます。
事務局長 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。初めに町当局からの報告を求めます。

町長 それでは私からは3件につきましてご報告をさせていただきますと思います。まず、最初に飯島町土地開発公社の平成21年度事業計画及び予算についてでございます。飯島町土地開発公社の平成21年度事業計画及び予算につきましては、去る2月の18日の飯島町土地開発公社理事会において審議をお願いし議決をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定によりましてご報告を申し上げます。初めに、平成17年度から始まりました国道153号伊南バイパス建設工事に伴う用地の先行取得についてでございますが、おかげさまで順調に買収が進み、一部の繰越事業分を除きまして平成20年度今年度をもって公社の代行買収はほぼ終了をいたします。今後は平成24年度までの国への再取得事務を残すのみということになってございます。しかし一方で企業誘致をめぐる環境は極めて厳しい状況に置かれております。わが国がこれまで経験をしえなかった厳しい経済状況によりまして、一部食品等では明るさが兆しもみられるわけではありますが、まだまだ多くの企業で急激な減産体制がしかれ、企業収益が減少し、設備投資意欲が減退をしている企業がほとんどでございます。それでこれまで計画をいたしました久根平工業団地及び陣馬工業団地の造成工事、工事の方は一時見合わせるということといたしました。なお柏木

工業団地につきましては、その進入路の用地測量等をする一方、用地につきまして町と連携し国県との調整を引き続いて進めてまいります。また現在保有しております東小段の共同墓地につきましては、計画的に町に売却をするとともに、未販売分分譲住宅地につきましても積極的に売却努力をしております。

次に予算概要について申し上げますと、主な収入見込みとしまして平成17年度から20年度に取得した伊南バイパス用地を、国に567,000,000円で売却をするほか、分譲宅地等の売却による土地造成事業収益23,000,000円などございまして、収入合計で597,000,000円余りを予定いたしております。これに対し支出見込みといたしまして、伊南バイパス用地の取得原価567,000,000円、土地造成事業原価で21,000,000円など事業支出合計595,000,000円が余りを予定しております。この結果単年度収支では2,000,000円ほどの黒字となる見通しでございます。詳しくはお手元の配布の事業計画書並びに予算書のとおりでございますので、後刻ご覧をいただきたいと思っております。

次に、財団法人飯島町振興公社の平成21年度事業計画及び予算についてご報告を申し上げます。平成21年度財団法人飯島町振興公社予算につきましては、去る2月18日の振興公社理事会において審議をお願いし議決をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定によりご報告を申し上げます。平成21年度の振興公社事業は町の指定管理業務が3年を経過し、本郷道の駅産地形成促進施設指定管理業務、千人塚公園指定管理業務、が再指定となる見込みで計画をいたしております。これに与田切公園の指定管理業務、図書館の指定管理業務を加えた4業務と、山岳施設の管理業務、道の駅本郷の管理業務、観光業務、観光協会の事務局業務、さらに信州飯島桜守の事務局業務を実施をしつつ、収益事業として千人塚公園のマレットゴルフ、釣り、オートキャンプ事業をそれぞれ行ってまいります。これらを行う予算の概要についてでございますが、主な収入は指定管理料の収入、施設利用料の収入、委託料の収入、マレットゴルフ事業収入、キャンプ事業収入など、総額で40,500,000円となります。また支出につきましては、事業費として先ほど申し上げました指定管理業務を中心とする受託事業支出が3,600円余り、これに一般管理費及び収益事業支出等3,000,000円余りを加えて、収入予算と同額でございます。事業費総額を前年度と比べてみますと、98.1%、マイナスの1.9%の事業規模となる予定でございます。各種管理業務の履行はもとより今後も更なるサービスの向上を図りながら、飯島町振興公社の目的達成のため努力をしております。こちらにつきましてもお手元の予算書のとおりでございますので、後ほどご覧をいただきたいというふうに思います。

最後に株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成21年度事業計画及び予算計画についてご報告を申し上げます。株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成21年度事業計画及び予算計画につきましては、去る2月18日開催の同社取締役会において承認をされておりますので、地方自治法の規定に基づきその概要をご報告を申し上げます。最初に平成20年度の決算見込みでございますが、インターネット加入者がわずかながらも増加傾向にありまして、また音声告知放送施設整備に伴う駒ヶ根市、飯島町の基金からの負担金を含め、順調な経営状況でございます。営業利益が100,000,000円を超える見込みとなっております。次にお手元に配布してございます事業計画及び予算計画でございますが、平成21年度の基本方針及び運営方針としましては、地域情報機関として加入者の多様なニーズに対応するとともに、地域経済の発展に寄与し、きめ細かな生活情報の提供と新規加入者の拡大による経

営の安定化を図ることとしております。また主たる事業計画の中ではデジタル放送普及推進計画として、デジタルチューナーの無料配布を今年10月頃より3年間をかけて全戸加入世帯に配布をしてまいる計画でございます。予算計画といたしましては収入としては利用料及び通信料収入が中心でございます。売上高から売上原価を差し引いた売上利益は567,500,000円ほどを見込んでおり、さらに管理経費を差し引いた営業利益は104,400,000円ほどを見込んでおります。なお、デジタル化対応につきましては今のところ全額借り入れによる計画としておりますが、今後の追加景気対策等によりましては計画の見直しも必要となってまいります。以上が株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成21年度事業計画及び予算計画の概要でございます。こちらにつきましてもお手元の資料をご覧ください。後刻ご覧いただきましてよろしくお願いたします。以上であります。

議長 　ただ今報告のありました件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を行います。次に議長から申し上げます。
　まず、請願・陳情等の受理について報告をします。本日までに受理した請願・陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第92条の規定により、所管の委員会に審査を付託します。
　次に、例月出納検査の結果について報告いたします。12月から2月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。
　次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。
　以上で諸般の報告を終わります。

議長 　日程第4　予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。お諮りします。本件については別紙のとおり議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本日及び明日提案されます平成21年度飯島町各会計予算及び予算関係議案をこれに付託して審査することにしたいと思っております。異議ありませんか。

議長 　（異議なしの声）
　異議なしと認めます。従って本件については11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置することに決定しました。
　ここで予算審査特別委員会の開催について申し上げます。明日本会議終了後において正副委員長選出のため予算審査特別委員会を開催いたしますので、委員の皆さんはご承知おき下さい。

議長 　日程第5　第1号議案飯島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 　それでは第1号議案飯島町介護従事者処遇改善臨時特例基金の条例について提案理由の説明を申し上げます。国での介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として、平成21年度以降の介護報酬改定率を3%とすることか決定をされまして町が徴収をしております。65才以上の1号保険者の介護保険料が増額となることに対する軽減措置として、国からの介護従事者待遇改善臨時特例交付金を平成21年度及び22年度の収入に充てるために、基金を創設するための条例を制定するものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い

申し上げます。
（補足説明）
お諮りします。ただいま提案説明のありました第1号議案飯島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例につきましては、平成21年度予算に関連しますので予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

議長 　（異議なしの声）
　異議なしと認めます。従って第1号議案は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

　これから質疑を行います。なお予算審査特別委員会への付託が決定いたしましたので、総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

議長 　（なしの声）
　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 　日程第6　第2号議案飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例、
日程第7　第4号議案飯島町障害者等共同作業訓練施設の設置等に関する条例及び飯島町身体障害者等小規模通所授産施設設置条例を廃止する条例、
日程第8　第6号議案議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例、
日程第9　第7号議案飯島町介護予防等拠点施設条例一部を改正する条例、
以上条例4議案を一括議題といたします。

町長 　本案について提案理由の説明を求めます。
それでは関連をする条例4議案を一括して提案理由の説明を申し上げます。
最初に第2号議案飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例について提案説明を申し上げます。飯島町障がい者地域活動支援センターは障害者自立支援法に基づき、町の事業として平成21年度より飯島町共同作業所やすらぎ、及び交流センターやすらぎ、が新サービス体系へ移行し、障害のある方が通い創作的活動または生産活動の提供によって、地域交流活動を支援する施設に新設をするのに伴いまして、施設の設置管理について定めるための条例を制定するものでございます。

　次に、第4号議案飯島町障害者等共同作業訓練施設の設置等に関する条例及び飯島町身体障害者等小規模通所授産施設設置条例を廃止をする条例について提案説明を申し上げます。平成21年4月より飯島町身体障害者小規模通所授産施設こまくさ園が、障害者自立支援法に基づく新サービス体系の自立支援事業所に移行するに伴いまして、この施設を廃止するとともに飯島町障害者等共同作業訓練施設やすらぎが同法に基づく地域活動支援センターとして新たに設置をすることから、この施設を廃止をするための条例でございます。

　次に、第6号議案議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。平成21年4月より小規模通所授産施設こまくさ園がサービスの事業所の事業に移行するとともに、共同作業所やすらぎ、及び介護予防等の拠点施設交流センターやすらぎを障がい者地域活動支援センターとして位置づけ、新たに高齢者地域支え合い拠点施設、南街道地区高齢者支え合い拠点施設を、特別

議決を要する施設として指定をするために条例の一部改正を行うものでございます。

次に、第7号議案飯島町介護予防等の拠点施設設置条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。飯島町介護予防等拠点施設交流センターやすらぎを障がい者地域活動支援センターとして位置付け設置をすることから、交流センターやすらぎを飯島町介護予防拠点施設から削除するために条例の一部改正をするものでございます。

以上4議案細部につきまして担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(補足説明)

お諮りします。ただいま提案説明のありました第2号議案、第4号議案、第6号議案、及び第7号議案につきましては、平成21年度予算に関連しますので予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って第2号議案、第4号議案、第6号議案、及び第7号議案は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

これから本案に対する質疑を行います。特別委員会への付託が決定しましたので総括的な事項についてのみ質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

5番 三浦議員

それでは質問をしたいと思っております。まず、この新しく開設されます飯島町障がい者地域活動支援センターの設置条例なんですけれども、ここを利用される方は障害のある皆さんですので、この10条、11条などそれから12条以降なんですけれども、例えば施設の秩序または善良な風俗を害する恐れがあるとか、施設の破損の恐れとか、その他利用が不適当と思われるというような認められる時などには、まあ許可もありますけれども逆に取消しもあるというようなことも含まれた条例です。また。

議 長 三浦議員

ちょっと途中で申し訳ありません。三浦議員マイクを上げてください。

また11条では通所に関する費用なども利用者負担として盛り込まれております。障害をお持ちの方ですので、まあ時にはパニックを起こして物を壊してしまうとか、さまざまな問題が当然生じるというふうに私は承知しております。また通所をするにあたりましてのその費用ですけれども、個人負担が重くなると思っておりますけれども、非常にあの障害をお持ちですので収入としては大変にご苦勞をされていると思っております。生活実態を見ながら減免の制度などをここに盛り込んでいただきたいというふうに思いますし、そうした検討がされているかどうかお聞きをしたいと思っております。

住民福祉課長

それではお答えを申し上げます。第10条並びに第12条につきましては、そこに通われている方につきまして、万が一、今、議員さんご指摘のとおり事故等あるいは破損等の場合が生じた場合につきましては、飯島町社会福祉協議会の事業運営に委託をしている関係上、その社会福祉協議会の予算書の中で損害保険料あるいは職員、あるいは園生への保険料として計上してございますのでご理解をお願いしたいと思います。また第11条の利用者負担につきましては法で上限月1,500円という規程がございまして、ご指摘の部分はるかと思っておりますけれども、本規定の上限でございますのでそのようなご理解をよろしくお願いいたします。

議 長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

これで質疑を終わります。

議 長

日程第10 第3号議案飯島町高齢者地域支え合い拠点施設設置条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます

町 長

それでは第3号議案飯島町高齢者支え合い拠点施設設置条例について提案説明を申し上げます。平成20年度国の地域介護福祉空間整備事業交付金を受けまして、南街道地区高齢者支え合い拠点施設を建設したことによる設置及び施設の管理を定めとすることに伴いまして、指定管理者に行わさせるために条例を制定するものでございます。なお今後この交付金を受けて建設する同種の施設につきましては、この条例の施設として登録をしております。細部につきましては担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご起立賜りますようお願い申し上げます。

(補足説明)

住民福祉課長

議 長 5番 三浦議員

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 三浦議員

お伺いしたいことは指定管理者の業務なんですけれども、ここに2項に実施をする業務の中に高齢者及び障害者の自主活動にかかわる支援・指導・調整というのが指定管理者の業務ということで入っておりますが、どの程度のことが必要になるのかということと、それからその下の地域福祉活動に関する研修及び交流会の開催という項目がありますが、どのくらいの開催が年間必要になってくるのかお聞きをしたいと思っております。

住民福祉課長

ご指摘の指定管理者の業務第15条の第1項第2号アの高齢者及び障害者の自主活動にかかわる支援・指導・調整の内容でございますが、冒頭ご説明申し上げましたとおり、本施設の条例につきましては地域介護福祉空間整備事業の国の交付金を受けている事業に則するものを中心に、アとイにつきましてもそれぞれそのケースバイケースで交流会の開催あるいは支援・指導・調整をしていきたいというふうに考えておりますので、具体的に何回というようなことは考えておりませんのでご理解をお願いいたします。

議 長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第3号議案飯島町高齢者地域支え合い拠点施設設置条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第11 第5号議案飯島町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

それでは第5号議案飯島町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明

を申し上げます。今回の一部改正条例は特に職員定数を変更するものではなく、行政委員会のうち選挙管理委員会及び農業委員会事務局体制の職名を現状に即して改正するものでございます。選挙管理委員会は書記長補佐を書記次長と、農業委員会は農地主事を事務局長に、事務局長補佐を事務局次長と改めるものでございます。また監査委員事務局に「計」の欄が条例上ございませんのでこの際これを追加するものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第5号議案飯島町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。従って第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12 第8号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長 第8号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。国民健康保険の医療費及び後期高齢者支援金はから増加傾向にあり、国民健康保険特別会計単年度収支はここ数年赤字決算が続いております。国民健康保険運営を健全に行うため国民健康保険税の医療分を実質2年ぶりに、及び20年度から始まりました後期高齢者支援金分を案文率改定するものでございます。また高齢者医療確保法の施行令の一部改正に伴いまして、普通徴収の対象範囲の拡大を図るものでございます。改定にあたりましては国民健康保険運営協議会の諮問・答申を受けまして条例改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長 (補足説明)
議 長 お諮りします。ただいま提案説明のありました第8号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成21年度予算に関連しますので予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。従って第8号議案は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。
これから質疑を行います。特別委員会への付託が決定いたしましたので、総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。
(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 日程第13 第9号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第9号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。この改正は出産育児一時金の額の引き上げを行うために改正をするものでございます。改正内容につきましては出産育児一時金の額の引き上げを平成21年1月に遡って40,000円を引き上げるものでございます。これにつきましては飯島町のほとんどの町民の出産場所であり伊那中央病院が、この21年1月から出産費用の引き上げを実施をしていることから、費用の心配をせずに安心して出産をしていただくために支援として行うものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第9号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。従って第9号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 第10号議案飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 続いて第10号議案飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成21年度から平成23年度までの第4期の介護保険事業計画の見直しによりまして、現行の平成18年度から平成20年度までの第3機保険料を据え置きまして、同じ料金とするための条例の一部を改正するものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長 (補足説明)
議 長 お諮りします。ただいま提案説明のありました第10号議案飯島町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、平成21年度予算に関連しますので予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。
(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。従って第10号議案は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

議 長 これから質疑を行います。特別委員会への付託が決定いたしましたので、総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

2番

曾我議員 「科する」と「処する」の違いを具体的に説明してください。

議 長 たいまの質疑、第7条中、「科する」を「処する」に改める、その意味の違いをという質疑であります。

住民福祉課長 前回12月の議会の折りにご説明を申し上げたと思いますが、ちょっとその資料を持っておりませんでしたので、申し訳ございませんが後刻ご報告をさせていただきます。すいません。

議 長 後刻お伝えすると、曾我議員よろしいですか。

2番 曾我議員 あの結構ですが、意味は大体分かっておるけれど、どういう違いをそこで付けるためにわざわざこういうことをしたかっていうことだけ承れば結構です。

議 長 それじゃあの後刻お伝えいたします。課長そのようにお願いします。

住民福祉課長 はいわかりました。

議 長 他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 これで質疑を終わります。

議 長 日程第15 第11号議案飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第11号議案飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の一部改正条例につきましては、平成21年4月1日施行による公営住宅法施行令の一部改正に伴いまして、家賃算定適用の規定を設ける必要が出てきたということ、それから新田住宅の解体徐却によりまして改正をお願いするものでございます。詳しくは担当課長から説明させますのでよろしくご審議の上ご議決賜りますようお願いいたします。

建設水道課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第11号議案飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を11時00分といたします。休憩。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。

議 長 日程第16 第12号議案平成20年度飯島町一般会計補正予算第6号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第12号議案平成20年度飯島町一般会計の補正予算第6号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ64,693,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,762,720,000円とするものでございます。今回の補正につきましては昭和伊南総合病院の経営健全化に対する財政支援、また財源対策のために一時的に保留をしておりました起債の繰上償還を実施するものが主でございます。歳出予算の主な内容につきましては、総務費ではエコーシティ駒ヶ岳へのチャンネルリース料を告知放送更新整備負担金として当町分を計上したこと。庁内情報機器の使用料の減額、所得変動に伴う税の還付金の減額などでございます。民生費では老人保健の過年度分医療諸費の精算によって、繰出金が不要となった減額補正や当初見込んだ福祉医療の給付金が低い水準で推移してきたことに伴う減額補正でございます。衛生費は昭和伊南総合病院への経営健全化に向けた財政支援で、国の安心実現のための総合対策として交付をされます。地域活性化緊急安心実現総合対策交付金を財源に予算化をいたしました。また妊婦検診の回数増加に伴う経費を計上しております。なおこの適用は2月1日から遡って実施をしまいたいと考えております。農林水産の事業費では21世紀ふるさとの森と川里山公園整備事業を始め、森林整備などにかかる費用の計上を、また商工費は農村工業導入の実施計画変更に伴う事業の繰り延べによる減額補正でございます。土木費は国道153号伊南バイパス建設にかかる土地購入費の減額補正でございます。教育費は飯島小学校及び七久保小学校、飯島中学校の施設修繕に、また給食センターの防火対策を徹底するために補正予算計上をいたしました。また田切の公民館耐震補強工事の金額確定による減額補正も含まれております。なお繰上償還はその財源に財政調整基金を取り崩して充当するよう予算化をいたしております。その他補正予算の内容及び細部につきまして担当課長からそれぞれご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長 (補足説明)

住民福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議 長 これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第12号議案平成20年度飯島町一般会計補正予算第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17 第13号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第13号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第4号について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,040,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,130,420,000円とするものでございます。今回の補正は高額医療費の増額につきまして補正をするものでございます。歳入では高額療養費の国庫負担金2,040,000円の増額、歳出では一般保険者高額医療費6,000,000円及び審査支払い手数料を増額し、残りの4,065,000円の予備費減額をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第13号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18 第14号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第14号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,656,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116,514,000円とするものでございます。今回の補正は上伊那広域連合負担金及び県後期高齢者医療広域連合納付金の変更によりまして、一般会計繰入金及び雑入の増額、総務費及び県後期高齢者医療広域連合納付金の増額につきまして補正をするものでございます。歳入では保険料軽減分増額4,825,000円から事務費減額分を差し引いた額を一般会計繰入金として増額補正をし、高齢者医療制度円滑運営事業費として県の後期高齢者医療広域連合よりの収入を雑入として増額補正をするものでございます。歳出では後期高齢者医療広域連合納付金4,396,000円及び総務管理費の高齢者医療制度円滑導入分を増額補正するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第14号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19 第15号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第3号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第15号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第3号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,622,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120,363,000円とするものでございます。今回の補正は国庫支出金増額及びそれに伴い一般会計繰入金の減額と予備費の増額補正をするものでございます。歳入では国庫支出金過年度分の負担金として13,219,000円を増額、及び一般会計繰入金の6,597,000円を減額して、歳出では財源組み換えと予備費6,622,000円を増額補正をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第15号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20 第16号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算第4号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第16号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算第4号について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出の予算の総額にそれぞれ2,087,000円を追加して、総額をそれぞれ875,871,000円とするものでございます。今回の補正は平成21年度からの介護報酬改定に伴う介護保険給付事務、及び介護予防事業に伴うシステム変更に対応するために補正予算を編成するものでございます。歳入ではシス

テム改修に伴う国県の補助金と一般会計からの繰入金、歳出はシステム改修に伴う情報センターへの負担金が主でございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第16号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。従って第16号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21 第17号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長 第17号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第3号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては財源組み換えによる補正でございます。歳出につきましては需用費の管理用機器の修繕のため 200,000 円を増額、上伊那広域連合負担金 100,000 円を減額、予備費を 100,000 円減額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第17号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。従って第17号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第22 第18号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長 第18号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては財源組み換えによる補正でございます。歳出につきましては七久保北部地区、田切南部地区、本郷東部地区、それぞれの管理費を合わせて 1,150,000 円減額をし、汚泥脱水施設の管理費を施設使用料、維持管理費の負担

金の精算によって増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第18号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。従って第18号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第23 第27号議案飯島町道路線の認定について
日程第24 第28号議案飯島町道路線の変更について
以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長 それでは第27号議案飯島町道路線の認定、並びに第28号議案飯島町も道路線の変更について提案理由のご説明を申し上げます。まず認定につきましては道路法第8条第2項の規定によりまして町道高尾原北支6号線、上山支1号線、石曾根横断支3号の3路線の認定を行うものでございます。変更路線につきましては道路法第10条第3項の規定によりまして、町道田切北線ほか21路線の変更を行うものでございます。詳細につきましてはご質問により担当課長から説明をさせていただきます。よろしくご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第27号議案飯島町道路線の認定について、第28号議案飯島町道路線の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。従って第27号議案、第28号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第25 第29号議案飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いじまの指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長 第29号議案飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いじまの指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。飯島町が設置する公の施設の管理につきましては、地

方自治法第244条の2第3項に基づきまして、施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者に管理を行わせることができること、そういう規定がございます。飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いいじまにつきましては、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3カ年間で指定管理者に指定しまして施設の管理運営を行ってまいりました。このたび指定の期間が満了しますので、引き続き向こう3カ年間、道の駅花の里いいじま利用組合を指定管理者として指定し、施設の管理運営をお願いしようとするものでございます。この施設はご承知のとおり現在、開駅7年目に入っております。またこの施設は利用組合の皆様や農家の皆様、そして道の駅のスタッフの皆様などのたゆまぬ努力と、その施設を利用させていただいております町内外の多くの消費者の皆様によって支えられております。民間のノウハウも十分に発揮され、毎年売り上げを伸ばしており、十分にその施設の効果を上げているところでございます。従いまして引き続き指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 お諮りします。ただいま提案説明のありました第29号議案飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定につきましては、平成21年度予算に関連しますので予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第29号議案は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

議長 これから質疑を行います。特別委員会への付託が決定いたしましたので総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 日程第26 第30号議案飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第30号議案飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。先程の29号議案でご説明申し上げましたとおり、この施設につきましても指定管理者に管理を行わせることができるとされております。飯島町産地形成促進施設道の駅本郷につきましては、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3カ年間で指定管理者に指定して、施設の管理運営を行ってまいりました。このたび指定の期間が満了しますので引き続き向こう3カ年間、財団法人飯島町振興公社を指定管理者として指定し、施設の管理運営をお願いしようとするものでございます。この施設はご承知のとおり、現在地元の農産物などを利用した加工販売施設となっております。この施設は引き続き公共的機能を有しながら管理を行うため、財団法人飯島町振興公社を指定管理者として指定しようとするものであります。指定管理者の指定を行うにあたりまして地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 お諮りします。ただいま提案説明のありました第30号議案飯島町産地形成促進施設道

の駅本郷の指定管理者の指定につきましては、平成21年度予算に関連しますので予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第30号議案は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

議長 これから質疑を行います。特別委員会への付託が決定いたしましたので総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 日程第27 第31号議案千人塚公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第31号議案千人塚公園の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。この施設も法に定めるところによりまして、指定管理者に管理を行わせることができるといふことにされております。千人塚公園につきましては平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3カ年間、財団法人飯島町振興公社を指定管理者として指定し、施設の管理をお願いしようとするものでございます。この施設はご承知のとおり、桜祭り、マレットゴルフ、キャンプなどに町内外から多くの観光客の皆様が訪れる公園となっております。この施設は引き続き公共的機能を有しながら公園の管理を行うため、財団法人飯島町振興公社を指定管理者として指定しようとするものでございます。指定管理者の指定を行うにつきましては地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りします。ただいま提案説明のありました第31号議案千人塚公園の指定管理者の指定につきましては、平成21年度予算に関連しますので予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第31号議案は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

議長 これから質疑を行います。特別委員会への付託が決定いたしましたので総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 日程第28 第32号議案飯島町弓道場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第32号議案飯島町弓道場の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。本施設も法に定めるところによりまして、指定管理者に管理を行わせることができると規定されております。飯島町弓道場につきましては平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3カ年間で指定管理者に指定して、施設の管理を行ってまいりました。このたび指定の期間が満了しますので、引き続き飯島町弓友会を指定管理者として指定し、施

設の管理運営をお願いするものでございます。なお指定の期間につきましては過去3年間の管理運営実績を踏まえまして5カ年間ということで期間を延長してまいりたいというふうに考えております。飯島町弓道場は県下弓道大会をはじめ各種の大会や月例射会、また大学生を中心とした合宿など、県内外から多くの愛好者に利用されてきております。とりわけ指定管理者制度に移行しました平成18年度からは飯島町弓友会の献身的な運営努力によりまして利用者からも大変好評をいただき、利用者数も大幅に伸びてきておりまして、その効果が十分表れてきておるところでございます。引き続き指定管理者の指定を行うことにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 お諮りします。ただいま提案説明のありました第32号議案は飯島町弓道場の指定管理者の指定につきましては、平成21年度予算に関連しますので予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第32号議案は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

これから質疑を行います。特別委員会への付託が決定しましたので総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。このまま議事を続けます。

議 長 日程第29 第33号議案南街道地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第33号議案南街道地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定につきまして提案理由の説明を申し上げます。平成20年度国の地域介護福祉空間整備事業交付金を受けまして、南街道地区高齢者支えあい拠点施設が建設されまして先程設置条例を提案させていただいたところでございます。この条例に基づきまして今回南街道耕地を指定管理者として指定し、施設の管理運営をお願いしてまいりたいというものでございます。なお指定の期間は平成24年3月31日までの3年間とするものでございます。以上指定管理者の指定を行うことにつきまして地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 宮下覚一議員 ちょっとあの指定の期間の関係でございますけれども、手元の資料によりますと33号2年間になっておりますけれども、これはどっちが正しいのでしょうか。

住民福祉課長 お手元、33号議案に提示をしてございます4の指定期間、21年4月1日から24年3月31日となっておりますが23年3月31日の誤りでございます。申し訳ございませんでした。

議 長 ただいま議案の訂正の。議案の訂正、指定期間しての期間については平成21年4月1日から平成23年3月31日までと訂正がありましたので、よろしいですか。

(もう一度確認をお願いいたしますの声)

議 長 指定の期間について平成21年4月1日から平成24年3月31日までを平成23年3月31日までということで訂正をそのようにお願いいたします。

議 長 他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第33号議案南街道地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第33号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第30 第34号議案伊南行政組合格約の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第34号議案伊南行政組合格約の一部変更につきまして提案理由の説明を申し上げます。伊南行政組合昭和伊南総合病院を地方公営企業法の全部適用に変更するため、規約の一部変更行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(補足説明)

住民福祉課長 議 長 お諮りします。ただいま提案説明のありました第34号議案伊南行政組合格約の一部変更についてにつきましては、社会文教委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第34号議案は社会文教常任委員会へ審査を付託することに決定しました。これから質疑を行います。委員会への付託が決定いたしましたので、総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議長から申し上げます。今回議案事前に配布されました資料につきまして、訂正箇所、修正箇所が従前にご増して多ございました。提案者、理事者の側には今後とも慎重と正確を期していただくよう注意いたします。

本日はこれで散会といたします。ご苦労様でした。

午後 0時15分 散会

平成21年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成21年3月3日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 第19号議案 平成21年度飯島町一般会計予算

日程第2 第20号議案 平成21年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第3 第21号議案 平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第4 第22号議案 平成21年度飯島町老人保健医療特別会計予算

日程第5 第23号議案 平成21年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第6 第24号議案 平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計予算

日程第7 第25号議案 平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 第26号議案 平成21年度飯島町水道事業会計予算

○出席議員（12名）

1番 森岡一雄	2番 曾我 弘
3番 宮下覚一	4番 坂本紀子
5番 三浦寿美子	6番 野村利夫
7番 宮下 寿	8番 竹沢秀幸
9番 平沢 晃	10番 内山淳司
11番 松下寿雄	12番 織田信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 小林広美 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 豊口敏弘 総務課財政係長 中村栄一
飯島町農業委員会 会長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	折山 誠
議会事務局書記	千村 弥紀

本会議再開

開 儀	平成21年3月3日 午前9時10分
議 長	おはようございます。3月3日桃の節句です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。また本日は予算審査がありますので中村財政係長に説明員として出席いただいております。 議事進行についてお諮りします。これから提案になります第19号議案から第26号議案までの8議案については、いずれも平成21年度予算に関する議案でありますので、これを一括議題として総括質疑の後、予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第19号議案から第26号議案までの8議案については、これを一括議題として総括質疑の後、予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。
議 長	日程第1 第19号議案平成21年度飯島町一般会計予算。 日程第2 第20号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計予算。 日程第3 第21号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。 日程第4 第22号議案平成21年度飯島町老人保健医療特別会計予算。 日程第5 第23号議案平成21年度飯島町飯島町介護保険特別会計予算。 日程第6 第24号議案平成21年度公共下水道事業特別会計予算。 日程第7 第25号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。 日程第8 第26号議案平成21年度飯島町水道事業会計予算。 以上平成21年度予算8議案を一括議題とします。町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。
町 長	おはようございます。平成21年3月議会定例会を招集し、本日ここに平成21年度の一般会計予算案をはじめ、各特別会計及び事業会計予算8議案を提案するにあたり、新年度の施策に関する私の所信の一端と、これに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思っております。 平成20年度のがわが国の経済は、世界的な金融市場の危機を契機に景気の下降が顕著となるなかで、国内需要も下落し景気は一層の下降局面に陥っております。製造業を中心とした企業の資金繰りが厳しい状況となって雇用情勢は悪化をし、これがあらゆる業種に波及して消費が冷え込み、最悪の事態に陥ってしまいました。こうした中であって、国は「安心実現のための緊急総合対策」を打ち出したところであり、これに基づいた施策を平成20年度予算及び平成21年度予算編成と連動させ、切れ目のない実行を図ることを基本的な政策態度としてきました。 一方、「地方分権改革推進法」では、国と地方との役割を明確にすることと、地方の自主性、自立性を高めることを基本的理念としております。これを基本として、「地方が主

役の国づくり」ができるよう中央と対等・協力の関係に立つ自治体の確立、自治行政権、自治立法権、自治財政権を確立した完全自治体の実現、行政の総合性を確保するための広域連携による「自立と連帯」の推進、民主導による地方経済基盤の活性化などを掲げ、いわゆる地方政府の早期確立を促す内容となっております。我々地方自治体は、こうした分権の担い手としてその自治体に即した政策を考え、体力をつけ、自己責任のもとで実践をしてゆく能力が今後ますます強く求められてゆくものであるとした考え方は変わっておりません。国にとっては、地方の元気こそ日本の活力の源であるということであり、たとえば、「経済財政改革の基本方針2008」これは骨太の方針と言われておる方針でございますが、これにみられるように「全員参加の経済戦略」、すなわち中小企業の生産性向上と安定雇用を重視し、世界経済の成長果実を国内に持ち込もうとする戦略を掲げて、「地方のちから」に期待を寄せる姿勢からも地方こそが救世主であるといった考え方を伺うことができます。このような情勢にあって私は、飯島町に暮らす全ての皆様が、何よりも日々の暮らしが安定し、安心して毎日を営むことができること、そして、とりわけ子どもたちに未来を与えて、希望を感じてもらえることができる地域づくり、活力と創造にあふれたまちづくりを行うことが使命であると思っております。このようなことを常に念頭におき、全力を傾注して参る所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、まずもってお願い申し上げます。

そこでまず経済情勢と国の予算編成について少し触れさせていただきたいと思っております。

国の「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、政府は、国民生活と日本経済を守るという観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で経済財政政策を進めることとしております。現下の経済金融情勢に対応した「安心実現のための緊急総合対策」、「生活対策」に引続き「生活防衛のための緊急対策」を着実に実施するとともに、内需主導の持続的成長が可能となるように経済の体質を転換し、日本経済の底力を発揮させようとしております。従って、財政の健全化については、このような経済情勢のもとでは機動的かつ弾力的な対応をとるとしております。

こうした考え方のもとで編成された平成21年度の国家予算は、前述の戦略が効果を上げ、年度の後半には民間需要の持ち直しから景気の低迷を脱していくことが期待される予算となっております。しかしながら、なおも世界の金融情勢によっては、さらに景気が下ふれする可能性があり予断が許されません。国の平成21年度予算は、財政健全化へ向けた基本的方向性を維持しつつ重要課題の推進枠を活用し、国民生活と日本経済を守るべく、「生活対策」に盛り込まれた内需拡大策と、成長力強化に向けた税制上の措置とを合わせて状況に応じた対応をとるとする基本方針で編成をされております。歳出面では、政策の必要性をゼロベースで精査し、行政支出の総点検を行うことによって財政支出の抑制につなげる努力を行っています。

予算配分の重点化にあたっては、「生活者の暮らしの安心」、「金融経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」を施策の柱とし、成果目標を掲げて政策評価を行い、歳出の効率化と合理化をはかり、国民に温かい政府をつくることスローガンとされました。こうした方針のもとで編成された国の一般会計予算規模は、88兆5,480億円と前年比で5兆4,867億円、6.6%の増加、一般歳出では、51兆7,310億円、対前年比4兆4,465億円、9.

4%の増となっております。「景気優先」がそのまま予算規模の増大に表れていますが、平成20年度当初でいったんは改善が図られた公債依存度は、30.5%から平成21年度予算では37.6%と大きく上昇し、さらに高水準となったことは、長期債務残高の増大を意味するところであり、引き続き極めて深刻な状況が懸念される所となっております。

次に地方財政であります。平成21年度における国の地方財政対策は、景気の衰退等に伴い地方税収や、地方交付税の原資となる国税収入が急激かつ大幅に落ち込む中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足が大きく拡大するものと見込まれました。このため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として、「基本方針2006」等に沿って国の歳出予算と歩調を合わせて、人件費における職員定員の純減や給与関係経費の抑制、地方単独事業費の抑制を図ることとする一方で、地方交付税の増額に取り組むこととし、「生活防衛のための緊急対策」を踏まえ雇用創出等のための地方交付税を1兆円増額するとともに、地方財政計画の歳出を増額することとしております。これらにより、平成21年度の地方財政計画の規模は、前年度比で1%程度の減の、総額82兆5,600億円となり、このうち地方交付税は、「生活防衛のための緊急対策」に基づき地方交付税を1兆円増額した上で、総額は前年度比で2.7%増の15兆8,202億円、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は、前年度比15%増の20兆9,688億円となっております。こうした中、諸経費全般について徹底した合理化に努めたものの、公債費が依然として高水準にあることや、社会保障関係経費の自然増などにより、10兆4,664億円の財源不足を生じる結果となりました。このため、平成21年度の地方財政対策においては、財源不足を国と地方が折半して補填するルールを適用し、財源対策債の増発や、一般会計から交付税特別会計への繰入を増額するなど講じた後に、地方は臨時財政対策債の増発により補填措置を行うこととなった所となっております。

さて、長野県の平成21年度当初予算案は、平成20年度1月の補正予算と2月補正予算とを合わせて国県の緊急経済対策に対応し、切れ目なく事業に取り組み、経済の安定と雇用の確保を図ること、「選択と集中」の考え方を徹底し、必要な施策に財源を重点的に配分をして中期総合計画の着実な推進をはかること、社会保障関係費が増加する中で持続可能な財政構造の構築に向け、行財政改革プランに沿って財政健全化を進めることを基本方針としております。県税収入は大幅に減少し、倍増する臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税などによって補う形になるものの、一般財源は前年を下回り、歳出削減努力をしてもなお財源不足が生ずることから、残り少ない基金をとりくずして対応せざるを得ない厳しい予算編成となっております。県債は、臨時財政対策債と減収補填債を除いた県債発行額を、元金償還額の範囲内にとどめることによって、実質的な県債残高を縮減する努力がみられますが、向こう5年間においても財源不足を生ずることから、基金依存の体質は変わらず、基金残高の減少に歯止めがかかりません。このような財政状況にあつて、県の予算案は急激な経済・雇用情勢の悪化、生活の不安に対応し「くらしを守る」予算、地域における「くらしの活力」を創出する予算、現在を生活している県民の「くらし回り」の安定・充実をはかることとしていることから、「県民のくらし」に配慮した経済対策を前面に打ち出した予算であることがわかります。予算規模は8,322億円となり、前年度に比べて0.1%の減となっております。前年度に比べて扶助費は1.8%伸びを示しながらも、

投資的経費全体では、5.7%の減少となっております。また、公債費は公債費負担軽減のための繰り上げ償還を、平成20年度に引続き87億円の規模で実施をするものの、0.1%の増となり、財政運営の厳しさがうかがわれる予算となっております。

続いて町の財政見通しであります。当町の財政状況は、平成19年度決算においては景気の好転要素による追い風を受けて、税収が大きく伸びたために比較的良好な財政運営を行うことができました。しかしながら、一転して急激な景気の下落が法人税を中心とした税収の落ち込みとなり、平成20年度は当初の税収見込みをかつてないほど大きく下回ったまま決算を迎える状況にあります。当町は、もともと自主財源が少なく、固定的経費が多くを占める財政構造にあつて、税収の減少はそのまま投資機会を奪うばかりか、経常経費に充当する財源さえ、基金などの資金に頼らざるを得なくなるという厳しさに直面をします。平成19年度決算では、経常収支比率は0.4ポイント好転し、各種基金への積み立ては1億3,200万余の留保ができましたが、今期のような経済状況下では瞬く間に悪化してしまうという脆弱さを併せ持つのが町の財政体力の実情であります。また公債費負担は、繰り上げ償還を実施してもなお、実質公債費比率は、17.0%と上昇し県下平均の14.1%を上回る値を示しております。さらに、新しい財政健全化指標のひとつであります将来負担比率も105.7%と、やはり県下平均の77.5%を上回り、債務負担の軽減と内部留保資金の増額が急務であることを物語っております。こうした指標は、当面する大型事業の継続などによって今後も上昇傾向にあるために、注視していかなければなりません。

平成21年度の歳入面においては、税出収が大幅に減少する一方で、地方交付税は前年度当初予算に比べて1.3%の伸びを見込んでおります。しかし、地方交付税が増加したのは、町が自らの行政需要を伸ばしたからではなく、国の「生活防衛のための緊急対策に基づく1兆円規模の地方交付税の増額分」にあたるものであり、臨時財政対策債の増発と合わせて全体の財政規模が2.6%増加することとなったためであります。税収が一般財源としていかに重要であるかという点で、将来にわたる安定的な財源確保に向けた施策が必要であることを改めて認識をしたところでございます。経済情勢が、回復のきっかけすらつかめない、また見通しもたない中であつても、これからの行政需要はサービスの量から質への転換、社会資本の整備から福祉・医療・環境分野への移行へと変化を見せており、柔軟な財政的体力をもつことが求められてきました。

以上のことから、今後、依存財源に左右されることなく、増加する一方の財政需要に当町がどう対応していくかが最大の課題であり、現在の行政サービスの水準を維持していくことはたいへん難しく、引き続き苦しい財政運営を余儀なくされることは変わっておりません。そこで予算編成に当たって、金融不安に端を発する世界的な経済情勢の悪化は、わが国の経済を直撃し、再起が困難なほどの打撃を受けました。これは、世界経済のスピードについていけないということの証であり、国はただちに、日本経済の原点である「ものづくり」に回帰をした戦略をひとつに掲げて経済再生への取り組みをはじめた所があります。かつての三位一体の改革では、約4.7兆円の国庫補助負担金を減額し、地方交付税は総額で約5.1兆円を抑制しました。一方これに替わる税源移譲は、約3兆円にとどまる結果であります。こうした影響を受け当町の財源不足は積層かつ継続し、平成21年度も歳入が厳しい状況にあることに変わりはありません。引き続き改革を断行せざるを得

ない状況になっております。一方で、地方分権はすでに始まっており、「飯島町ふるさとづくり計画」及び「集中改革プラン」による改革を継続しつつ、行財政運営の効率化と、「くらしを重視し、将来に希望のもてる活力あるまちづくり」を進めるための、施策の選択と実行を強力に推進し、重点投資型のメリハリのある予算編成を行いました。

先ずまちづくりの重点施策であります。平成21年度予算は、未曾有の景況のなかで、「住民のくらしを守る」ということを出発点に、「子ども達の育成支援」や「町の活力」を強力に推進すること、そのベースとなる財政基盤を健全に保つことを念頭に、平成21年度予算の軸足を「くらしを支え、こどもの未来を育む、活力と創造のメリハリ予算」と位置付け、以下の点を基本とした施策を選択し予算の重点配分を行いました。

1つとして、住民主役の協働のまちづくりを推進していきます。「協働のまちづくり」の推進母体となる地域づくり委員会は、この組織を中心に、すでに多くの活発な活動が展開をされております。住民と行政とが自立したまちづくりの良きパートナーとして、「協働」が推進できますよう、町も協力支援をして参ります。また、同様に「農地・水・環境向上対策事業」につきましても全ての住民が協働し、町のすばらしい農村環境を維持保全してゆくという理念に基づき、仕組みづくりと一層の事業推進についてサポート体制をとってまいります。

2つ目に、子育て支援・若者定住・新規企業導入など人口増と活性化を促進します。少子化の状況下において、子育ては家庭にとどまらず広範囲かつ多面的に支援される必要があって、その重要性が増しております。将来を担う子どもたちの育成を一貫して支援できるよう組織体制を充実させ、きめ細かな対策を盛り込んだところでございます。また、若者の定住を図る必要があることから、企業誘致をはじめとした働く環境整備や定住に向けた支援対策に取り組んでまいります。

3つ目には、新しい基盤整備や地域特性を生かした産業振興を促進をします。国道伊南バイパスは、関連アクセス道等の基盤整備とともに順調に工事が進捗しております。また、これに併せた地域交通体系の基盤を本格的運用に移行します。新しい取り組みとしましては、与田切川流域の森の整備でございます。町民をはじめ多くのみなさまが自然とふれあう、憩うことができる環境基盤の整備に着手いたします。

4つ目に、安心・安全なまちづくりを進めます。最近、当町では大きな災害に見舞われるということはありませんでしたが、各地の罹災事例を見るにつけ不安が消えることはありません。備えを万全にすべく平成21年度も引き続き、安心・安全なまちづくりに向けた予算を計上いたしました。また、地域医療における安心を確保するために、昭和伊南総合病院の経営健全化に全力を上げてまいります。

5つ目に、地域活動や交流の場となる施設を整備をいたします。「協働」の基本となる、人と人とのつながりはさまざまな活動を通して深まってゆくことが期待されるものです。「協働」の理念のもとで、活動を実践する場としての集会施設の整備を行います。

6つ目に、生活の質を高める快適環境を整備します。当町の下水道事業は、計画的に事業推進が図られ、平成20年4月をもって、七久保地区が一部供用開始となりました。残る一部の管渠整備などを行って確実な事業推進を図ってまいります。

7つ目に、雇用を生み出し経済活性化を図ります。行政にとって、住民のくらしを守るということは基本的責務であります。最悪の経済状況のなかで、「はたらく場」を提供し、

暮らしにつなげてゆくための雇用対策を集中的に盛り込みました。経済の活性化と雇用情勢の好転につながることを期待をいたしております。

8つ目として、重点施策を推進するために、以上の7項目に掲げる施策を推進するためには、町民の皆様の積極的な参加と行財政の効率的な推進が不可欠であります。また、次期長期構想に向けての行政評価手法の検討や、職員人材育成のための人事評価制度の実施、一般競争入札の本格的導入や総合評価方式の試行導入による入札制度の見直しなどに着手をいたします。財政面におきましては、平成19年度から3ヵ年かけて起債繰り上げ償還を実施しておりますが、一層の公債費を削減する目的で、平成21年度を1年目として3ヵ年にわたり第2次の繰り上げ償還を計画をいたしました。将来世代の負担軽減と健全財政の基礎を構築をいたします。

最後9つ目ではありますが、国・県との事業の推進に向けてであります。国直轄事業や県施工事業につきましても引き続きその整備促進を強力に要請をして参ります。すなわち、国道伊南バイパス、天竜川・与田切川・中田切川とその水系に係る治山、治水、砂防事業、また主要地方道竜東線、県道飯島飯田線の改良整備、県営治山と土地改良事業など、各期成同盟会とともに一層の整備促進を求めてまいります。

以上が本予算での重点項目を申し上げます。

それでは、提案いたしました平成21年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。

まず一般会計は、42億6,100万円で前年度対比2.1%の増であります。国民健康保険特別会計では、9億500万円で7.4%の減、後期高齢者医療特別会計は、1億400万円で7.4%の減、老人保健医療特別会計は長寿高齢者医療制度へ移行したため600万円で94.5%の減、介護保険特別会計は、8億4,800万円で0.7%の減、公共下水道事業特別会計は、5億9,500万円で1.7%の増、農業集落排水事業特別会計は、2億2,900万円で0.1%の減となりました。また、水道事業会計は、4億7,900万円で9.0%の増であります。これら8会計の合計予算規模は、74億円余で、全体としては0.6%の減額となる編成をいたしました。一般会計の当初予算が前年度に比べて増加しましたのは、地域福祉空間整備事業を予算化したものが主であり、これを除けば全体としては0.8%の減であります。

国民健康保険特別会計は医療費の伸びを見込んでおりますが、全体では7.4%の減となっております。また、国保財政の健全化をはかるために国保料の改定を行う考えであります。平成20年度から新たに始まりました長寿高齢者医療制度では、主体となる75歳以上の被保険者の方の保険料や事務費などを予算計上をしております。

老人保健医療特別会計は、長寿高齢者医療制度へ引き継ぐ形となるために、予算規模は最小限としております。

介護保険特別会計は、平成21年度から第4期の事業計画が始まりますが、介護保険料は前期と同額を考慮しております。これは、保険給付費の減少を見込んでおり、介護予防事業の成果と考えております。

また、公共下水道事業特別会計につきましても、堂前線や国道伊南バイパスなどの管渠工事により、予算規模が増大をいたしております。

農業集落排水事業特別会計は、引き続き維持管理業務の見直しなどに努め、予算規模は

減少となりました。

また、水道事業会計につきましては、やはり国道伊南バイパスや堂前線への水道管布設工事が中心となり予算規模は増大しております。

それでは最初に、一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。町税は、景気悪化の直撃を受けて法人税が前年比で71%減と大きく影響しております。また、町たばこ税を除いて、やはり景気の影響から減額を見込んだところであります。地方譲与税は、前年比5%減少しておりますが地方消費税交付金は微増、自動車取得税交付金は景気状況から34.4%と大きく落ち込むと見ております。また、地方特例交付金は、児童手当特例交付金と、住宅借入金特別控除にかかる、住民税の減収補填分の措置に加え、新たに自動車取得税の減税による減収補填分が追加されるために、全体では大きく伸びる結果となりました。次に、地方交付税であります。前年度の予算額に比べ増加をいたしております。地域の偏在是正対策のために交付される「地方再生対策費」は引き続き措置されることや、新しく地域雇用創出推進費として基準財政需要額に算入される経費、また法人税の減収などの変動要素を勘案をすると、普通交付税は増加すると算定しました。特別交付税と合わせますと平成20年度予算に対し、1,800万円の増額を見込んでいるところであります。関連する臨時財政対策債につきましても、国の地方財政計画から大きく増額する見込みであります。国県支出金につきましては、地域介護福祉空間整備事業や、雇用創出事業などによって伸びを見せております。また、繰入金につきましては、地域循環バスの一部の経費に地域福祉基金を、庁内の新しい情報システム構築に高度情報化基金を、また起債の繰り上げ償還の財源として減債基金から繰入れを行います。なお、全体的な財源不足を補う目的での財政調整基金からの繰り入れは1,200万円にとどめました。町債は、5億580万円で、前年度に比べて54.3%の増額となっております。臨時財政対策債が倍増をしているのと、まちづくり交付金事業や地方特定道路整備事業が集中することが増額要因であります。以上、歳入について申し上げます。

次に歳出予算の概要について、中期総合計画に掲げている施策を基本に説明を申し上げます。

第1は、『みんなで知恵を出し汗を流して協力し合う協働のまちづくり』でございます。地方分権とは、国が考え地方が動くという体制から、地方が自ら考えて動くという体制にするという改革であります。そこには主権者としての住民が、考える過程に参画するということと、地域が決めたことには自らが責任を負うという厳しいルールを含んでおりますが、このことこそが自立する自治体にとっての本旨であります。同時に、持続発展するまちづくりを行うには、簡素で効率的な行財政運営も必須要件であります。行財政改革の断行は必要不可欠であり、今後も強力に推進していかなくてはなりません。平成20年度は、協働の中核となる地域づくり委員会を中心にして活発な活動が展開されておりますし、「農地・水・環境保全向上対策事業」においても「協働」の理念のもとに、引き続き各地区の組織が積極的に取り組んでいただける体制ができております。今後もこうした活動に期待を寄せるのと同時に、行政としても側面的に支援をしております。また、国の重点施策でもあります電子自治体の推進につきましては、業務の効率化を重点とした情報機器設備の更新などを実施しております。広報・広聴面ではCATV、議会・町の両広報のほか、ITを積極的に活用した活動を展開をして参りたいと思っております。更に、友好

都市交流やグリーンツーリズム事業による町外の方々との交流活動、また、ふるさと大使を通じた情報交流や情報発信など、積極的に取り組んで参りたいと考えております。平成17年度まではJICA、これは独立の行政法人の国際協力機構でございますが、JICAの「草の根技術協力事業」によりまして、飯島町国際協力が実施しました「りんごプロジェクト」事業は、平成19年度は情勢不安により一時中断をいたしてはりましたが、平成20年度から地域のみなさまのご協力により再開ができ、パキスタンからの研修生を受け入れて、りんごの栽培技術の伝承と交流が実現をいたしました。平成21年度も事業を継続をしております。飯島町のりんごが遠くパキスタンで栽培・普及されていくという「夢プロジェクト」が活動したところであります。

第2は『交流の時代の新しい基盤整備を進めるまちづくり』であります。快適で活力ある創造に満ちたまちづくりを進めるうえで、道路改良に始まり、住宅、環境衛生、交通から防災に至るまで、生活基盤の整備は欠かせません。平成19年度から、町では「だれもが安心して住むことのできるまちづくりの推進」を目標に、5年間の都市再生整備計画を推進しております。平成21年度もこの計画の目標に基づき、まちづくり交付金事業として各種の事業を展開をしております。平成21年度においては、循環バス運行事業、国道伊南バイパスアクセス道路改良事業、公民館や体育館の耐震化事業に活用いたします。道路・交通面では、まず循環バス運行事業は1年半をかけて試行運行を重ねてきましたが、徐々に利用者が増加してきたことから定着しつつあるという感もしております。地域の皆様の意見や要望等をお聞きし、一部の路線に新しくデマンド（予約）方式を採用入れ、バス停の増設といった利便性向上を図りながら本格運行に臨んでまいります。地域の足として一層活用されることを期待しておりますし、また町といたしましても精いっぱい努力をしております。国道伊南バイパス建設事業につきましては、順調に工事が進捗しております。道路財源の一般財源化などに一抹の不安がありますが、早期の全線開通を望むところであります。主要地方道竜東線は、「北河原・中平線」までの吉瀬・中平間が開通となりました。引き続き建設促進につきましても、積極的に関係機関と連絡をとりながら進めてまいります。また、一般町道につきましては、平成21年度も、新たな東西の動脈でもあり国道伊南バイパスのアクセス道でもあります町道堂前線に継続して集中投資をしております。更にバイパスへの他のアクセス道につきましても同様に整備を進めてまいります。与田切川・中田切川の河川砂防事業の促進、更に、西山地帯をはじめ百間ナギの崩落対策等、治山・治水事業の促進についても、国・県へ積極的に働きかけをしております。消防・防災面や交通安全・防犯対策につきましては、町民の皆様が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。公民館の耐震工事や避難施設となる体育館の耐震化診断を行って施設の安全対策を講じます。住宅の耐震対策事業は、耐震診断や耐震補強工事に対する補助を行うなど積極的な防災対策を継続をいたしてまいります。また、世界的に流行が心配されている新型インフルエンザ対策には、公共施設への備蓄品を設置するよう予算化いたしました。

第3に『生活の質を高める快適環境のまちづくり』であります。生活水準の高まりにつれて、質の高い快適な日常生活を営むための環境づくりは、自然環境の保全と合わせて、また「町に住む魅力」として極めて重要なテーマとなっております。公共下水道事業においては、七久保浄化センターの稼働が始まり一部供用開始となりました。平成21年度は

残る管渠工事とともに飯島処理場の2池目の工事の詳細設計に着手をしております。また、農業集落排水事業は、維持管理業務が中心となっておりますが、機械設備の効率的運用など一層の工夫を進め、維持費の節減努力を図り、総額で減額することができました。公共下水道事業及び農業集落排水事業ともに、繋ぎ込み率が年々向上しておりますが、まだ接続をしていないご家庭にありましても、一日も早く接続をし、ご利用をいただくことをお願いを申し上げる次第であります。合併処理浄化槽の設置整備事業は、区域を変更した地区も含め引き続き設置促進を図ります。一方、上水道事業では、国道伊南バイパスや堂前線への水道管布設が中心となりますが、下水道の普及も考慮し、水道水の安全供給に向けた努力をしております。住宅対策面では、町営住宅の改修や安全対策などを実施いたします。また、平成14年度から始めたIターン者に対する定住奨励事業につきましても継続をしております。さらに、民間業者との連携で構築いたしました「住情報ネットワーク」は、町の公式ホームページにて情報発信しておりますが、利用者の利便性向上に向けて一層充実させてまいります。これらの施策により、町外から一人でも多くの若者たちが、この地を「ふるさと」として定住していただくことを切に願っているところであります。次に、環境衛生面についてであります。昨今、CO2削減に向けた環境保護といった要請は世界的に急速に高まっております。特に、わが国における新たなエネルギービジョンの策定は、国全体はもとよりそれぞれの地方においても考えていかななくてはならない喫緊の課題となっております。当町でもNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の協力により町内における新たなエネルギー源について「将来の方向性」について検討を行ってまいりました。平成21年度も、このビジョンを基本に実現方策へ向かう検討を進めてまいります。塵芥処理費等に要する予算につきましては、ごみの減量化対策としてコンポストや生ごみ処理機の購入補助を予算化しております。町民の皆様の環境保護に対する意識、関心が高まっております。是非ごみの減量化による「資源循環型社会」の形成にご協力をいただきたいと思います。

第4は『共に支え共に生きる健康・福祉のまちづくり』であります。毎日のくらしにとって健康であることは大切な財産であります。住民の誰もが安心して健康で暮らすことができますよう保健・医療・福祉の連携のもとに各事業の推進のための諸施策を講じてまいります。まず、児童福祉面についてであります。昨年度に引き続き子育て支援を中心として、子どもの育成や保護者負担の軽減、ひいては将来のまちづくりの原動力となるような人材育成をめざし、施策を重点化いたしました。まず、出産前の、母子の健康維持と健診経費負担の軽減を目的に、健診料の公費負担を5回から14回へと拡大するよう予算化をいたしました。出産後のケアについても助産師などによる相談指導業務の充実に加え、乳児育児相談などの母子保健サービスとあわせてきめ細かく支援できるよう体制を強化してまいります。地域子育て支援センターは、子育てに悩む保護者の方々の相談の場として、利用者が増加してまいりました。平成21年度も相談に対応するスタッフや体制の充実を図り支援体制を強化をしております。保育料の軽減につきましては、二人目の保育料2分の1、三人目以降の10分の9の軽減を、そして、平成18年度からは第二子以降の園児であれば、すべて3分の1軽減することとしたものを平成21年度においても同様に継続して保護者負担の軽減を図ってまいります。乳幼児医療費につきましては、平成20年度は中学3年生まで拡大して負担軽減を行ってまいりましたが、平成21年度も継続をいたし

ます。また、子育て支援の側面から商工会と連携して行っております、子育て応援券交付事業は継続をして実施をしております。なお医療面においては、不妊で悩む方々のために、平成21年度も県の不妊治療助成事業に上乘せの補助をし、治療費の負担を軽減をしております。次に高齢者福祉であります。介護保険事業につきましては、高齢化とともに介護認定者も増加し、保険給付費は年々増加をしております。今後は、給付の適正化に努めるとともに、引き続き地域包括支援センターを中心に、介護予防に力を入れてまいります。また、生活支援から、高齢者祝い事業や高齢者活動団体への補助など、生きがい支援のための事業についても継続をして実施をしております。障害者福祉面では、障害者がその人に適したサービスを利用しながら、地域社会で自立した生活を営めるよう将来にわたり支援をしていくため、障害者自立支援法によるさまざまなサービスが始まりましたが、介護給付、訓練等にかかわる給付、生活支援事業など制度の周知を図り、適正な運営に努めてまいります。このような中であって、高齢者や障害者の福祉施策として給付を行っております介護慰労金や障害者福祉金、福祉年金等は、行政改革の一環として、平成18年度から段階的に削減をお願いしてまいりましたが、平成21年度においても平成20年度と同様に維持して給付することといたしました。予防接種事業につきましては75歳以上の方を対象とした肺炎球菌予防接種について、県下では4番目、上伊那郡下ではまず先駆けて実施をするために新たに予算化をいたしました。その他、町民の皆様が、いつまでも健康で暮らせるための、各種検診の実施や保健指導にも力を注いでまいります。なお、国民健康保険特別会計は医療費の伸びを見込んだ予算を、また老人保健医療制度に変わりました、後期高齢者医療制度特別会計につきましては保険料等に対応する予算を編成しております。なお今、全国的な医師不足に端を発する、伊南行政組合運営の昭和伊南総合病院の経営悪化に関する状況であります。いくつかの診療科目において廃止、縮小を余儀なくされており、極めて厳しい状況に置かれております。昨日も説明がありましたけれども、この度作成をいたしました病院健全経営のための改革プランに基づきまして、組織内の合理化をはじめとして、病床数の減など適正規模への再編成や、構成団体が県政援助を行うことで、経営的自立に向けた努力を行ってまいります。行政、病院、地域医師会など病院間連携も含めて、一朝一夕にはなかなか解決できない根の深い難しい問題を含んでおります。町民の皆様にもこの点をぜひご理解をいただき、一次、二次、三次医療の棲み分けを行いながら、地域医療の確保を図るべく懸命の努力を行ってまいり所存であります。ご協力をお願いいたします。

第5に『地域の魅力を生かした産業づくり』であります。農業においては、1,000ヘクタール自然共生農場づくりを基本として、化学肥料や化学合成農薬を低減した農法により、食の安心・安全に徹した農業を理念に、競争力を持ち、売れる農産物づくりをめざすことが肝要であります。同時に自立した経営を実現するためには、他産業と連携した農業展開をはかることが重要であります。農地・水・環境保全向上対策や、農用地の利用集積などを行いながら魅力ある農業に向けて営農活動を支援してまいります。グリーンツーリズム事業においては、多くの子どもたちが町内を訪れ、農業体験などを通じた交流を経験しております。こうした都市との交流を通じて、飯島町の美しい自然環境の中から生まれる安全でおいしい農産物と、また、飯島町の人と自然の魅力を感じていただき、将来的には物流や、観光へとつながってゆく効果に期待を寄せるものであります。さて、地産地

消の拠点施設として整備いたしました「道の駅花の里いいじま」は、オープンして既に満7年目を迎え、お陰様で多くの方々にご来場をいただき、順調な経営状況を維持しております。平成18年度からは、管理運営を指定管理者「道の駅花の里いいじま利用組合」に委ね、更なる充実が図られてきております。町といたしましても、引き続き財政的支援を行って参ります。6月頃オープン予定の「栗」の加工販売施設、里の丘工房との相乗効果による更なる活性化を期待しております。この他、県営事業として、本郷ため池整備事業については計画から設計段階へととなります。また、県営中山間地域総合農地防災事業は平成21年度をもって完了となります。更に中央道を横断する4本の農業用水路の耐震対策については、県の補助を活用して工事着手となります。今後も水源の保全と安定確保に力を入れてまいります。林業面では従来の森林育成に加え、2年目となります「森林税」を財源とした「信州の森林づくり支援交付金」を活用して、里山を中心とした民有林整備を行います。また、松くい虫の被害に対応する防除・駆除事業は引き続き実施して参ります。林道整備に関しましては、平成20年度に引き続き林道横根山線の改良工事を中心に維持管理を進めます。商工面では、企業が増えること、活性化することは、雇用の創出、経済の進展、人口増といった諸々の良好な波及効果を生み出し「元気あるまちづくり」に貢献してまいります。商工会への支援事業を通じて積極的な支援策を講じてまいります。企業誘致策としましては、円滑かつ迅速な用地確保を主眼に、企業導入について積極的に推進を進めてまいりたいと考えております。なお、厳しい状況が続いている中小企業に対しましては、経営確立のための支援策を引き続き継続実施してまいります。しかし何と云ってもこのような経済状況下では、まずは景気対策が優先されるべきものと考えます。そこで「経済と雇用」の視点から国の施策に連携して対策を講じているところでありますが、経済対策として取り組んでおりますのは、町道改良、保育園や小学校、また給食センターの整備など、今まで要望の強かった事業に対し、国の交付金を活用して総額1億円規模で早期に着手しておりますし、21年度は雇用対策として、21世紀与田切ふるさとの森と川整備事業をはじめとして、与田切溪谷の遊歩道・登山道整備や、千人塚公園桜育成事業など直接的に雇用につながる施策を講じるところでございます。このような施策が効果をなし経済の好転につながることを切に願うものであります。

第6として『生きいき学び楽しむ生涯学習のまちづくり』についてであります。町の将来を担うのは、まぎれもなく今の子どもたちであります。少子化は、将来的には経済力の低下や地域コミュニティをはじめとしたいわゆる地域力の低下をもたらし、「くらし」に深刻な影響を与える問題であって、活力あふれる町をつくり、若い世代の皆様が夢と希望を抱けるような町をつくることは普遍的課題であります。子育ての重要性とは、家庭や学校にとどまるのではなく、地域全体が一体となって支えてゆくという理解と意識が、町民全体に行き渡ることであります。そこで平成21年度は、このような学校教育と社会教育が役割分担を前提とした上で、学習や活動の場を重ね合わせながら子どもたちの教育に関わろうという、「学社融合」を前面に地域社会の子育て参加の推進を図ります。また、町民の自主的な参加による学習・スポーツ活動の活性化を図り、芸術文化活動の推進や伝統芸能等の継承を進めるとともに、歴史遺産の保全や活用までを総じて諸施策を講じたところであります。平成19年度に設置した「こども室」は、子どもの成長過程を連続一貫して支援することのできるよう整えた組織であります。平成21年度も、この「こども室」の

機能を一層充実させるべく力を入れてまいります。さて、子どもの居場所づくりと地域の大人との交流や体験を通して豊かな心を育み、地域の教育力を高めることを目的に始めました「子ども広場推進事業」は、平成21年度は飯島地区への開設を行う計画であります。また、従来4年生までの児童を対象とした「学童クラブ」も6年生まで、その枠を広げて留守家庭児童の保護及び安全確保について、更に充実強化をしてまいります。複雑多様なる家庭問題に対処するためには、家庭相談員が課題解決に向けたバックアップを行ってまいります。また、中1プロブレムと言われる思春期の中学生が抱える心の問題に寄り添いながら、中学生の心身の悩み相談にも対処できるよう、こころの相談員を引き続いて配しているところでございます。学校教育においては、「生きる力をはぐくむ」という理念のもとで学習指導要領が改訂をされ、来年度から移行期間となることを受けて、小学校での外国語活動として英語に取り組むこととし、そのための指導助手の配置と新しく必要となる教材・資料などを予算化いたしました。特別支援教育支援員は、小中学校3校へそれぞれを引き続き配置をし、発達障害に対する子ども達へのよりきめ細かな対応を図ってまいります。また、小学校1年生の学習習慣形成に関しても引き続き予算化いたしました。生涯学習・社会教育面では、図書館事業につきましては、一層の利用をいただけるよう工夫に力を入れてまいりたいと考えております。地域文化面では、「いいじま文化サロン」を核として引き続き取り組み、文化の魅力を伝える中心的担い手としての活動をしていただきたいと期待をいたしております。歴史民俗資料館飯島陣屋は町の重要な歴史的資産であります。より多くの方々に親しんでいただきたいことと、歴史的資料の保存継承という役割を果たすために、緊急雇用創出事業を活用して、施設の維持補修のために予算を計上いたしました。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と、新年度予算の大綱について申し上げます。また、これまでのほかにも、国の直轄事業及び県施工事業につきましても、関係諸機関との連携を図りながら、更に事業促進が図られるよう要請等努力をしてまいります。平成21年度は、なによりも「くらし」を重視し、「こども」の未来を見据え、その上に町の「活力」と新たなる「創造」が、人口増と定着につながってゆく位置づけをいたしております。町長として町民の皆様先頭に立ち、「安心安全で住みよい町」、「暮らしやすい町」、「活力ある町」づくりに全力を傾注してまいり覚悟であります。また、そのためには、携わる職員一人ひとりの更なる意識改革を実践し、住民の皆様との意識の融和をはかりながら、「事業をこなす」というアウトプットではなくて、「成果を引き出す」というアウトカムの意識を持って、業務に向かう姿勢を徹底してまいりたいと考えております。町民の皆様とその代表である議員各位の格別なるご理解とご協力を切にお願いを申し上げ、平成21年度の施政方針と予算概要の説明とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

議 長

以上で平成21年度予算8議案にかかる提案説明を終わります。

ここで休憩をとります。再開時刻を10時30分といたします。休憩。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

議 長

休憩をとき、会議を再開いたします。これから予算8議案について一括して総括質疑を行います。なお予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、本日は総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。

質疑ありませんか。

11番
松下議員

ただいま施政方針を伺ったわけでございますが、まあ大変苦労されておると思います。しかしながらこれを見ますとまあ立派な施政方針でありまして、これが100%実施できればまあ素晴らしいなとまあそんなふうを感じるわけでございます。まあところで自主財源である町税が大幅に落ち込んでおるのが現状でございまして、依然として依存財源に頼る予算編成であると、そんなことに対して将来に不安を持たざるを得ないのが現状であります。また世界に目を向けたとき、また新たにアメリカ大手金融・保険機関等の経営不安が持ち上がっております。これによりまた日本経済に与える影響が心配されるところであります。今後しばらく町税の増収を見込むということは難しい現状が続くのではないかと、そんなふうと思われるところでございます。まあそんな中で町長は町内企業に足を運び実態を把握されておると思いますが、その現状をどのように認識をされているのかお伺いをしたいと思います。

町 長

21年度の予算編成、特にあの予算編成方針等の指示につきましては、11月の末に庁内にまあ示達をして指示をして編成作業を進めてまいりました。当時あの特に11月ごろからこれまでまあ夏以降経済の落ち込みはかなりまあ進んでおりましたけれども、もう本当にあの崖から崩れ落ちるほどの極端に落ちてきたのが11月ぐらいからというふうに見ております。従ってその予算編成方針の伝達の時にはかなりまあ税収が落ち込むだろうということと、いろんなこの国の財源がどうなるのかというようなことの中でのまあ暗中模索の予算編成に入ったわけでありまして、その後まあ国がいろいろとまあ経済対策、それから21年度の予算編成に向けての交付税確保といったような問題も出てまいりまして、しかしなかなか町内の企業の実態が分かりませんでしたので、1月に入ってでありますけれども、上中旬、町内約50社ぐらいであったかと思いますが、担当職員とともに直接まあ社長さんや工場長さんや責任者の方に会ってその状況を聞いて回って、ある程度まあその状況をつかみながら予算編成の最終段階への取り組みということになったわけでございますが、数字的にはなかなかあのつかめませんでしたけれども、税収がどのくらいになるというようなことの掴めまできませんでしたけれども、ただあの個々の企業をあたりまして軒並み当時でまあ50%からひどいところは80%、90%も受注減ということであります。業種によっては受注ゼロといったようなことで、果たして企業が継続できるのかどうかといったような危ぶむ方もおりました。でその一方であの特に外国人を雇用しておる、しかも契約社員といったような形の中で企業しておるのは、もう既に12月あるいは1月でほとんど解雇というような形の中で帰国をされたケースも多いわけでありまして、まあ総じてあのお聞きしますと、いずれこれはあの立ち上がる希望を持っておるんだと、過去や30年40年サイクルぐらいで必ずいろんなこの試練をくぐりながら日本経済は立ち直ってきた経過というものを信じながら、そのためにもひとつ必要な従業員と技術屋さんは確保しておきたいと、仮にまあ一部この仕事量っていいですか勤務時間の分散的な考え方、まあワークシェアですがあろうとも確保したいという意欲的なことを言っておら

れた方は大半でございましたので、まあ今もそうであるというふうに思いますが、ただここへきてまた3月末がひとつの年度末でもありますし、決算期を迎えるというようなことの中で、非常にさらに落ち込んでおるというようなことでございます。従って今年度のと申しますか、この予算の60数%の減で計画した法人税であります、そのことが給与やなんかにも影響してどのくらいまで落ち込むことということが注意深くまあ見守って、またどっちみちあの法人の確定申告等が出ますと更に財政運営の中でまた更に考えていかなきゃならんというものも出てまいります、今、町が直接自らできることというのは限られておりますので、再三申し上げましたようにハローワークやそれから地域の実情や更にまたあの3月過ぎましたらまたもう一度足を運んでというふうにも考えておりますけれども、いろんな連携の中でひとつ国の支援を仰ぎながら懸命に経済対策を講じながら、この予算を何としてもひとつ実行していきたいとこういう感度でございましてよろしくお願いたします。

議 長
5番

三浦議員

質疑

2つお聞きをしたいと思います。国の方針もありまして雇用の創出ということで来年度の予算にも、また昨日の補正予算の中にも施策が入ってまいりましたけれども、どのくらいの雇用に創出できるというふうにご考えておいでになるのか、どのような方法でそうした雇用に繋がっていくのかということをお聞きしたいと思います。

それからあの施政方針の中でも、住民の協働ということで住民の皆さんが町政に参加するというのを言われておりますけれども、住民のそうした声や住民参加を進めるに当たってどのような方法を考えておいでになって、これから繁栄をさせていくために努力をされるのか、お考えがありましたらお聞きしたいと思います。

町 長

当然まあ景気浮揚のためにできる雇用創出のための予算を組んだということでございます。して取り組んでまいります、今あの当初予算の中で数字的に計上しておりますのは額では20,000,000という形になります。そのまあ配分先ということ、あるいはどのくらいの延べの人数でいけるかということは総務課長の方から申し上げたいと思います。それからあの先ほどの方針の中でも申し上げましたけれども、町の計画行政を進めていく上で、できるだけ住民の目線で意見を吸い上げてというようなことを申しております。個々一人ひとりの意見を全てこの反映していくという技術的な部分ではできませんけれども、やはりこれはあの代表である議会、それから町には40いくつかのこの審議会、協議会がございまして、公募委員も含めて代表参加という形で意欲ある方には是非ひとつ参画をいただいてやってまいりたいというふうにご思っておりますし、それからこれからの中長期的な町のこの将来構想、第5次の総合計画がまあ始まっていくわけでありまして、今年度から一つのその作業に着手してまいります。ためにはアンケートももちろん町全体の方々へのアンケート、それからその実証といいますか効果測定の問題へのアンケートということもとりまとめながら、また地域懇談会、ワークショップ的なことも含めてひとつ大勢の皆さん方にご参加をいただける形の中で吸い上げて、最終的には基本構想審議会中で取りまとめ、また議会とも協議してまいると、こういう段取りで考えておりますので、まあいろんな手法を講じてひとつ住民参加を求めてまいりたいとこんなふうに思っております。

総務課長

只今、雇用創出でどのくらいの雇用が生まれるかということでございますが、先ほど町

長が言いましたように、20,000,000 ほどの雇用創出のための事業費を盛り込んでおります。その中で全体としては33人から35人くらいの新たな雇用が創出されるのではないかと、こういうことで考えておりますのでお願いしたいと思います。

議長
8番
竹沢議員

質疑続けてください。

先ほど町長より施政方針のお話しがございまして、その中で全体として74億、一般会計42億6,000万ほどで、特に一般会計はあのここにも記してありますけれども、特にまあ高齢者支え合い施設等々この事業も入っておりますので、前年とは実質的にはそんなに伸びていないよという説明ございました。で、予算の中であの私ども提案した事業についても取り上げていただいて敬意を表しますが、今後の国の動向とも相まってですね次のようなことを考えるわけですけれども、先般の臨時議会における補正予算また昨日の補正予算、また新年度予算含めまして、要するに国のこうした経済状況を踏まえての第二次補正予算を含めた対策というのがとられて、明日です、参議院で否決、衆議院本会議で議決と、こういうスケジュールで進められて物事が動いていくわけですけれども、今後においてもアメリカでも多額の費用を投じて景気対策をとっておるようです。わが国も今後においても更に新年度において景気対策の予算付けというものも想定されるというふうに思います。その場合にですね、いわゆるその雇用の問題だとか国民の生活安定ということも必要ですが、一方でやっぱしそのインフラ整備といえますか公共事業投資、こういうものに当然国が予算を付けてくるであろうというふうに思います。従ってですね、先般の補正予算の時にもご提案がありましたように、わが町の実施計画等々の中で先送りした事業を前倒しをして実施するというような提案がありましたけれども、今後においてもですね、そういうことが想定される、すなわちわが町のふるさとづくり計画、また実施計画におけるインフラ整備等々の事業についてですね、先送りした部分を国のそうした予算が付いた場合にですねすぐ着手できるような、そうした準備というものを今から想定しておかないとまずいのではないかと、このことを思います。そうしたことも今後の、まあ今回は新年度予算の審議ということでありますけれども、新年度に向かってそういう部分の対応もできるように是非お願いをしたいと思います。そこら辺の見解についてご答弁をお願いします。

町長

まあ今度のあの21年度当初予算は国の1次補正2次補正を受けて、町も2月と3月ついまあ議会の初日3月でございます。この2つの補正予算を含めてのまあ14カ月予算というように形で今考えて、経済対策をまあ講じておるということでもあります。今お話のように国も早くもまあ予算成立前に21年度の国のまあ更なる追加対策というように取りざたされておるわけでございますけれども、町といたしましてもこの有利なこの国の財源の考え方があれば、積極的にこれは投入をして今までの懸案の、特にあの先送りをしておる、準備はしておりますけれども先送りしておる事業もかなりあるわけでもありますので、まああの詳細なところまで突っ込んでというわけにはまいりませんが、メニュー的にはいろいろ洗い出しながら、心の準備はしていく必要があるということで積極的に活用してまいりたいと思います。

議長
4番
坂本議員

4番坂本紀子議員。

先ほど竹沢議員がおっしゃいましたちょっとインフラのことに、私も同じというかにつ

いてですけれども、都市計画という部分についてはそのインフラっていう部分もやはり、上下水道工事という形の中で必要となってくると思うわけですが、その都市計画においてそれを現在の状況としては新しくそれを町が投資して、都市計画の中で上下水道管をこれから住宅地にしていくであろう所に先行投資するという場合において、そういう計画での具体的な案というのを作っていかねばいけないと思うんですが、それがあの先程言われました公共事業ということとともに出てくる問題だと思うんですが、そこら辺の町としての見解ほどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

町長

これまでもまた現在のこの予算の中でもそうでございますが、都市再生事業という形の取り組みの中で、交付金事業でいろいろ事業を進めております。であの都市計画事業の一つの中に公共下水道があって、まだ事業を最終的な段階で進めております。町の下水道事業は平成23年でもってまあほぼ終了をしたいという目標で今現在進めておるわけでございます。それによってまあ計画的に進めておるわけでありまして。で仮にあのもし先ほどの質問に関連して国の有利な経済対策が出た場合には、それはその時点でまたどういう組み立てをしていくのがいいか、前倒しも含めて考えてまいりたいと思いますが、ただあの将来まあ開発をしたいというか、この考え方の中で先行をして上下水道管あるいはそうした道路のインフラ整備というものを、則この追加の対策の時点で実施するということはちょっと早計だろうというふうに思います。これはあの次の土地利用計画、まあいろいろバイパスの問題やアクセスの問題、いろいろとあの次の土地利用計画の活性化計画を青写真を描いておるわけでございますけれども、土地利用上この部分でどうということがまだ詰めてございません。これからの大きなまあ町の土地利用計画でございますので、そのこととはまあちょっと別にして、今先行的に事業名をもってそこへ入れていくということとはちょっと差し控えたいと思っておりますが、あくまでも長期構想的にはそうしたインフラ整備は必要であるというふうに思っております。

議長
1番
森岡議員

1番森岡一雄議員。

ただ今は町長より新年度予算についてその方向性を示されました。くらしの充実、子どもの未来と非常に大事なことを中心にお話があったわけです。その中でもまあ先程も出ましたけれども、法人税の財政の組み立ての中で法人税の大きな落ち込みという大きな問題もあるわけでございます。自主財源の確保ということで企業誘致ということの一つの大きな政策の柱として進めてまいりました。よそからの大企業あるいは有力企業を取り入れていくというのも大事な政策でありますけれども、今日のようなこういう状況に遭いますとまたそれも大変なことであります。で一つお聞きをいたしたいのは誘致した大企業とか企業の動向、聞くところによると事業を縮小するとか、あるいは引き上げるとかいうことはありませんけれども、そうした動向は今どんなふうか、また今後におけるこの飯島町がそうした懸念もあるということから、企業誘致に対する基本的な考え方、大企業なら何でもいいのかちゅうことではなくて、そこらの現在の動向とそれから今後誘致に対する企業誘致に対する考え方を先ずお聞きをいたしたいと思っております。

それから少し話題には出てまいりましたが、昨年からは始まっております新エネルギーの環境問題も含めてですが、新エネルギー対策、これに対する取り組み、検討をしていきたいということですが、検討で終わるんだか、どのような方向、これも展開があるかな

いか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、まあ町長就任以来力を入れてまいりました子育て支援、国の政策を積極的に取り入れて妊産婦の無料の回数増加や不妊治療の補助、あるいは保育料の軽減、中学までの福祉医療の充実と、こうした子どもたちへの町の将来に対するこれはまあ先行投資って言うていいか、町の将来対して力を入れていくということで大きく評価をしたいんです。その中でもう1点こう気になりますのは、子どもへは目を向けていますが、その子どもを育てる親へどのように目を向けているか、非常にまたいろいろとまあ政策の中では家庭相談員なんてのもありますけれども、そうではなくてもうちょっと大きく、若い母親っていうか親の支援、親への支援、そういったことにどのように目を向けておられるか、その3点についてお聞きをしたいと思います。

町長

先ずあの企業誘致の問題でございます。これまでもまあ町の一つの活性化のための主要な施策としていろいろと取り組んでまいりました。ただ、いま全くその逆風が吹いておるわけございまして、今ここに設備投資をして企業立地をするということは全国的にもほとんどないんじゃないかというそういう環境でありますけれども、あのこの企業誘致というのは目先だけのことで解決できる問題ではございません。まあ粘り強く時間をかけてやってようやくまあ効果の出る、実現するというございまして、その姿勢というものは何ら変わっておるわけではございませんけれども、こうした状況でございます。である、町で今まで進めてきたちょっと個々の深入った問題についてのことは差し控えたいと思いますけれども、土地開発公社連携の中でやっておりますこの今考えておる3つの工業団地のうち、2つについてはちょっと造成は見合わせるという今スタンスでおりますが、ただそのうちの1つは確信を持ったあの先が見えておる形での状況を見るということの中の中断でございますので、計画どおりいくものというふうにして思っておりますし、それからもう一つはあの大きい部分での企業誘致につきましては、関連する企業も非常に厳しい状況でございますが、都度連携をとりながらその確証というものをつかんでいかなければならないと思いますし、つい最近もそういうことをやっておりますが、決してあのぶれることなく将来的に考えていくと、こう来年あたりこうというふうには、まあ景気の問題にもよると思いますが、そういうことであの粘り強く息長く当初の目標どおり進めてまいりたいというふうにして思っております。

それから新エネルギーの問題でございますが、昨年あの町もエネルギービジョンというものを策定いたしました、この地球規模での新しいエネルギー対策を講じていかなきゃならんと、メニューはできておりますけれども中身はまだ伴っておりません。今年から新年度からこの検討委員会を組織して入っていくわけでありまして、ここに町の持てる資源をどのようにエネルギー側に転換できるか、それから住民との協力、それから町の行政がその支援する部分は、最近特にまあ太陽エネルギー・太陽光というものがこれからの相乗に上がってくると思っておりますので、残念ながらあの財政の問題で補助の実現はできませんけれども、いずれ考えていかなきゃならんとということで、今あるこれまでの若干の経過も踏まえながらですね、できたら前向きにひとつこのことをもう一度取り組んでまいりたいと、そのことで町がどういう位置づけであるかということももう一辺再構築しながら検討してまいりたいというふうにして思っております。

それから子育て支援、まあ精一杯やってきております。まだまだ十分とは言えませんが

れども、財政力との問題でまあこの辺がぎりぎりの線かなあというふうにも思っておりますけれども、特にあのご質問のありましたこの子育て支援の環境の中で、家庭のまあひとつ果たす役割というものがこれまで以上に、まあいろんな社会教育の中でも出ております。決してあの学校だけの責任でこれは解決できる問題、親がしっかりしないと子どもの教育というものは、しかも小さいころからの問題ということでございまして、それにまあ地域も行政も加わってですね、具体的にまあ子育て支援、環境というものを整えていく必要があるということで、特にあの私も2ヶ月に1回子育て未来飛行というこの検診の事業を子どもの検診の事業を通じて直接母親の皆さんと対話をする機会があるわけで、これはまあ要望も出ますけれども、こちらからもこうした子育ての問題や医療の問題やお願いして、ここ何年かのうちにかなりのお母さんたちとも行き会って、十分その辺もだいたい自覚という重要性を分かっていたかのような家庭雰囲気生まれておるんじゃないかと、まあPTAの中もそうだと思います。今後ともそうしたことを通じながらまたあの学校教育も方も十分連携をしながら対応してまいりたいというふうにして思っております。

1番
森岡議員

只今町長からのお考えをお聞きしました。現場を預かる教育長から若干の意見がありましたらお聞きをしたいと思います。

教育長

「親学」という言葉が最近注目を浴びておりますが、まあその議論のことはともかくとしまして、もう一度親の再教育ということが巷間言われております。まあ飯島の保護者が決して養育に対して劣っているということではありませんけれども、今、町長がお答えしたようにですね、さまざまなあらゆる機会を通じて子育てについて真摯に向き合っていたかという、そういうことを考えておりますし、教育委員会としまして生涯学習、公民館事業、あるいは学校、保育園、PTA、保護者会等、さまざまな機会を通じてですね、子育てについて真摯に向き合っていたかということを提言したり、あるいはですね啓発をしていきたいというふうにして思っております。具体的な施策としては当面「生活習慣確立運動」基本的な生活習慣の確立運動を通してですね、とりあえず日ごろの生活の確立ということをしていきたいというふうにして思っております。まあ個々の政策でありますので今後いろんなことが出てくるかと思っておりますが、共々にですね子どもを中心にして、保護者それから養育に携わる全ての関係者が子供を中心ですね、考えていただくということを基本に重点的に考えていきたいというふうにして思っております。以上であります。

議長

質疑お続けください。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この後11時15分より予算審査特別委員会を開催いたします。委員の皆様は委員会室1へご参集ください。

本日はこれで散会いたします。ご苦労様でした。

散会時刻 午前10時59分

平成21年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成21年3月5日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 宮下 寿 議員
 平沢 晃 議員
 野村利夫 議員
 竹沢秀幸 議員
 三浦寿美子 議員
 森岡一雄 議員

○出席議員（12名）

1番 森岡一雄 2番 曾我 弘
 3番 宮下覚一 4番 坂本紀子
 5番 三浦寿美子 6番 野村利夫
 7番 宮下 寿 8番 竹沢秀幸
 9番 平沢 晃 10番 内山淳司
 11番 松下寿雄 12番 織田信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 小林広美 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 豊口敏弘 総務課財政係長 中村栄一
飯島町農業委員会 会長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 （産業振興課長 兼）
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 （議会事務局長 兼）

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠
 議会事務局書記 千村 弥紀

本会議再開

開 議 平成21年3月5日 午前9時10分
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 一般質問を行います。
通告順に質問を許します。
7番 宮下 寿 議員

7番 宮下議員 今日が任期最後の一般質問であります。受験の合格発表ではよく桜咲く、桜散ると言いますけれども、次回の定例会でこの席にいるか傍聴席にいるかわかりません。4年間で初めて最初の質問者として張り切っていきたいと思えます。町長もそのあたりを察していただき答弁の方をよろしく。それでは通告に従い質問をしまります。

町 長 最初に今後の特定公共賃貸住宅建設について伺います。前回の一般質問で内山議員が質問をされておりましたけれども、若者定住人口増対策の第二弾として22年度着手23年度入居予定という計画のいわゆる特公賃住宅建設の件ですが、現在や今後の経済状況など考えたときに町長は本当に必要だと思えますか。第一弾の旧東部保育園跡地に建設した住宅は計画どおり資格のある多くの若者に使用され、抽選してまでという状況を得て成功を収めました。このことは高く評価すべきものだと私も思っております。建設にあたっては交付金を差し引いた返済額が約 255,000,000 だったと思えますけれども、10割入居が継続することを前提として家賃収入を返済の一部に充てて返済していても20年を越えていくと、その間に建物のメンテナンスも考慮していかななくてはなりません。その辺も含め現在の町長のお気持ちをお聞かせください。

町 長 それでは最初の質問者であります宮下寿議員の質問にお答えをしまりたいと思えます。まず最初に今後のまあ特公賃住宅この建設について次の計画であるこの住宅建設の必要性でございますが、ご質問のこの公共賃貸住宅につきましてはお話ございましたように、人口増活性化を目的として公営住宅のストック計画、これに基づいて計画をして地域の住宅計画に沿ったこの住宅交付金を国の交付金を受けての建設計画を進めておるところでございます。お話にもございました平成19年度に鳥居原地籍に12戸の住宅を建設をいたしました。募集当初から12戸すべてが町外から入居をいただいております。そこでまあこの結果を見てもこの住宅に対するこの若者の飯島町の定住に対する大変まあ魅力的な受け止め方がうかがえるというようなこと、また町がさらに積極的に若者定住を目指すこの姿勢を示すこと、そしてまあそういう前提で国の方から国の交付金を受けていくおる事業ということなどまあ総合的に判断をして、更に町外に住む若者を町内に誘導するこの有効な施策として当初の計画に基づいて建設を今後をしまりたいというふうにご考えております。更にまあ21年度から実施をいたします若者定住化促進住宅補助要綱、1戸当たりの建設に対しまして 500,000 の補助をもって支援をしていくというふうになるわけでありまして、これらの施策と相まって町内への住宅建設というものが期待を持てますし、そのことによって人口増活性化

へつなげていきたいということの考え方の中からも計画どおり進めて、今後計画を詰めてまいるとこのように考えております。

宮下議員

私が今回また何故このような質問をするのかと言いますと、住宅建設は今おっしゃったように町長の重点施策でもあり、若者定住人口増対策の一環として行われたわけでありまして。推測ではこれからの日本の人口は減少していくというふうによく言われております。出生率が下がり少なくなっていく人口を適切な言葉かわかりませんが、どうやって自分のところへ囲い込むか、さながら陣取り合戦のような状況になっていくような気がいたします。このような状況からしますと人口を増やすということがどれだけ大変なことかということがわかります。それだけに町長の苦労も大変なものだと察しております。平成21年度の予算概要に書かれておりましたけれども、健全財政維持への取り組みという中で新規起債発行の抑制と公債残高の低減、いわゆる新しい借金をあまりせず、今までの借金をできるだけ早く返していくというようなことだと思えます。このことを一つの題材とすれば行政が新しい建物を建設し維持費を費やしてまで借金返済をしていくよりも、例えば今ある民間アパートへの入居を推進していてもよいのではないのでしょうか。特公賃住宅の入居者負担いわゆる家賃ですね、これを設定する際に考慮したのは民間家賃と均衡を失しないという前提条件の中で検討され決定をいたしました。2DKでは基準家賃を 62,000 円として入居者負担を所得区分で 40,000 円と 43,000 円、3LDKで基準家賃が 81,000 円とし 50,000 円と 54,000 円として、できるだけ安価な賃貸住宅の整備促進を行いました。単純計算はできないと思えますけれども、建設に費用をかけるのではなく民間への入居条件も今言ったような特公賃住宅と同等に近いものにして、家賃の補填を行うといったそういったことができないかと思えますけれども町長はどう思われますか。

町 長 補助という形が入居者に対してか、家主に対してか、他にも確実にそのアパートにいるのかと、その後の動向把握の問題ですとか支給方法なども問題解決していかなければなりません。家主からは常に補助対象者の確認や空室状況の提供を受け、家主も行政も共に情報発信をしていく、そして入居者と家主、行政立ち会いのもとで契約を交わすなどこういったような方法をとることができないのでしょうか。そうすればどこに建設すればよいのかではなく、飯島のあるアパート全般から入居者も選択をできるそういうふうなことも考えられるのではないのでしょうか。何をそんな面倒臭いといふことを言うのかと言うかもしれませんけれども、例えばこんなような方法を検討してもよいのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

この民間アパートへのこの入居を促進をするため、あるいはまた特公賃住宅に代わって補助制度を設けて考え方をそちらの方へ移行してみるのも一つの考え方ではないかというご意見だと思います。この現在の特公賃住宅の入居につきましては、町内の民間アパートの経営者の皆さんから建設時に要望をいただいておりますし、町内アパートにお住まいの方は入居は出来ないという一つの原則がございますし、それから民間アパート経営との住み分けを行うことでまあ了解をいただくというようなお話しも持って参りまして、ご理解をいただいております。またアパート経営に対するこの民間活力というものは私も当然まあ期待をしておるわけでありまして、この民間アパートの入居促進につきましては住情報のネットワーク等によって民間アパートの情報も町が併せて行っておりますし、共々にまあ推進をして入居を促していただいておりますとい

うことをごさいますて、まあそうした相乗効果によってこの人口が少しでも増え、世帯も増えて活性化が図られるというこういう考え方で期待をしておるところでございます。そこであの、今こうした経済状況でアパートの空き部屋というものが非常に多く、非常というよりもかなりまあ厳しい状況の中で空き家が目立ってきておりますので、何もわざわざ新たに計画をしなくてもそうしたところへシフトして、少しでもアパートの空き部屋を無くすというのも一つの考え方であるかとは思いますが、あくまでもこの民間のアパートという経済状況に応じて、また民間からのこの人口増をお手伝いいただいておりますということの中で、必ずやこの経済危機というものはいずれまた元の近い形に戻るということは期待しておりますし、そうしたことによって今、空いておるアパートもまたかつてのバブルもそうでもございましたけれども、また入居が増えてくるということを期待しておりますので、そうした状況もございまして、あくまでもこの民間アパート経営と町の特公債として自らの積極的な若者定住を誘導をしていくという、またその後5年以上たったら新しい住宅の建設ということへつなげていくというような一つのこの特公債住宅の性格でもございまして、別次元のこの課題であるというふうに私は捉えておまして、アパートへの補助というものは現在考えることなく、特公債のこの建設の方でひとつ進めていきたいというふうに思っております。

宮下議員

今お聞きしますと別次元であると、まあよくいわれる言葉ですけれども行政としてはまあなかなか民間介入というものではないというようなことから、まあそういった言葉が出てくるのではないかなと思うわけです。私の言ったようなことは確かにあの行政側からすればやはり、はあっというような、やはり民間は民間でしっかりやって、行政は行政でやれということだとは思いますが、何せ今は町長もおっしゃったように、まあこれはひとつ今の時点ということでものを考えたときにですね、今町長がおっしゃったように民間のアパートが非常にあの難しい状況にあると、やはりこういったときにね、ずっとそういった状況が続くかといえばこれは誰かが分からないわけでありまして、それは何とも言えないんですけれども、やはりこういう時だからこそそういうような話し合いといいますか、やはり住情報ネットワークっていうただの情報で相互の提供というかいうことだけではなくて、何か今一緒になってできないかという模索をしていくということも非常にこういった状況になってきますと大事なんじゃないかなと思うわけです。例えばあのコスモの問題では一般質問の後に町長確かに動いてくださいました。あの私も確認をしております。そして、年始からかけて何十社とまあ既存の企業を訪問して状況把握を行っておられました。私はこれからの行政運営っていうのはやはり飯島町が自立していく上で行政は行政、民間は民間というものではなくて、どうやったら行政と民間が本当の意味で結束をして危機に立ち向かっていくのかということがとても重要なことだと私は思います。やはりお互いの発想の転換、こういったものをして、どうやったらこの町が今後も生き残っていけるかというそういった知恵を出し合って相互協力しているかっていうのが、やはりこれからの飯島町の生命線ではないかなあと思うわけです。どうかこういった視点で町長はこれからもやはり行政運営をしていってほしいと思いますし、その点からも今私の言ったようなまあ提案と言いますか考えてもらいたいというような策についてはですね、まあ確かに簡単なことではないと思っておりますけれども、そういった発想を持つということも是非していただければいいですね。

そんなことは関係ないよと、民間は民間なんだからというのではなくて、やはりとっぴではあるかもしれませんが、そういったことも検討の中に十分取り入れていただいて、もしできる部分があればやっていただきたいとお互いにですね、そういったことをお願いするわけでありまして。この件につきましてですね、ずっとやっていますと時間なくなってしまいますので、最後にもう一度伺いますけれども、こういった発想のもとにやはりもう一度検討、これからの建設にあたっての検討をしていってほしいということと、現在の状況経済状況を考えたときに町長はこの事業の先送りというものも頭の隅にあるのかどうかお聞かせください。

町長

あの常々申し上げておるところでございますけれども、この行政主体の考え方のみでなくてですね、民間との協力、民間との交流、いろんな事業を推進していくためにもそのことはまあ一番大事であると、それで民間の活力を期待していくということで常にまあそういう姿勢でやっております。まあこの特公債の住宅建設の問題が今このアパート、民間のアパートとどうまあ受け入れられるかというこの接点の問題まあ別にいたしましても、これはこれで一つの計画として進めてまいりたいと、ただその他にこの今現実の厳しい空き家の状況等を見るアパートの問題についても、これからも十分またこうした民間アパートの皆さん方の情報提供とのかかわりの中で十分連携をとってまいりたいというふうに考えております。

宮下議員

今お聞きしたんですが、その先送りの件、例えば今の経済状況で考えたときに。

町長

まあこれはあの国の交付金事業、地域づくり交付金事業の枠の中で計画をしてこれまでも進めてきております。従ってその枠の問題も既に前倒しでこの資金に充当をされておる部分もあるわけでございますので、先送りということは現在のところあり得ないというふうに思っております。

宮下議員

それでは次に現在の経済状況と企業誘致についてを伺います。平成21年度の予算案では施政方針演説の中にもありましたけれども、法人税は前年比7.1%減と大幅な減収を見込んだわけでありまして。全国あるいは県内でも企業頼みの自治体は急速な景気悪化によって深刻な影響を受けています。企業誘致を慎重にまた積極的に進めてこられた町長としては、現在のこういった経済状況下、今後の影響をどのように見ているか大枠で結構ですが考えをお伺いいたします。

町長

新年度予算で法人税の落ち込みが非常に厳しいと、従ってそのことが今後の企業誘致活動にまあ非常にこの影響が出るということに関してのご質問でございます。そのことがまあ町税、いわゆる町民税、固定資産税、軽自動車税、町のたばこ税等がこうしたあの企業導入、あるいは企業の振興によってまあ関わってくる税目であるわけでございますけれども、大変まあ大切な町の自主財源であることは申し上げるまでもないわけでありまして。従ってこうしたあの企業関係の法人町民税がこの景気の低迷に及ぼす影響というものは計り知れないということになるわけでございます。長期的にこうした状況が続きますとこの税収の問題ももちろんでありますけれども、企業はこの設備投資という意欲が冷えきってしまって、税収どころか企業誘致そのものもスタンスもまた後退していくという影響は非常に大きいというふうにもまあ捉えておるわけございまして、そのことが現在の中期総合計画、それから時期計画にも及ぼす、非常にあの懸念をしておるところでございますので、ただまあなんとしても早くこのことを克服してまた経済状況戻ってほしいという期待の中で、中・長期的にはこの企業誘致というものは重点施策の

位置付けとして何ら変わるものでなくてですね、そういう考え方の中でひとつ進めてまいりたいというふうに思います。町でこれまで企業誘致もいろんな考え方の中で進めてまいりました。特定の企業ということでなくて、多面的な企業の中で製造業、食品工業、その他いろいろ複合的な形の中で進めておりましたので、今までは若干あのバブル崩壊等の落ち込みの時にはそうそう大きなこの法人税の落ち込みなかったわけでありまして、今度のこうした状況はもう全ての企業が軒並み総崩れという形でございまして、大変大きな影響を受けてこの減額補正もお願いをしたわけでありまして、そんなわけであの減収については一部補てんされる交付税等で補てんされる面もありますけれども、やはりこの自主財源の確保ということは何としても図っていかなくちゃならない、そのための有効な一つの手段としての企業誘致、これからも今ご縁があって進めておる企業とのかかわりの中で引き続いて懸命にまあ努力をして実現を図ってまいりたいとこのように考えております。

議 長 あ町長に申し上げます。私、質問事項の進行の中で2項目目の項目が改まった時、最初の答弁は発言席でということになっておりますので、今後よろしく願いいたします。

宮下議員 ちょっとアクシデントありましたけれども、企業というものは業績によってその都度事業拡大を進めますし、撤退の決断もいたします。規模が大きければ大きいほど中小企業よりもその決断が早いのではないかと思うわけです。テレビでもですねついこの間大きな会社がもう工場を廃止するというようなことが次々に起こってきておるわけでありまして。当町では今町長がおっしゃったように、1社が現在建設中であって建設に向けての造成をしておられ、そしてもう1社やはりご存じのとおり計画段階で進んでおるといふわけでありまして。お聞きします。この行政が進めるあるいは進めてきた企業誘致で、契約の中に撤退などについての条項というのは何かしらの形で謳われておるのでしょうか。伺います。

町 長 2つ目の質問で正面席でお答えできなくて失礼をいたしました。2番目のこの企業誘致をした企業との契約、まあ土地のあの売買契約あるいは協定といったものもいろんな形で出てくるわけでありまして、その中にこの方が一の場合の撤退ということについての条項があるのかどうかということでご質問でございます。この企業誘致というものは町において条件整備をいたしまして、まああの造成土地の造成等いたしまして具体的な用地を確保してから企業に分譲販売をしていくと、こういう形で従来、土地開発公社あるいはまたその前段となる農興指定の適用を受けての条件整備を行ってまあちゃんとして土地開発公社直接契約という形でやってまいりました。

でご質問のこの売買契約の中に、定めのない事項については両者協議のうで決定をしていくと、まあこのいろんな契約の中、だいたいこういう条項が入るわけでありまして、で特にこの企業が方が一の時に撤退をする場合の条項というものは含まれておりません。現在の契約の中、今までの契約の中もちろんでございますが、まあ撤退というのがどういう状況、その時のいろんな状況にもよるとは思いますけれども、まあ倒産をしない限り固定資産税はその所有者にかかってまいります。またその空き工場となってしまうというような場合につきましても、これは所有者とともにいろいろとお話合いの中で、一時休業という場合もあるかもしれませんし、また他に転売というような形もあるかもしれません。それぞれその時々一つの状況によって両者間で協議をし

て、何としても企業の存続をとというような形につなげていくという形になるわけでございます。従ってあのあらかじめ契約の中で方が一の撤退の場合の補償問題云々というのはなかなかこの謳いにくいのが実情であります。やはり信頼関係もございまして、従ってあの企業誘致というものは最初の段階からもちろんそうでございますけれども、やはり相互の信頼関係というものがなくしてこの誘致はあり得ないということで、今までもそういうふうにご進んでまいりましたし、これからはそういうことでございます。ただ状況がこういうことございますので今後のまあ契約についてはその辺もちょっとシビアにやっぱり捉えていく必要もあるのかなというふうには考えておるところでございます。

宮下議員

やはり今町長のおっしゃるその確かにね、信頼関係というのはこれは非常に大事なことはあるんですけども、やっぱり今最後の方に町長おっしゃったように、これからはシビアにとできるだけシビアにということをおっしゃいました。本当にそうだと思うんですね。その呼んでくるまでの過程っていうのにはやはり微妙なさじ加減と申しますか、非常に難しい部分、というのはやはり私も理解をいたします。しかしやっぱりこういったこういう状況下っていうのはまあ今後どれだけ続くかわかりませんが、この最終段階においてやっぱりこの企業誘致、契約段階になったときにはやはりそういったそのシビアな部分というのをきちんとしておきませんとね、その工場が残るから固定資産税はまあ払ってもらえるんだというようなことがあったとしてもですね、じゃあそこが廃屋のような状況になってきたときに決してやはり良いイメージはないわけでありまして。そういったこともいろんなことを考えていけばやはりそういったシビアな部分を最終的なところではきちんとしていただいて、まあ一番そんなことがないことがいいわけでありまして、そういったことはきちんとしていくべきではないかなと、こういった状況下は余計そう思うわけでありまして。その辺をやはり今後の企業誘致をまだ推進されていくと思っておりますけれども、この辺はしっかりやっていただけたらと思うわけですね。

次にですね、現在進められております栗加工会社の件ですけれども、最近私の店にですね来られたお客さんの中でこういった会話がありまして、特に奥さん方ですけれどもパートですとか従業員とかそういった形で何らかのこの採用を期待しているということをお聞きしました。完成後の従業員などのその地元採用というのはあるのか、あるいはそのような話し合いを企業とされておられるのか、企業誘致はやはり収入だけではなくて雇用促進も含まれているはずであります。お答えください。

町 長

今度の栗加工、いわゆるまあ「里の菓工房」でありますけれども、町といたしまして今こうした状況でございますので、なおさら雇用の問題については期待をいたしておるところでございます。この株式会社の信州「里の菓工房」の栗加工販売施設建設事業でございますが、農林水産省の補助事業を得て現在事業を進めております。当初まあもう少し早く連休前には開業というようなことでいろいろとまあ会社側の方とも担当を通じてお話し合いをしてまいりましたけれども、如何せんまあ国の農水省の方の認可があったのが11月の末であったというようなことで、当初からまあちょっと3カ月ぐらいずれ込んでしまっておるといふようなことでおりますけれども、それでも現在今順調にああした形で建設が進んでおまして、連休前というわけにはまいりませんが6月中旬には竣工をして開業していくという目途が立っておるわけでございます。

でご質問のこの「里の菓工房」の社員採用職員採用につきましては、この事業は町の

栗栽培農家が中心になって出資をしておる農業法人を組織して事業展開をしていくということでございまして、極めてまあ地域に密着をした営業法人であるということで、大変まあ地元の方たちも熱を入れていただいておりますので、当然そこに働く従業員につきましても原則まあ地元採用ということ町の方からもまた法人の内部からもお願いして、その線に沿って今進めていただいておりますということでございまして、会社もまあ特にあのこの責任者である社長さんはじめ、できるだけそうした線に沿って考えておるということで、従来からそうしたお答えをいただいております。ちょっと内容を申し上げますと当初立ち上がりの時点でこの常勤雇用によります正規社員とパート社員とで合わせてやっていくということでございます。スタート時点で18名ほど採用を予定したいということでございます。まあこれはあのなかなかすぐあの経験のない方全員というわけにはまいりませんので、一部向こうの方からも専門の技術屋さん来るといふやに聞いてはおりますけれども、従ってあのこのスタートにあたってこれまでの1次とこれからの、今現在進めておると思っておりますけれども、第2次の2回にわたっての募集がなされておるということで聞いておまして、昨年の11月には内定が7名、うち町内から5名の今内定がなされたというふう聞いておりますし、それから現在進めておる2次募集につきましては3月の中旬から4月の中旬にかけての2次募集をかけていくということをお聞きしておまして、当初立ち上がり18名行く行くまあ30名ぐらいの規模というふうにはお伺いしておるわけでございますけれども、町といたしましてもまあ直接この採用の問題に頭を突っ込む口を突っ込むというわけにはいきませんし、そうすべきではないというふうにも思っておりますけれども、基本的にはやっぱり地元からより多くの人を採用いただいて活性化を図っていただくと、こういうことを常に要望しておりますし、これからもそのことをお願いしてまいりたいということでございます。

宮下議員

今、採用の件お聞きしたわけですが、なかなか確かにいざ始まっていった場合になかなかそういった採用の部分まで行政がね、首を突っ込んでいくというのは確かに難しいかもしれませんが、先程も申し上げましたがやはり雇用促進という部分が企業誘致には十分含まれておりますので、今言ったようにこれからは規模が少しずつ大きくなればなるほどまあ従業員の方も、まあ最近は機械化が進んでいるということで、なかなかそういう採用という部分で難しい部分もあるかと思っておりますけれども、ちょっと私はこの栗加工に関してはちょっとどういった状況なのかちょっとわかりませんが、まあできる限りの地元採用というものをやはり行政としても誘致してきたわけですので、この辺は首を突っ込むという感覚ではなくて是非ともこれからはプッシュしていただけたらなと思っております。その辺をよろしく。

それでは3番目、細菌性髄膜炎予防接種についてお伺いをいたします。平成21年度予算案では前定例会の竹沢議員提案で75歳以上の高齢者の方への肺炎球菌予防接種事業として1,530,000円が盛り込まれております。これは高く評価するものです。私は今回ちょっと聞き慣れない乳幼児が死に至ることもある細菌性髄膜炎の予防接種について伺います。この髄膜炎は年間600人の子ども達が感染しているとされ、ほとんどが5歳未満で半数は0歳から1歳とのことであります。患者の5%が死亡、25%に聴覚障害や言語障害、てんかんといった後遺症が残る深刻な病気とされております。当町における0歳から2歳までの人数、そして発生状況はどうなっているのかお聞かせください。

町長

次のご質問でございますこの細菌性の髄膜炎、これに対するまあ予防接種に関しまして町内の発生状況のご質問でございます。お話にもございましたがこの細菌性髄膜炎というのは脳や脊髄を覆っているこの髄膜というのがあるわけですが、ここに細菌が感染をして起こる病気であるというふうになっております。この細菌の中でもインフルエンザ菌のB型、いわゆるこれはヒブと、カタカナでヒブというふうには呼ばれておりますが、これが主な原因の菌であるということでございまして、日本では年間に600件ぐらいの発生があるというふうに言われております。このヒブによる細菌性髄膜炎は5歳未満の乳幼児が大変かかりやすいということで、特に3カ月から2歳未満に多く発生がみられるということでございまして、お話のあったとおりでございます。平成17年の感染症発生動向調査によりますと全国で450人の定点報告患者数というものが報告されておまして、これが309人、それから平成18年は350人ということで報告が出ております。

そこで飯島町の発生状況でございますけれども、まあ正確な把握はできていないというのが実態でございますけれども、国保のレセプトあるいは乳幼児健診時の問診等を見る限りこの数年の発生は飯島町では無いというふうに申し上げておきます。

宮下議員

今お伺いしますと飯島町では無いと、ちょっと安心はするわけでありまして、町長もご存じだと思いますけれども下伊那郡の阿智村ではこの病気を防ぐための予防接種費用の一部負担を決め、21年度予算に盛り込みました。県内自治体によるこの助成制度は今のところ他にはないようではございますけれども、県外では鹿児島市、宮崎市が昨年12月から実施、栃木県大田原市、東京都では品川、中央、荒川、渋谷の各区が新年度より実施と、助成制度は徐々に広がりを見せております。このワクチン接種を世界保健機関は1998年に乳幼児の定期接種に加えるべきだという見解を発表し、2008年にはアジア、アフリカを含む110カ国以上で使用されているとのこと。日本では昨年12月から接種が可能になりました。ただ困ったことに全国的にこのワクチンの申し込みが急増したため、現在は希望どおりの納品ができない状態で見通しとして今年の8月ごろになれば流通が良くなるのではないかと聞いております。さて、このワクチンですけれども三種混合ワクチンと同じスケジュールつまり同時接種ができるということです。普通は生後3カ月から三種混合ワクチンと同じ日に接種でき、3週から8週間隔で3回、その1年後に1回の計4回の接種となります。接種スケジュールは初回の接種を始めた年齢によって異なりますが、7カ月以上1歳未満で開始すると3回、1歳以上で開始をいたしますと1回のみとなっているようです。生後2カ月から接種可能で早い方が抗体も早くできるのでより望ましいということです。7カ月未満での接種は4回必要ということで発表されておりますが、1回が約7,000円程度ということで4回ですと約まあ30,000円程度の費用がかかるわけでありまして。自費で予防接種を受けるという任意接種の扱いですと幼い子を持つ若い両親にとって負担は大きいはずで、町の発生状況の多少にかかわらず未来を担う子ども達に対し、万が一の髄膜炎被害から守るために医療機関との連携をとって実施していくべきだと思います。そのためには是非負担軽減となる公的補助を行政として行うべきと考えます。参考までに阿智村では個人の負担を1回当たり1,000円から2,000円に抑えられる程度というようにありましたが、県外では今最初の方に言いましたが、県外で実施しようとしているところはほとんどが半額3,500円を補助するというようになっているようです。町長の見解を求めます。

町 長

このワクチン接種に対する公費助成できないかというお話でございますが、この感染初期には早期の診断というものが大変難しいと、従ってワクチン接種による予防が有効であるというお話にもございましたとおりでございます。このワクチンにつきましては平成20年の12月から国内販売が開始をされたものでありまして、近隣の医療機関でも任意接種でこの接種が可能となりました。接種の一部公費負担につきましてはお話しございましたように全国で2つの市が12月から始めておりますし、また近隣ではこの4月から下伊那の阿智村が開始の予定であるというふう聞いております。でお話にもございましたがこのワクチン接種の時期は定期の予防接種であります百日ぜき等の三種混合ワクチン、これとの接種時期でもございまして、回数も同じ4回ということから定期予防接種を個別接種に行っているところは同時接種が可能であるということでもあります。ただ上伊那につきましては定期予防接種が集団接種であるということによって現在でございますので、今のところこの同時接種は不可能であると、技術的な問題でまあそういうことになるということもございますけれども、今後の上伊那の接種形態も含めて検討を行う必要が出てくるだろうというふうに見ておりますが、当町でもまあ先程申し上げたように発症例はないわけでありましてけれども、併せてまあ現段階で新たな財政負担というものもまた数百万規模での加わってまいります。従いましてこのワクチンの公費助成、今後の状況にまた検討してまいりますけれども当面は今のところ考えておりませんということでお答えを申し上げておきます。

宮下議員

発生状況がないと、これは喜ばしいことではあるんですが、やはりいつ起こるか分からない、ましてや後遺症が残ると、とすると例えば障害を起こしてしまった場合にいろんな面で大変なことになっていくということを考えてときに、やはり今までの調査等からいたしますとこのワクチンというのは非常に有効なものであるということであるならば、やはりこれは確かに集団接種で今の形態では不可能だとおっしゃいますけれども、やはり十分前向きなホントの前向きな検討をされていってですね、あのまあいろんな動向はあるとは思いますが、確かにお金もかかります。でもやはりお年寄りも大事だし未来を担う子どももやはり大事であります。ましてや少子化が進んでいる中で万が一のことがあってはならないということをお考えますとこれはお金だけの問題ではありませんし、今発生がないからもう少し先に延ばしていてもいいじゃないかというこれだけで判断をされては私は困ります。そうではなく本当という部分においてはこういうことをですね十分情報を仕入れていただいて、本当に前向きな検討していただきたいと思います。それはやはりこれから将来を担っていく子どもを見守っていくという姿勢ではないのではないのかなと思うわけです。その辺町長いかがですか。

町 長

まああの上伊那全体のこの同時接種とのひとつの技術的な問題もあるわけでございますし、ただあの肺炎球菌等もそうでございますけれども、やはりこうしたものは未然に防ぐことによって医療費等の問題にもかかわってまいりますから今後の状況を十分慎重に考えながら検討しながら今後の課題とさせていただきたいと思っております。

宮下議員

まだまだこの件についてはお伺いをしたい部分もございますけれども、まあ残り5分ということですので、まあ今後とも本当に検討ということをお忘れないうちに、情報をしっかり入れていただき行ってもらえればありがたいなと思うわけです。

それでは最後に退職勧奨の現状についてということですが、私も長々しゃべりますと

時間が足りません。町長もあまり答弁の方長くおっしゃっていただきますと入りませんので、ちょっと最初の部分省かしていただきます。次の部分で現在の職員構成というのは高い年齢層に職員が集中しているという極めて偏った構成となっており、人事管理や人件費に大きな影響が出ている。主な原因は過去の定員管理が適切に行われていなかったことと、住民要望や大型事業を急激に取り入れたことなどの政策によるもので、こういったようにふるさとづくり計画の中でも分析をされております。確かに一概には言えないかもしれませんが、ここで伺いするのは平均的に見まして定年まできっちり働いていただく退職と、勧奨退職というのはどのくらい金額に差が出るものでしょうか、お答えできる範囲で結構です。お答えください。

町 長

最後のご質問は退職勧奨の現状等ということとでいただいておりますけれども、具体的にこの定年で定めております60歳と59歳を中心にした勧奨等の比較でどのくらいの年収で差が出るのかということでございます。いろいろまああのその人の給与水準、それから勤務年数それぞれによって差がございますけれども、だいたいまあ大まかに申し上げて年間で2,000,000ぐらいの59歳1年前の勧奨によって退職される方は増収というか収入が多くなるということとありますが、当然のことながらこれは60歳定年まで行った方がトータルとしては給与総額というものは多いということでございます。

宮下議員

今非常にお答えづらいような部分の数字も言っていましたけれども、この退職勧奨によって確かに定員管理の上では成果が上がっていくと思われれます。半面優秀な人材が就いた役職を1年で終わってしまったりと、次の人事に苦慮するといったようなマイナス面を町長はお感じになったことがありますか。そして時間がないんですけども、この退職勧奨を継続していきますか。まだまだ。そして継続していくとすれば町長としてどのような点に注意をしながら進められていくか最後にお聞きいたします。

町 長

確かにまあそれぞれ個性あるいはまたそれぞれの人材といういろんなまた考え方もあるわけでございますけれども、まあいずれにいたしましても現在の町の職員構成、この逆ピラミッド型の職員構成とそれからふるさとづくり計画の短期改革集中プランの基本的な考え方の中で、100名に近づけていくというこの職員体制を考えてみますと、当面このことは退職勧奨制度、従来の考え方の中で続けていきたいと、しかもこれは慎重に続けていかなきゃならないと思っておりますし、最終的には個人の判断であるということでございます。

宮下議員

あのマイナス面は感じたことがあるかという質問に対して。

議 長

答弁、質問で求めた中でマイナス面。

町 長

今のところあのこれといったマイナス的な要素で職務に影響をしてくるというようなことは今把握しておりません。

議 長

時間です。

宮下議員

以上で質問を終わります。

議 長

9番 平沢 晃 議員

9番

平沢議員

通告に従いまして以下大きく2点について質問をさせていただきます。1つとして老人福

祉対策と認知症老人対策について、2つとして消防団員確保と入団促進について順次質問を続けてまいります。一般質問もこの一問一答方式になってから住民の皆さんも分かりやすいと関心を持ってお聞きしているとお声をいただいておりますので、率直な答弁をお願い申し上げます。当町もご存じの通り少子高齢化には歯止めがかかりません。すでに高齢化率は先日のデータをいただきました27.84%、また今年度入学する1年生は、先日ランドセルを配った方たちは84名と昨年の90名を下回り、年々格差が激しさを増しております。町長は先だっの施政方針の中で、高齢者福祉について地域包括センターを中心に介護予防に力を入れて、生活支援から高齢者祝い事業や高齢者活動団体への補助を提言しておられました。高齢者対策として捉えられている施策は助成金を出すとか、それからまた敬老の日にささやかな祝い品と記念品を贈る程度にとどまっていると思いますが、この高齢者が今一番悩んでいるのは何であろうか、そのことが問題ではないでしょうか。この豊かな生きがいのある老後の確立は生きがいを与える変化に富んだ施策をしてこそこの充実した老後が確立されると考えますが、この点町長はいかがお考えか先ず最初に所信をお伺いいたします。

町長

平沢議員の最初のまあ老人福祉対策、高齢者対策あるいは認知老人対策ということの中で、高齢者福祉に対する基本的な考え方と取り組みでございます。予算にもご提案申し上げますとおおり、高齢者対策それぞれの時代に合った、またニーズに合った対応をしていくことがどうしても必要であるというようなことで、できる限りの予算と施策を盛り込んでおるわけでございます。その中のひとつとして、生きがいデイサービスすでに始めておるわけでございますけれども、これは将来ともに生き生きと健康でお年寄りの皆さん方が生活できるようにということで、地域の協力を得て実施しておるわけでございますし、またそれぞれの地域においても町も一部補助をしながら、例えばまあ、いきいきサロンでありますとか愛あい活動、こういったところの取り組みの中で集会所等を会場に、規模は小さいわけでありましてけれども、ごく地元の耕地単位の身近なところで主に自主活動的に取り組んでいただいておりますのが現状でございます。この参加される高齢者の皆さんが大変まあ気軽にそして継続して今参加をいただいております。このことで、今後ともこうしたきめ細かいこの草の根的なひとつの取り組みがどうしても必要であるということで、今後とも意を注いでまいりたいというふうに考えております。

平沢議員

只今、生きがいサービス、生きがいサロン、これらの問題は各地域で行っているのは私も理解しておりますけれども、私はこの独居老人に対する取り組みについてお伺いをしたいのであります。自治体によりましては週2回あるいは3回この独居老人に給食サービスを実施しているところがあります。老人福祉対策ではすぐにこの給食サービスを導入すべしと提案しても、これは容易ではないことはこの実現が無理なことはわかりますけれども、それで真似をしるとは言いません。手軽なことについて提案をしたいと思えます。まあこの現在当町には地域の女性グループとか、それから昨年来ビデオにも出ておるようなおじさんグループ等の料理教室とか料理講座を開いております。この料理を作り試食しておるわけでございますけれども、この端的に申し上げるならばこの料理を作るときにまあこの少々多めに作って、その一部をこの今の作った方々ご婦人とかおじさんグループの手で独居老人にお届けすることはいかがでしょうか。これが実現すればこの独居老人は珍しい料理を口にすることができるし、また話し相手も少ない環境から地域との触れ合いも高まるのではないのでしょうか。それでこの町が材料費を公費負担す

ることで私はこの一石二鳥の費用対効果があると考えますが、このような心のこもった施策の推進について町長は前向きに取り組むご意志があるかどうかお伺いしたいと思います。

町長

独居老人のこの取り組み、対しての取り組みということでございます。独居老人のこの皆さんの日常の生活状況、あるいはまた親族の方々のこの連絡・情報交換といったようなことにつきましては、町の職員とそれから地域の包括支援センターの職員がそれぞれ認識を共有しながら、要援護台帳等、これは町内で対象者100人ほどこの台帳登載者がおるわけですので、そうしたことで対応をいたしております。また新たにこの独居となった場合には地区の担当の民生委員の皆さんとともに、支援センターの職員が直接訪問をして、日常の生活支援相談等について、あるいはまた具体的な援助についてお話しをしてご相談してきておるということの中で、今後そうしたサービスを受けるにあたっての状況を確実に把握をして、民生委員の皆さんとともに訪問をして取り組んでおるという状況でございます。ひとつにその対応としての給食サービスのご提案をいただきました。確かにまあ可能であれば理想的な一つの支えというふうになるかと思えます。内部的にまだ検討しておりませんのでご提案として今受け止めていきたいと思えます。

平沢議員

今言うように独居老人100人ということでございますが、数字的にはもう少しに思うわけでございますが、このせっかくこの包括支援センターこれが活動しておりますから、ここらを軸にした形の中で深い取り組みをお願い申し上げます。それではちょっと今度は角度を変えまして、認知症老人対策の問題について質問いたします。急速な高齢化社会の到来によりまして、この人口に占める老人人口は著しく高まってきております。誰しも人は美しく健康に老いたいと願っておりますが、こと志しと反しまして老齢になると身体のうちらこちらに障害を生じ、入院・通院など本意な生活を余儀なくされるのが実態であります。身体の障害については医療処置により治癒することは可能であります。この問題はこの認知症老人対策であります。この認知症老人を抱えている家庭の家族の悩みはこれは極めて深刻なものが、多大な犠牲を強いられていることは町長もご承知のことであろうかと存じます。そこで第1点としてお伺いしたいのは、この当町にどの程度の認知症老人がいると推定しておられますか先ずお聞きしたいと思います。

町長

現在この介護認定を受けておる445人、この方の中で認知症としてこの区分されておる方が227名、町内にはおられます。また飯島町における65歳以上の高齢者人口から推計をする出現率でまいりますと、85歳を過ぎると4人に1人が認知症というふうに捉えております。また高齢者の9.5%に当たる284人が予想される認知症の高齢者というふうに思っております。平成20年の1月に高齢者の方すべてで2,166人、記入をいただいてアンケートいたしましたこの生活機能チェック調査によりまして、大変まあ物忘れが心配であるというふうに答えておる方が31.9%ほどに当たる692人がこのようにおられまして、これからは確かに認知症対策というものが非常にこの介護行政と申しますか、介護予防に取り組む中で大変必要な重要な課題として今後取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

平沢議員

今数字を羅列してもらいましたが、そのとおりこの飯島には405人中の227人、これはホントの推定の数字だと思います。ということはこの認知症疾患とは、この程度この基準に該当するものだとするこの物差しが無いだけに難しい問題であります。ちょ

つとちなみに認知症の症状には、この中核症状と周辺症状があるとのことです。この中核症状とは脳の細胞が壊れることによって直接起こる症状が記憶障害とか見当識障害、それから理解・判断力の低下、実行機能の低下などがこれは謳われております。それでもう一つこの周辺症状はこれは本人がもともと持っている性格環境、人間環境などの様々な要因が絡み合って鬱状態、それからこの妄想のような精神症状や日常生活への適応困難とする構造上の問題が起きてくる症状とのことであります。まあ特に通常言われておりますこのアルツハイマー、アルツハイマー型認知症とはまあ一応進行しますとこの歩行が非常に困難となる、それで終末期には進行すると寝たきりになるという人も少なくないとのことでございます。それで先程申したとおりの相談窓口の現状は飯島どのような対応をなさっているのか、この点についてちょっとお伺いしたいと思います。

この認知症対応にするこの相談窓口の町の現況について申し上げますが、この相談窓口につきましては役場の住民福祉課が一つの窓口になってございまして、課を中心に包括支援センターがこれをサポートする形で行っておるわけでございます。在宅介護を中心とした相談件数というのは年々まあ増加をしておるわけでございまして、認知症の相談件数としては毎月現在平均ほぼ5件くらいが訪れておるわけでございます。この相談に来られる家族からは日常生活の心配から介護認定申請の相談とともに、在宅での日常生活支援としてデイサービスを利用希望される状況となっておりますけれども、75歳以下の方の中には家庭に、御家にこもりがちになってしまう、また在宅介護等の家族以外の接触を嫌うというような方、そういうことによってまあ介護サービスを受けるところまではいかないといった状況も多く出ておるようでございます。従ってまあ介護支援センターの職員だけでなく、地域の民生委員の皆さんのご協力もいただいて、で本人はもちろんでありますけれども、家族の方が安心してできる方策を今後とも是非取ってまいりたいと思っております。

只今在宅介護の問題が出てきましたので、在宅介護の方法と啓発について今度はお伺いしたいと思います。福祉元年ともてはやされたのも今や昔、国の財政が窮迫の度を加えるに従って、自治体による福祉行政も私は若干後退しているのが現状ではないかと思えます。お年寄りはどこで生活することを望むか、またどこで生活することが幸せか、このようなアンケート調査がありました。それから見ても家庭、家庭が圧倒的に多いのです。家族と生活を共にすることが最高であることも書いてありました。しかし現状はどうか、扶養者がいないため老人ホームに入る、まあ先ほど月に5件の相談があったと言っていました、そしてまた少し日常生活に支障を生ずるようになると特別養護老人ホームに入所させるといった実態にあるのではないのでしょうか。こうした中で私は在宅福祉のあり方についてこの今こそ考えるときと思えますが、この点町長の率直な所信をお伺いしたいと思います。

家庭看護、まあいわゆる在宅の介護の看護の基本的な考え方でございます。先程お話しに申し上げましたようにこの町のこの地域包括支援センターが中心となって、一部民生委員の皆さん方のお手伝いもいただいて、家庭の介護を行っておる家庭に対しまして家庭介護教室、これは年に5回ほどになるわけでありましてけれども、現在のところ実施をいたしております。またあの飯島区域を事業区域としております居宅介護の支援事業所、これについても居宅介護等の地域での啓発活動が義務づけされておりますので、サービス依頼をされたそれぞれの事業者の義務活動として在宅介護での認知症の対応等を

町 長

平沢議員

町 長

指導することになっておりますので、こうしたあの相談受付、それから実践の部分、教室の実施の部分、今後ともさらにまあ充実をして対応してまいりたいというふうに考えております。

当町でもこの独り暮らしの老人、老夫婦の暮らしが急増しておりますから、今言うこの家庭介護教室の重要性が求められるところがございます。是非この年5回じゃなくて、せいぜい1月に1回ぐらいのこれの教室のできることを望んでおきます。老人というものは必ずどこが悪くなっております。それを理由として入院生活をしてベッドに横になっているの生活をしていると急速に体力が減退して、余病を併発することになりやすいと考えられております。従って家庭看護の方法と対応について、先ほど家庭介護教室年5回、これをもう少し細く啓発することが私は大事だと思いますが、先ほど言っているこの家庭介護、この取り組みについて事例があったらお答えください。

家庭介護教室の概要についてお話を申し上げます。今年度の実績でございますが、先程お話しを申し上げましたとおりの年5回を開催をいたしまして、高齢者の権利・擁護の内容についてまあ開講式を含めまして最初10月に開催をしております。また同じ10月に諏訪市の方へ出向きまして介護体験ツアーというものを実証し、福祉用具の上手な利用法等について研修をしております。それから3回目に介護保険の優しいお話ということで介護保険の概要について、どなたでも参加できますという声かけをしながら研修会、またその次には成年後見制度、認知症あるいは高齢者になりますと当然その場面が出てくるやもしれませんので、これも全町民を対象にしての成年後見制度を知ろうという研修会、それから12月には認知症の理解と接し方ということで、これも町民を対象に研修会を実施しております。がやはり参加者については全町民に呼びかける場面もございまして、なかなか参加者が少ないというのが現状でございます。

家庭介護教室をやっても参加者が少ないということはもう少し啓蒙の方法があるんではなかろうかと思うところでございます。一応、老人福祉対策とも関係がございますこの認知症老人に関する老人保健事業の充実について今度質問してまいります。今後まあ高齢化が先程申したとおりの進むことに伴いまして、この認知症の人も増加することが考えられます。それで認知症の人や家族に対する支援がこれからは重要になってくると考えられます。まあそういうことも地域包括センターの中では取り組んでいただいておりますけれど、それで国ではこの認知症の医療と生活の質を高めるこの緊急プロジェクトを設置をいたしました。たとえ認知症になっても安心して生活できる社会をこれは早期に構築するんだということが必要として、この早期の確定診断と適切な対応の促進を基本方針とする、これは財源確保も含めたってというようなことも書いてありますが、この認知症対策を唱えております。それで当町においてこの施策としてこの認知症老人に関する老人保健事業を充実する、このお考えはあるかどうかちょっとお答え願いたいと思えます。

認知症の方のさらなる充実についてでございます。町は現在介護予防事業といたしましてこの認知症の予防教室を学習サポーターの皆さんのお手伝いをいただいて、名称的にはこの「寺子屋いいじま」という名称でもって現在実施をいたしております。また認知症の高齢者を介護されている家庭をまあ支援するために「やすらぎ支援員」を派遣する事業も実施をいたしております。お話にございましたこの厚生労働省で認知症のサポーター100万人キャラバンということとして、認知症の本人そのものとそれから家族

平沢議員

住民福祉課長

平沢議員

町 長

への応援者であるサポーターを全国で100万人を要請をして、認知症になっても安心して暮らせる街を目指す、この運動を行っておりまして、当町におきまして平成21年度の地域支援事業として、認知症サポーターの養成講座の講師役であるこのキャラバンメイトという名称でもって要請をすべく取り組みを今計画をして準備を進めておるといところでございます。

平沢議員

今の認知症サポーターの要請を私は特にお願いしたいために今前段の質疑をしたわけですが、このだれでも自分や家族が認知症になる可能性はあります。認知症という病気を理解した上で自分だったらどう生き抜くかということを考えなければ、認知症の人の支援は難しいといわれております。それで私はこの認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域を認知症の人やその家族を支援する、先程申した認知症サポーターをこれをもうちょっと強力に進めていっていただきたいことをお願い申し上げておきます。これは答弁はけっこうです。

次に保護施設の現状と対策について質問を行います。まず老人福祉対策としての保護施設、これは今現在どのような状態にあるのかお伺いしたいと思います。

町長

この保護施設、それぞれ上伊那管内にもいろんな形であるわけでありまして、これらの施設利用希望者は年々まあ増しております。短期入所におきましても希望期間に利用できないという状況が続いております。飯島町内には2施設ありますこの認知症対応型、共同の介護の施設であるグループホームこれにつきましても待機者が増加をしておるといふふうにお聞きをしております。平成21年度から23年度のこの介護保険計画の第4期内におきまして、施設利用希望者がこうしたように全国的に増加をしていることから、この増床要請というものを各県で強力に進めておりまして、長野県それからまた私共の上伊那地域でも一致してこの増床要請を今現在行ってまいりました。

平沢議員

今お聞きのとおりこの待機者、この希望に対応する施設は満足ではないというような形でございます。こうしたことから私はこのそういう大きな施設ではなくて宅老所といえますかそういうまあ託児所、子どもの場合は託児所になりますか、この年寄りをそういう収容をできるような宅老所これを開設してはいかがかと考えておりますがどうでしょうか。ということはこのまあ近いとこの施設であるならば、朝老人を施設に送り夕方迎えに行く、そして夜は家族と一緒に過ごすというものです。老人は昼間は家庭で1人であるよりもこの仲間と一緒にいた方が寂しくはありません。生活にも張りが出てくると考えます。まあ行政の施設としてはデイケア、これは要介護者を対象とする施設はございますが、宅老所はこれは一人でおけないこの健老者これを対象にいたします。こうした施設を開設することについては町長いかがでございましょうか。

町長

まああのお話の特養老等の大型の施設の待機者も多いということの中で増床計画を要請しておりますけれども、もう少しこの身近なところでの例えば宅養老所、宅老所ですか、等も当然これはあの身近な近い存在として充実していくことが必要であるということで、これまでもまああの町では「いいさとネット梅戸」等の対応も含めて支援をしてまいりました。まあNPO法人というようなことで立ち上げてやっていただいております。今後もまあそうしたこの民間の一つの考え方の中で、できるだけ支援をしていくように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

平沢議員

ちょっと先に戻りますが先ほどの特別養護老人ホーム、これの入所待機者がこれが非常に多くて苦慮している形であるわけですが、この特別養護老人ホームへの入

所希望これがありながらもあ入所ができずにまあお待ちになっている方が大勢おると今お聞きいたしました。このような状況からこの入所希望はありながらもあ最初からあきらめて申し込みをされていない方も今かなりおるといふふうにお聞きいたしました。この潜在的には大勢の方が入所をお待ちになっている状況にあると思います。これからの方法はこの町の発展に長年寄与されてきた方でありまして、それから今この情勢の中では家族による介護も限界にまあ達している状態にあると思います。でそこでこの特別養護老人ホームの定員増これについて今、上伊那それから伊南の施設これらで増員をするような検討をなされているのかどうかこの点についてお聞きしたいと思います。

町長

特養老等に対する待機者が多いために上伊那挙げてまあ増床を要請をしておるといふことで、今先ほどお話申し上げました。ちょっとあの現在の状況を申し上げますと平成21年、今年1月末の現在でございますが、上伊那郡下では養護老人ホーム入所待機者は565人というふうになっております。また認知症の対応施設の待機者で89人、計654人ということになりまして、そのうち当町、飯島町の特別養護老人ホーム入所希望のうちの待機者が36名、それから認知症対応施設の待機者4人ということで合計で町内では40名待機という状況でございます。入所申し込みにつきましては月だいたい3件ほどがベッドが空いてくるというような、枠が空いてくるということになります。入所指名、具体的に入っていただける方は二月に1名程度というまあ大変少なくあるわけでございます。従ってまあ認知症対応の特別養護老人ホームにあっては、対応施設がいわゆるこのベッド数が少ないと枠が少ないということから20年度で1名入所したという状況でございます。またしかも待機者そのものも長期的な対応の期間になっておるといふことであるわけでございます。でお話にございましたようにこの待機をしておる場所の内訳としてはご自宅、いわゆる在宅で18名、それから老人保健施設という一歩手前の段階がございますけれども、ここの入所で10名、それから短期入所いわゆるショートステイで6名というふうになっております。で先ほどお話申し上げましたように、こうした状況の中でございますので、これまでずっと上伊那も一丸となって増床要請を県に対してまた国に対してやってまいりました。その結果でありますけれども、この伊南福祉会で運営しております観成園、ここで現在の施設の枠内の中で5床が増床が認められたと、それからこれはあの高遠にあります「さくらの里」というのがございますけれども、これへもってまあ15床の増設等々を含めて180床要望した数そのままに増床が認められて、その旨が過日上伊那広域連合の定例議会の中で報告がありました。若干まあ緩和されるかと思っておりますけれども、問題はこの施設の180をどう受けられる施設が整うかどうかということでございます。上伊那福祉協会も現在9施設運営しておりますが、それぞれ市町村の負担を伴っての建設でありますので、大変まあこれ以上また施設を増やすということになりますと財政負担は大変でございますし、それから民間にゆだねるNPO等の、まあ伊南福祉会もそうでありますけれども、これもまたなかなかこの介護単価等の問題もありまして、経営に厳しい状況を考えますと則この180床が受け入れられる施設が整うかということとはなかなかこれは課題が多いということが現状の姿でございます。

平沢議員

今の数字からいきますと飯島で36名の特老待機者、これざっと計算すると月に3名という1年待っておるわけでございますよね、まあ老人が1年待つということは非常に大変な至難なことだと思います。認知症についてはまあ飯島にはお陰様で2件のあれ

がありますけれども、まあ一応4名ということでございますが、それで私が質問したいのはこのこういうふうな厳しい状態にあるのは私は理解をいたしております。それでさらにこのこれはやはり民間の活力を生かしたこのグループホームの設置ということも、これも一番手っ取り早い急務だと思っておりますが、それでこの当町にはそれにふさわしいこの建物やそれから先程の住宅情報ネットワークを見ても、空き家情報も非常にありますよね、このような計画を利用した計画をお考えをお持ちではないのか。それから老人ホーム待機者の問題と合わせて検討する余地があると私は考えますが、これらについて町長の前向きな積極的な所信をお聞きしたいと思います。

町長 　まああの特養老の大型施設がなかなかこの建設のメドが立てにくいという状況でございますので、身近なこの宅養老所まあ若干名ずつの受け入れでもそういう施設ができればということで、まあ空き家を利用してというようなこともあります。確かにあの町としてもそうしたことについては積極的に進めていきたいと思っておりますけれども、直接町の直営ということでは現在なかなかこうした事業を取り組みにくいわけでありまして、やはりこれは民間のNPO等の立ち上げによって行っていただけるのが一番いいと、ただなかなかまあ介護単価等の問題で発足当時のような経営のメリットが今薄れておるのも事実であります。その半面こうした状況厳しい状況に今ある、待機者がおるということでなかなか難しい課題でありますけれどもまた広くいろんなこの考え方を総合して、前向きって言いますか民間の活力を出していただくようなまた考え方を出していききたいというふうに考えております。

平沢議員 　それでは2つ目の今度は消防団員確保と入団促進について質問を行います。消防団の団員数の減少と団員の高齢化が進んでおります。県では各市町村の消防団員確保対策といたしまして、この消防団活動に協力する中小企業などの事業税を減免する消防団活動協力事業所減税制度これを実施しております。が一層の団員確保を推進するために来年度から2011年までの3年間これを期限を延長する方針を今県会を出しております。この制度は消防団員の減少や全団員の8割を占めるサラリーマン団員の増加に対応するために、消防団員を2人以上雇用する資本金10,000,000円以下の中小法人か、青色申告書を提出する法人もしくは個人事業主を対象に事業税を2分の1、これは上限で100,000円、この減税する内容のものです。県がこれは全国初めての試みとして2007年の4月に2年間の時限立法で導入しましたが、これまでに7事業所と低調であった、このために認定要件を緩和して3年間期限延長したというものでございます。まあこの現在非常にこの経済情勢からみましても非常に厳しい事業所、これに押し付けはできないと思っておりますが、防災対応促進事業融資これと合わせた勧誘をお願いする考えをお持ちでないかお聞きしたいと思います。

町長 　次のご質問はこの消防団員の確保の促進策としての税の減免に関してのご質問でございます。この制度ちょっと申し上げますと、全国の消防団員の数は年々まあ減少しておりますと昨年の10月現在では891,000人、過去最少を更新しておるといふふうに言われております。昭和27年がピークでございまして現在はその半以下に減少してしまっていると、まあこれはあの機動力等との関係で一概に減少したから機動力が落ちたということでもないわけでありまして、従ってまああの直接の団員数としては今後もこの傾向は続くといふふうに見ております。そこでまあ当町の場合であります、ここ数年前は定員割れが何年か続いておりましたけれども、今日現在は平成21年度の

スタートにあたっては地域や事業所のご理解、それから消防団員自らのまあご努力をいただいで、定員300名を今年に引き続いて確保できることに見通してございます。で、ご質問のこの事業税と個人税、事業税、法人事業税との個人事業税の減免制度、県では今お話にありましたように事業税の2分の1を目玉にした減免制度によって県下全体のまあ団員を少しでも確保するようにいただくように事業所のご協力を求めている制度でございます。まあいろいろあの条件もあるわけでございますけれども、結果として現在の県会で3年間延長するというふうに打ち出されておまして、当町もこれを受けてまあ側面的にこのことも含めてお願いをしておるといふ形になってございます。であの私もこの1月に各事業所を回った折にも、この不況の問題と合わせてこのご協力いただいております事業所も該当もございました。これからの団員確保につきましても地域と同じように事業所としても是非この地域消防それから防災にかかわるご協力をというふうなことも含めてお願いをして回った経過もでございます。従ってこうした事業所の協力、現実の問題としてほとんどの方が事業所勤務の消防団員でございますので、今後も是非ご理解をいただくように努力をしまいたいと思っております。今、融資制度とのこの複合的な取り組みの中でこの促進が図られないかというご質問でございます。もしそういうことが可能であればまた連携をしてやっていくこともいいだろうというふうには思っておりますが、今後の検討課題というふうにさせていただきます。

平沢議員 　今の融資制度と合わせた形の中でという答弁でございますが、やはりこの地域を火災や災害から守るためにはこの消防団の活躍はこれは不可欠だと思っております。この団活動を行いやすい環境を整えるためにもこれはやはり企業の協力がなくては成りません。それでそれを求めることはやはり私は行政の責務と考えておりますので、よろしくおんをしたいと思います。

次に少し内容を変えまして今度は消防団協力事業所表示制度これについてちょっと質問をしたいと思っておりますが、この地域防災の中核的存在である消防団は団員数が年々減少しておるといふことで、先ほど数字的に町長申しておりましたが、これやはり全国で200万人いたそうです。これが今90万人これを割ろうとしているっていうような数字が出ておりました。ちなみに先ほど町長申したが、県では現在36,894人っていうようなデータが出ておりました。それが前年を197人下回っていると、飯島ではおかげさまで一応クリアしているということですが、後段の方でその勧誘内容をちょっとまた質問したいと思います。それで今この社会経済の衰退に伴いましてこの産業構造や就業構造が大きく変化しておるわけでございます。全消防団の約7割が非雇用者ということでございます。それでこのような状況の中で消防団の活性化を図るためには、この非雇用者が入団しやすい、かつ消防団として活動しやすい環境の整備が求められております。事業所の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要となってきております。それでこの制度に長野県75市町村では525事業所でこの表示制度に取り組んでいるのが、当町でもこの理解のある6事業所だそうですが、これが加入されているとのこと。それでこの町長は団員減少とこれをどう受け止めて、この増員に協力してもらえ事業所、これを施策的に支援するおつもりはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

町長 　まあ町がこの消防団確保のための施策的にこの対応する考えということでございますけれども、それに関係してまあひとつのこの協力事業所の表示制度というのがあるわけでございます、これをまあ認定をいたしておるわけでありまして、そのまあ前段で国で

は平成18年度に社会環境のこの変化に伴っての消防団員の減少傾向、特にこのサラリーマン団員によることの大変厳しい状況の中でいかに消防団確保しながら、事業所としてはこの消防団の各事業所が抱える団員の積極的にまあ協力してもらえるかということに対してのこの表示制度、これは事業所のそれぞれのご理解を得て公表をすることによってその啓発を促していくという考え方の下に発足した制度でございます。この新たに表示章というものを交付を申し上げて、それからこの協力事業所が地域への社会貢献を果たしているというこの社会的に評価をいただく制度が創設をされまして、町でも本年度より要綱を制定してこの導入をしたところでございます。お話にございましたように昨年の4月からこのスタートをいたしておりまして、町の町内の消防団協力事業所表示制度、お願いした事業所は現在6事業所でございます。認定が済んでおります。で公表を申し上げてまたいろいろご協力をいただいております。業種別では製造業で2社、販売業で1社、建設業では3社ということになっております。まだまだ少ないわけでございますけれども、今後更にまあ増やしていくような努力もしていきたいというふうに思っておりますが、今この300名定員を満たしておるからといって決して安閑としておる状況ではないわけでありまして、今後ともできるだけ増やされるような考え方でお願いしてまいりたいと思っておりますが、県のように直接まあ減税措置をもってだとか補助を出してだとかいうことは現在考えておりません。県のこうした減税を受ける形でこのことを仲介して各事業所に地元の事業所としてご協力いただくような理解を深めていく、この努力をしてまいりたいというふうに考えております。

平沢議員

事業所の協力によりこの地域防災体制の一層の充実をお願いをしておきます。現行では各企業がさまざまな事業形態をとっている中であってこの消防団員の新規入団者の確保が非常に困難になっているということをお聞きしております。やはりそれには何かあるかと言いますと、時間帯が合わないことや土日出勤もあり入団への弊害になることがあると思っております。それでまあ区及び耕地総代さんを含めて耕地内の入団者の勧誘に努めているが、昨今のこの景気動向で非常に苦慮していると、それで行政として何かこの入団支援をする施策が打てないものかというような声もあります。この現行の消防団は一応ボランティアに近いものと受け止めております。消防入団者に対してこの先ほど県の助成制度とは無理だと町長先程言いましたけれども、私はこの住民税等の軽減措置をしたら団員個人にもメリットが出るし、それから消防団の意識の高揚にもつながると一応提案したいと思っておりましたが、この点町長はどうお考えでしょうか。

町長

まああの消防団員というのはもう自治体消防補足60年来、一つにこのそれぞれの団員の意識ボランティアの尊い気持ちによってまあ支えられて歩んできた歴史があるわけでありまして、時代はいろいろとまあ変わってまいりましたけれども、この団員確保のための一つの手段として直接まあ金銭的な補助をして団員を確保していくというようなことは、ちょっとまあこれはしていく消防の団員のあり方としては沿わないレベルの話ではないかなというふうに思います。あくまでもこの地域を想う地域を守るというこの尊い気持ちの中で厳しいと思っておりますけれども団員としてご協力いただくと、こういう考え方で今後ともやっていきます。

平沢議員

私が必要以上にこれを問うているのは、これは今入団を勧誘する時期に3月ありまして、その人たちが愚痴っぽく言った言葉が私は気になっておりました。今の若い人は消防を軽視していると、人に指導されることが嫌いなんだと、根本的に何かを変えな

ければこれはいくら勧誘に歩いてもだめだとかこういう意見をお聞きしました。それで根本的に変えるものとは何だということなんです、そうするとこれは今までどおりのこの慣例を脱皮して斬新な発想がもう必要な時代にきているのではなからうかと、そういうことを私は考えておりますが、この点町長はどういうようなお考えでおりますかお聞きします。

町長

まああのこうした厳しい状況の中で特に若者の団員確保が難しいということの中で、その時代時代に合った対応をしていかなきゃならないことはまあ当然であると思っております。その一つにまあ事業所のご協力いただく表示制度であるとか、まあ県の大きい枠の中での協力に対する事業税の減免というようなことでございますけれども、しかしやはりあのこの消防の一つの団員としてのまあ自覚と申しますか、この捉える基本的な考え方によって成り立っておるということでございますので、いろいろとまあ時代も変わってサラリーマン化した団員も大変多く占めておるということのなかで、その確保の手法は非常に難しいわけでありましてけれども、やはりそれぞれのこれは団員そのものでなくて町民全体がこの地域もそれから社会もそうしたことをサポートして、やっぱり団員もその自覚の上に立ってひとつ取り組んでいただきたいと、でないこの消防の一つの団員確保ももちろんでありますけれども、消防行政というのは成り立たないというふうに思っておりますので今後ともご協力をいただきたいと思います。

平沢議員

最後になってしまいましたけれども、それでは最後に防災士育成のための行動を起こす考えがあるかということをお聞きして、この町民の望んでいる安心安全で住みよい町、暮しやすい町、活力のある町このまちづくりに向けた町長の施政方針であります、このアウトカム、この決意を最後にお聞きして質問を終わります。

町長

時間が参っておりますけれども、この消防防災士、これにつきましてはあの消防団と申しますか特に常設消防の職員の中ではいろいろあの救命救急士だとか資格があるわけでありましてけれども、この資格の方はほとんどのものが国家試験の中での資格であります、この防災士というのは民間のNPO法人の資格ということで、これは地域活動がなるべくあの底辺が広がるような初期的な資格を持つ中でその対応ができるようなということで編み出された制度というふうに聞いておりました、全国で現在28,500人余り、阪神淡路の大震災を契機として特にまあボランティア的な考えの発想から生まれてきた認定制度であるということでございます。で当然あの伊南の消防、まあ全国的にそうだと思いますけれども、専門のプロの消防士は国家試験の資格と同時にこの資格もほとんど人が持っておるというふうに聞いておるわけでございます。でこれをまあこの消防団になり地域の一般の方々にこの資格を得ていただいて、地域防災活動をしていただくと、まあ確かにあの結構なことだとは思いますが、やはりそれには研修に対する時間の問題だとか費用もかかります。で今、自主防災会中心にそのことを取り組んでいただいておりますので、区なり耕地がこのことをこう受け入れられて、まあ財政負担の面も含めて、どうこう受け入れられ組み入れられるかっていうこともやっぱり検討していかなくちゃならないと思っておりますので、お聞きした内容につきましては今後の検討課題とさせていただきます。でまあこうした消防行政も含めてやはりあの職員も私以下、仕事量を確保するだけでなくでですね、ひとつこの取り組んだ仕事はどう成果が出ておるのか、おったのかということ振り返りながら今後職務をやっていくというのがやは

平沢議員
議 長

り大切なことですので、提案説明でも申し上げたようにそのことを一つの基本的な考え方として今後とも職員の協力を得ていきたいとそういうふうに思っております。質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

6番 野村利夫 議員

6番
野村議員

それでは一般質問通告書に基づきまして、交番設置についてを質問をいたします。議員任期の最後の質問を町の安全安心を願って警察で締めていきたいと思っております。なぜこういう課題を取り上げたかということでもありますけれども、平成20年に入りまして昨年であります。長野県警察本部では警察組織のあり方についての検討の動きが見えてまいりました。急きょその関係で私取り上げたわけでございます。私は初めに申しておきますけれども、本日はまあいつもですけれどもテレビでもやっております。そうしてまた町民の皆様にも現況等を理解していただいて、そうして協力を願っていかなきやならない問題でありますので少し長く説明の方をしてまいりたいと思っております。

昨今は窃盗、車上狙い、等が頻発しておるわけでございます。これらの事件防止または検挙には常日頃の警察に対する私たち町民の支援協力、そうしてまた情報提供が必要であります。このことが反面防犯につながるわけでございます。そこでこの交番の問題については町民の安全安心を願って平成13年の6月私、定例会で防犯体制の強化の中で1回ふれました。またそれを踏まえて平成14年の交番の設置についてを提言したわけでございます。その結果はいろいろお聞きしておりますけれども、町長においても駒ヶ根警察等へ再三にわたって出向いていただき、してまいりましたけれども、現在実の上がる結果にはなっておらないわけであります。今年1月18日村井知事もお見えになりまして、飯島町消防団の出初め式がありました。その式典終了後の知事を囲んでの懇親会での町長のあいさつの中で、交番の設置についての要望が出ました。長年の町民の懸案でありましたので出席者の中から拍手も飛んだわけでございます。町長のグッドタイミングの要請ではなかったかと私は思います。この中には来賓で駒ヶ根の警察署長をはじめ警察関係者をはじめ町内外の皆さんがこのことについて理解度も少しは高まったのではないかと思います。また知事はあいさつの中で、まあ一つの答弁みたいになりまして、政治家はやらないということは言わないと、まあそんな何時かはということを残して去りましたけれども、町長は日ごろの要望の懸案事項をあらゆる場で投げかけていく努力が頼もしく思い、またその感謝の念を私抱いたわけでございます。

さて本題に入っていきますけれども、長野県警察本部は平成20年の6月7日、昨年の6月7日であります。長野県警察組織のあり方を考える懇話会、そうして委員を8人応募、応募じゃなくて委嘱をしたわけでございます。座長は市川衛さんという方でございますけれども、それぞれの職歴は省略いたします。その中で社会情勢及び治安情勢の変化の中で長野県警察がその機能を最大限に発揮し、県民の期待と信頼に応えるために

は組織は如何にあるべきかを提言をこの懇話会に求めたわけでございます。懇話会では警察署等の現地を視察する中で実態を把握し、8回にわたる懇話会を開催し検討を重ね、そして県民は事件・事故が起きた場合、警察が速やかに対応して解決してくれること、また事件・事故が起きないように警察に防いでほしいと、これが大きな望みの点でございます。検討に当たっては如何にしたら今ある限られた体制の中で昼夜の別なく、より多くの警察を街頭です、街頭に出し、日常生活の安全・安心を高めることができるかという観点の下にこの議論を交わしたわけでございます。そうしてその中間で昨年の11月、これはいろいろやるわけでございますけれども、中間報告を公表し、パブリックコメントを実施して県民の意見を踏まえたわけでございます。より安全で安心な社会を確立するための警察組織の見直しの基本的な方針、これはたくさんありますけれども、ことに私たちの町に関係する街頭活動を強化するための組織の在り方、後ほどまた細かい話はいたしますけれども、を盛り込んだ意見書を今年の2月の6日に出たわけでありまして。これが本書でございます。

それではこれから私、長野県警察の現況等を述べたいと思っております。先程申し上げましたとおり、やはりこれは大きな運動を開いていかなきやなりませんので、町民の方によく分かるために私現況についてお知らせ致します。長野県警察本部、本部長の下に警察署これが25あります。そのうち市町村は今81市町村あります。市は19、町は25、そして37の村であります。25の署のうち市に22あります。そして町に2つ警察署があります。これは軽井沢と木曾町です。そして村に1つあります。これは県下にひとつの町のつく阿南町ですけれども、隣の泰阜村に設置してあって阿南警察署となっております。

さて一番の問題の今日の本題の交番であります。県下に91あります。市に70、町に19、村に2あります。村にあるのは白馬村、そして清内路・阿智交番であります。それでは25のうち19があります。無いのはどこか。中信・北信は全部あります。東信の佐久穂町これは佐久町と八千穂村と合併した町であります。次に蓼科町、もう一つは長和町、これは長門町ですか、それと和田村と一緒にになった町です。これは東信です。それでは南信ではどうか。飯島町、高森町それで阿南がありますけれども阿南はまあ警察署がありますので省くと、5つの町であります。まああの駐在所も今ありますのでお話しておきますと172あります。市に100、町に29、村に43、その中で先ほど6つの町がない、実質的には5つの町と言いましたけれども、その中に駐在所は16あります。全体的に見まして多いわけでありまして。佐久穂町が4、蓼科が3、長和が3、飯島が2、高森が1、阿南が3というようなことになっております。それでは県の昨年の世論調査を見ますと、最近5年間の治安情勢に関する認識はどうかといえますと、悪くなったなあ、悪くなったというのが57%、そして19年は63%でありましたので少し改善をしておりますけれども、次に交番、駐在所の活動に対する要望、第1位がパトロールの強化、これが約40%、2番目が交番、駐在所に警察官がいない、これが32%、3位が身近な犯罪の取り締まり、これが28%で、こういう交番・駐在所に対する要望であります。県民は町民も同じでありますけれども警察に対し事件事故が起きた場合速やかに対応して解決してほしい、また身近なところで事件が起きたときにはすぐ対応し、またそれ前に防止してほしいということでもあります。

それではここからが問題でありますけれども説明してまいります。駐在所の勤務体制、

これは原則日勤勤務であります。勤務時間は8時半から17時30分、夜間は休日祝日、土日祝日は勤務外でありますので今先ほど申した時間外、この休日中は駐在所にはだれもおらないわけであります。このようなことから平常日の夜間、そして休日中は町内は無警戒状態、警戒のない状態であります。だからこのためかどうかわかりませんが、飯島町も夜間の犯罪が多いわけであります。このような内容実態でありますので、特に夜間及び休日における効果的な街頭活動は推進や事件への即応体制は難しいわけあります。飯島町の駐在所では少しでも事件を防止するために週1・2回夜間パトロールも実施しております。本当にご苦労で頭が下がる思いであります。みなさんもお承知のとおりこの今言った時間外に駐在所へ電話いたしますと駒ヶ根警察署が出るかと思えます。そうして飛んでくるのは駒ヶ根駅前交番ここが一番先飛んでくるのではないかと思えます。さて交番の勤務体制、これは望んでいる交番でありますけれども体制は24時間勤務体制であります。現在はこのあり方から言ってみますと24時間体制で現在は所長以下6～5名体制が多いということでもありますけれども、その場合には日勤、当直、非番というようなサイクルで昼間は3～5人、夜間は2人おるわけであります。交番になれば世論調査などの懸案事項は大きく改善をされるわけであります。

それでは飯島町の事件の発生状況、これも皆さんに知らしていく必要がありますので、平成11年から平成20年、10年間の事件を採って見ました。これを見ますと刑法犯、まあ刑法犯には粗暴犯とか知能犯とか風俗犯、凶悪犯とかいろいろあるわけがございますけれども、刑法犯は10年間で815件、平均すると年82件であります。これは減少傾向にはありますけれども、そのうち窃盗が710件、平均で71件であります。窃盗犯が飯島のいろいろ事件の関係での多さは87%と非常に多いわけあります。これは無警戒状態があるからではないかと思えます。まあ一つの要因になってるかと思えます。次に交通事故、これについては人身事故431件これも10年間ありますけれども、まあ平均すると43件、物件事故これは904件ありますけれども、どうしても資料が見つかりません。お願いして調べていただきましたけれども、平成16年から5年間これを見てみますと904件で年間181件、死者、悲しいことでもありますけれども亡くなった方が7人で平均しますと0.7で1人ということになります。負傷者は568人で57人、まあ平均すると年に282件がまあ出てくる状態であります。

そこで第1点の強力な要請活動の推進に入りますわけありますけれども、その中で実はもう少し警察組織のあり方について触れさせていただいてその後この中に入ります。懇話会の警察・交番の駐在所の配置の提言であります。どういう提言をしているかと、警察署については平成の大合併による市町村区域の変更、高速交通網の進展、都市部へ人口の集中など県内の諸情勢は大きく変わっておりますけれども、旧態依然の配置であると、そう結果ひとつの自治体を複数の警察、これは長野市と佐久市とかそういうところは多いわけありますけれども、管轄について交通安全活動や防犯活動が旧市町村単位で行われるなど警察と自治体等の協力を支障を及ぼしている。さて問題の交番・駐在所であります。この関係についてはパトカーの配置が進んできた、進んだと。まああのもう全部あるわけありますけれども、道路・通信の整備という環境の変化により、1交番1駐在所当たりの担当可能地域が広がっているにもかかわらず、旧来の小規模な行政区域ごとに配置されていると、そうしてもう一つは駐在所の勤務員が原則として1人であるために発生事件・事故に十分な対応ができない。まあ飯島は2人ですけれども

も、全体的には原則は1人です。そういう事に触れております。見直しのあり方として今のものを受けてこれから見直していくにはどうかというと、警察署、これは現行25署体制を見直し、管轄区域を現在の社会情勢や治安情勢に応じた適正なものに改める。その他たくさんありますけれども、もう一つ管轄区域と市町村行政区域との整合を図っていくんだということでもあります。

さて要望の交番・駐在所であります。これは一緒になっておりますので都市部における交番の大型化とパトロール強化、不在状態の解消、先ほど不在の関係、複数事案の対応などで隣接する交番・駐在所を統合する。これが1つあります。もう1点は交番と駐在所の統合で治安情勢や地理的な状況を踏まえて2つ以上の自治体を管轄する交番の設置も検討するんですよとしているんです。新しい交番の体制は日勤勤務の所長以下3交代制の7人体制以上の体制を持っていくんだと。

次のこの問題が私たちの交番の要請の希望を持っておるところでございます。市街地周辺の駐在所の統廃合は隣接する交番へ統合、この次です。複数の駐在所の統合による交番化を図ることにより、パトロールの体制を強化すべきであると、複数の駐在所、これは後ほどご説明いたしますけれども、そしてまあこれから駐在所というものは山間地域の配置を引き続き配置していくんだということでございます。この見直しについては長野県警察において懇話会、この今の懇話会の意見を受けて速やかに実施計画を策定し、組織の見直しを実施するんだよと要望しているわけでございます。このまあ意見書については署長の手元にもきているかと思えます。

それでは第1点の質問をいたします。以上長く説明したわけでございますけれども、意見書の提言に基づいて県警察の組織の見直しが進んでいるわけありますので、今が私はチャンスじゃないかと思えます。安全安心のまちづくりには交番の設置が必要であります。これから駒ヶ根警察署をはじめ県警本部、県知事に強力な要請をしていくことが必要と考えますが、町長の先ずお考えをお聞きいたします。

町長

野村議員から再々度、この交番の設置についてのご質問をいただきました。只今お話のように詳細にわたってこの県下の警察・交番・駐在の状況、また町内の駐在所の活動状況や事故、事件の件数、内容等に触れて大変まあ調査をしていただき、それだけに野村議員のこの町の交番実現にかける思いがひしひしと伝わってまいります。大変敬意を申し上げます。この交番設置につきましては野村議員お話にございましたように平成13年度と14年度の各2回にわたっての議会一般質問においてご質問をいただいていた経過がございます。都度まあお答えとしては当時のまあ警察署等との協議の結果等を踏まえて、新規に交番設置することは当時としてはやむなく、現段階ではあきらめざるを得ないというふうに申し上げ、今後粘り強く要望をしてみたいというふうにお答えをしてきたかと思えます。でまあその後の状況につきましては今、縷々お話があったとおりでございまして、今年度20年度に入りまして長野県警察組織のあり方を考える懇話会というのが県警本部の呼びかけで発足を、有識者等で構成をされますこの警察組織のあり方について検討を始めてまいりました。8回ぐらいの会議を重ねて中間報告がなされ、そしてこの2月には一応まあとりまとめられたということで、町に対しても駒ヶ根警察署長さんの方から書類書面でよってご報告をいただいております。その中にまあ大きく集約して3項目にわたっての交番・駐在いわゆる地域に密着型のこの現場での警備の安心安全な部分での集約がなされておるわけ

でございます、今3つのお話に触れてお話がございました。ちょっと繰り返しますと1つにはこの都市部における交番の大型化の実現が必要であるということ、まあこれはあの交番・駐在をそれぞれの考え方の中で組織統合して大型を進めるものでありまして、その統合に際しての検討に際しては2つ以上の自治体を管轄する交番を検討していくということで、当然これは人員的に3交代でないとい維持ができないというようなことで、必然的に7名以上の1交番所への職員の配置体制ということが前提になるというふうに思われます。それから2つ目がこの市街地周辺の駐在所の統廃合でございます、この統廃合を伴って複数駐在所をひとつにして全体として交番化に結び付けて、そして機動力を持ってこのパトロールを強化すること、これがあえて言えば飯島町の1つの考え方の根拠になる部分だと思います。それからさらに3つ目には中山間地域への配慮でありまして、当然のことながら警察署や交番から離れておるこの地域には引き続き駐在所を配置、きめ細かく配置をすることによって住民の安心安全を維持していくと、こういうまあ基本的な現地的な部分での組織の考え方が示されました。でまあ常々この県政の世論調査の中でこれに触れたアンケートがなされておりました、交番・駐在所の活動に対する要望が一番多いのがやっぱりこのパトロールを強化して住民に安心感を与えていただくということ、それから2番目に多いのがやはり現実の姿として交番や駐在所に常設、常備の常時の警察官が常にそこにおるといこと、それから3番目に身近ないろんな今犯罪の形態も変わっておりますけれども、常にこの身近な犯罪の取り締まりをしていたと、上3つの主な要望の多い結果に表れておるようでございます、まあそういうことから考えますと町に交番があれば24時間体制であって非常にまあ安心安全な地域として存在できないかというふうにも期待もされるわけでありまして、やはりあの問題はこの交番をするには限られた警察力、人員等でございます、この複数の駐在所を統合しなければならないということでございます。この今、反面考えますと町内に2つの駐在所があるということは飯島町にとっても、まあ飯島・七久保両地域、非常にあの体勢は2名と1名でございますけれども、駒ヶ根警察署との連携の中で町民の皆さんは非常に安心感があるといことは、私もそのとおりであるといふうにも思っておりますので、これをまあ一つの考え方として、また近隣の町村も含めたと統合という前提の中でやっていくということになりますと、なかなかこれは難しい対応が迫られてくるのではないかというふうにも思います。ただまあこの24時間体制の中でこれからの複雑な時代、特に犯罪関係なんかは身近にいろいろのケースで起きてまいりますので、24時間体制の中でこの機動力が発揮していただくといことは大変まあありがたいことであるとい、まあ相反する部分もあるかと思っておりますけれども、今後の対応として慎重にまた要望としても前向きに考えて取り組んでまいりたいといふうにも思っております。以上であります。

野村議員

それでは今あの答弁を受けましたけれども、やはりこの時代が進んでおります。まああの交番がおって身近におってくればそれは安心でありますけれども、先程から私、声を大にして言いました勤務時間の問題、こういうものがありますのでやはり交番というものを先へ進んで考えていくべきじゃないかと思っております。2番目の問題でまた私今の統合の問題を話しますが、それではここで町長今答えていただきましたけれども、私、今までどうして飯島に町として交番を置かなかったかと、これについてその要因は何であったかといことを、いまの町長質問で答えて私この辺についてどうい

町長

う考えで見ておられるかをお聞きしたいと思います。

まああの、いつの時点で飯島が交番化のタイミングがあったのかなかったのか、まあなかなか難しいこれはあの振り返っての問題かと思っております。まあこの伊南は駒ヶ根警察署という1つの警察署がありまして、それでそれ以外の3町村はすべて駐在対応といことの中でまあ連携をしてやってきたと、まあ特別そのことであの警察行政組織としてこの伊南が立ち遅れておったという現実的な問題はそうはなくて、比較的他の長野県下の中でも平穏なこの地域であるといことになっておるわけでございますけれども、ただまあ時代がだいぶ変化してまいりまして、確かに機動力も必要といことになります、まあそれだけに情報網の発達の中で110番対応等につきましても即座にまあ署との連携の中で対応していただいておりますといことでもあります。でまあやはりこれは人口や産業形態等も絡んで影響してそうした交番化であるか駐在所であるかといことが今までの考え方ではきたと思っております。特にあの高校等が1つその町にありますと非常にこの辺は交番化に向けてのこの対応も必須条件にはなってくるんじゃないかと思っておりますけれども、まあそうしたことも経過の中ではありましたけれども、いま現実としてないわけでありまして、一応なぜ交番がないのかといこの確たる私もお返事できるような考え方も持ち併せておりませんが、現実にはそういうことだろうといふうにも思っております。

野村議員

今お答えをいただいたんですけれども、やはりあの要因は高校がないこれは一つあると思っております。そうしてもう1点はまああの交番の設置の関係については警察法の53条から引き続き地域警察の運営規則ですか、この中に交番または駐在所は昼夜の人口・世帯数・面積・行政区画及び事件事故の発生状況そして治安状況、そういうものを見て設置すると法律上はなっておるわけでありまして、私今の町長の話の中で、一つはまあ犯罪も少なかったかもしれません。平穏な町であったかもしれません。そして高校がなかったこと、そしてもう一つ私あの飯島へ参りまして外から見た飯島といこととずっと質問してまいりましたけれども、その中でひとつ気付いたことが13年の時かな14年申したと思っておりますけれども、すべていろいろの文書等、警察にお願いすることは直接警察署へ行っておりました。それをやはり交番も通し交番にも知らせてといこととそれが改革されたわけでありまして、だからそれ前はそういうこともあったかと思っております。そしてもう一つは町民の警察への協力がひとつは全般的に薄かったんじゃないか。警察署は怖い、駐在さん怖い、というような関係もありまして薄かったのではないかと私はそんなふうに見ております。まあ高校のないのはこの問題についても私質問したこともありますけれども、確かこの南信でないのは高森と、まあ飯田工業が近いんですけれども、飯島だけなんです。そんなことがひとつの要因になってるかと思っております。

それでは次の質問に入ります。この問題はまた今検討されておりますので、緊急事態じゃありませんけれども、本当は行政じゃなくて住民主体でやっていくのが大事ですけども、もう時間的な問題がきておりますので町を挙げて署名活動なんかをやったらどうかと私は考えます。その中でまああのそういうことになると区長、耕地総代いろいろの関係にお願いしていかなきゃならないといこともあるかと思っております。そして全戸にチラシなどを配って認識を高めていただくと、そんなことでまあ3月の6日には予定表を見ると区長・総代会があります。まずこれもひとつの即のチャンスであります。そんなところで町長の方から一言申し上げていただければいいんじゃないかと思っておりますけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

町 長

まああの確かにより安全な地域を作っていくということの中で24時間体制の交番化、大変まあこれはあの前向きに捉えていくべき課題だというふうに思いますが、ただまああの今のお話にもありますが、飯島町としてとにかく交番化を目指すというだけではどうもこれ、その手法において難しい課題があるというふうに思っております。県の方で本部の方で懇話会を出されておりますこの報告の中にも、やはりこれは当然のことながら駐在所の整理統合の上に乗っての交番化ということが前提になってくるかと思っておりますので、それにはあの、じゃ七久保の駐在をやめて人員増強して飯島の地籍にひとつあり、それからもっと拡大してまた当然のことながらこれは中川にも影響してくる問題であるというふうに思っています。そのことをまあ右へ置いておいて、なんでもまあひとつ交番化を目指すということの中での署名なり地域にこの浸透していく運動っていうのは、もうちょっといろんな面でこう検討していかないと、やっぱり行き当たったときにやはりこれは無理が出るという形でございますので、いろいろとまあこのした段階での考え方をまた世論を積み重ねて、で近隣やら他地区へのご協力を理解を得られることも含めながら全体としてこの問題に取り組んでいくと必要があるとそういうふうな今の時点では私としては考えております。

野村議員

それでは今の問題でありますけれども、私の考え方は次の中川村、隣接中川村の話が、次にやろうと思いましたがけれども町長の方から出ましたのでひとつ考え方を申し上げます。現時点で考えていくのは飯島駐在所さん2人、七久保1人、大草1人これは中川村です。そして片桐1人、5人です。それに必ず所長がきますので所長は1人来ていただくと、そしてもう一つは他からの応援態勢、私があこの前の時にしましたけれども初めて5人体制でできた真田ですか、庄田平の一番端にあった駐在所を私見学に行ってまいりました。そんなときにまだ少ない人員でやっておりましたけれども、まあこれは7人体制が最低で持っていくので、今私が申し上げましたように飯島、七久保、大草、片桐を一緒にして持っていくんだと。まああの1問と2問とチャンポンになりますけれども、そんなところで1+5人の6人でもまあそういう小さいところもありますので、さしあたってはそんなように出来るかもしれませんが、中川村に要請・協力、理解協力の要請をして中川村と一緒にやっていくと、まあ中川村にはまあ山村といえば山村でありますけれども、町と村の関係がありますけれども、やはり中川村も交番の要望はあるかと思っております。そんなところで強力な要請を中川村にもお願いをしたいと、町長いかがですか。

町 長

今あるそれぞれの駐在所の人員配置を見直して、あまりあの全体的な人数を増やさなくてもというようなお話しかと思っておりますが、あのやはり中川村も中川村で2つある駐在所は地域として必要であるというふうには思っております。そういうふうには思っているんじゃないかというふうに思っております。であの交番化することの前提として打ち出されておりますのが既存の、まあこれはあのいろいろ場所の問題もあったりその地域の問題もあると思っておりますけれども、基本的にはその統廃合したうえで集約して交番化ということが打ち出されております以上なかなか難しい問題があるということと、あの先程もお話がありました警察というのは昔われわれが育つころは本当におっかない所だ、まあ当然その厳しいおっかない所であってほしいと思っておりますし、ただあの時代の流れの中で今駒ヶ根署ももちろんそうでありますし、各駐在、飯島の駐在さんなんか特にそうだと思いますけれども、地域に根ざしたこの警察の存在っていうか溶け込み方という

ものが非常にあの私どもも身近に、また地域の皆さん方もありがたく捉えていろんなまあイベントなどに加わっていただいておりますので、これはあのその地域から外れて集約することが果たして警察というほんともう頼りがいのある存在としていいのかどうかなくなることが、というふうにも思います。でまあできればひとつレベルアップ、グレードアップする交番化を目指して理想の7人体制でなくて4名体制ぐらいで飯島の交番化が図られて、なおかつまあ最低1名でも結構でありますので、その今ある地域に駐在所があれば一番これはまあ理想的というふうにも思います。なかなかハードルは高いと思っておりますけれども、従ってあのこうしたことについてもまたこの方向が打ち出されてまいりましたので、また将来という考え方でなくて現実の問題として中川の村長はじめまた議会にもいろいろあの交流の場面もございますので、共々にこうした周辺整備の問題整理をしながらひとつ取り組んでみてまいりたいというふうに思っております。

野村議員

今の中川村の問題でありますけれども、今現状でいけば中川村は行政区の中に交番はひとつになると思っております。あの小さいところで2人ありますので、中川としても今動く時期なんです。そんなこともお話ししていただいて、やはり前向きに進めていくと、そうして続けますけれども、こういういろいろまあ企業もそうありますけれども、こういう官庁関係も誘致あるいは新設する場合にはやはり土地の選定、前あの広小路の場合は、土地はどうという話もありましたけれども、土地の選定、宿舎の問題あるいは駐車スペースとかそういう要因も一応こっちで腹がためしておいて、どうぞ来てくださいというそういう体制でもっていくことが一番必要かと思っておりますけれども、町長のお考えをお聞かせいたします。

町 長

まあこの交番化に移行するいろんな諸課題を整理する中で、まあ場所の問題というのも当然大きな要素として加わってまいりますので、今この段階で予断を持って場所を決めてどうかかるといような状況にもございせん。ひとつのこれはあの交番化を目指す上での重要な一つの要素としては捉えてまいりたいというふうに思っております。

野村議員

それでは最後に今駐在所の連絡協議会というものがあります。これはあの町の方で作ったものじゃありませんけれども、七久保、飯島にもあります。これはまあ一生懸命活動されておるわけでありましてけれども、やはりこの連絡協議会、この会則なんか読んでみますといろいろの協力事項もあります。そうしてまたこの中に町の理事者を参与に委嘱するという項目もあります。是非またこんな委嘱をしていただいて入っていただいて、この協議会も率先して活動していくように町長の方からも一言お願いをすることが大事じゃないかと考えます。まあこの町には警察友の会というのはありませんけれども、友の会のあるところは年末なんかは警戒に当たっているときに、暖かいどんやラーメンを届けるとかそんなようなこともやっております。まあ最終的には交番でもできればそういうものを結集していくことが大事じゃないかとこんなふうには思うわけでございます。お答えをお願いしたいと思います。

町 長

これまでもお話にございました駐在所の連絡協議会というのが、飯島駐在、七久保駐在それぞれにメンバーをお願いして、これはあの警察の方の委嘱であったかと思っておりますけれども、当面の課題やなんかをいろいろとまあ協議をして懇親を深めたりというようなことで、協力体制をそれぞれにやってきて、私もあの何度か副町長も呼ばれたりしていろいろ参画をさせていただきましたが、ちょっとここ数年そのことが途絶えておるようには思っております。であの交番化に移行するに、せんにしろやはりこの地域に根ざ

野村議員 した今までの駐在というものも大切にしながら、また機会あるごとにそうした意見交換を深めてまいりたいというふうに考えております。

いろいろお答えをいただきましたが、それでは最後に申し上げたいと思いますけれども、何回も申してきました、いかに今がチャンスか先手を打ってやっていただくことが大事じゃないかと思えます。それでは最後に私一言、高坂町長さんをはじめ理事者の皆様、そして役場の職員の皆様をはじめ町民の皆様方に議員生活12年やってまいりましたが、このご支援ご協力に感謝とお礼を申し上げたいと思います。飯島町の末長い限らない発展をご祈念申し上げまして、私の質問を終わります。

議 長 ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午前11時59分 休憩
午後 1時30分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
8番 竹沢秀幸 議員

8番 竹沢議員 通告に基づき一般質問を行います。私は4年前町民の皆さんのご支持をいただき初当選して以来、自立してきり輝く飯島町を町民の皆さんと一緒に創っていく、すなわち地方分権時代にふさわしくかつ厳しい町財政事情の中で如何に知恵を出し、他の市町村に秀でる個性的なまちづくりを行うかについて、この4年間すべての定例議会において1回も欠かさず一般質問を通して政策提言を行ってきた次第であります。また議会改革の一環として19年度より一問一答方式に変わり、町民の皆さんにも分かりやすくまたわれわれ議員と理事者との間の議論も深まってきたというふうに思うところでございます。振り返ってみますと県下81市町村に秀でる県下での先駆けの4番目の事業実施となった平成19年度より実施をいたしました灯油券交付事業、本日長野日報でも報道されておりますが、平成21年度当初予算案に計上されておりますところの高齢者の皆さんが長生きしていただくための肺炎球菌ワクチン接種事業、あるいは地元地域の交通事故の多い箇所への安全対策など数々の多くの事業について実践をいただいた高坂町長の政治手腕を高く評価するとともに、理事者各位と関係課長や職員の積極的な取り組みを重ねて高く評価するものでございます。

先に行われた21年度予算案に対する高坂町長の施政方針演説をお伺いをいたしました。その中で町長は町民の皆さんの先頭に立ち、安心安全で住みよい町、暮らしやすい町、活力のあるまちづくり全力を傾注する覚悟であると述べています。そこでこの3つのまちづくりの方向が私は大切だなと思うわけでありまして、第5次飯島町総合計画すなわち長期構想の柱とすべきではないかというふうに思うところでございます。

通告の1番目の項目であります平成21年度以降策定作業を開始をいたすところの第5次飯島町総合計画、すなわち長期構想あるいは基本構想といえますかと、国土利用計画第三次飯島町計画の策定について基本的な考え方や、本構想に盛り込むべき主要課題について質問をいたしてまいります。最初にこの間の13年以降の飯島町総合計画を踏まえて実践における成果と問題点はどのようなことがあったのか、また加えて土地利用

町 長

計画についての成果と問題点はないかについてお尋ねをいたします。

それでは竹沢議員の質問にお答えをいたします。まず第5次の飯島町総合計画ならびに土地利用計画でありますこの国土利用計画飯島町計画の第3次の策定に関連をして、まず現計画のまあ成果と問題点ということでございます。土地利用計画も踏まえてということでございます。飯島町の第4次総合計画につきましては、平成13年度から平成22年度まで、この10年間の計画として、みんなで作るこの自然豊かなふれあいの町飯島町、これをまちづくりの将来像に据えまして、基本目標6点を掲げて策定をされてところでご承知のとおりでございます。この6つの基本目標に沿ってまちづくりを行うために、これを前期と後期に分けての5年間ずつの中期総合計画を策定をしておるわけでございます。でこの後期の5年計画があと21、22の2年間これであら計画が終了という形になるわけですが、今後この計画に対してどうであったかというこの評価、それからこの効果測定というものを庁内部それからまた住民の皆さんも含めたこの外部、両面で行ってこの成果と問題点の洗い出しをした中で次の次期第5次の計画に取り組んでいくとこういう今考え方で、平成21年度の予算の中にも若干その必要な経費を計上をさせていただいておるわけでありまして、そこで現段階で思われますことにつきましては、それぞれの事業等大変まあ厳しい財政状況と大きくこの経済状況等変化をする中で、大変まあ厳しい面もあるわけでございますけれども、まあそれなりにこの計画に基づいて総合計画に基づいて実施をしておりますし、それなりのいくつかのまあ具体化実現をしたものも評価もいただいておりますし、なかなかまだそこに至っていない、私よく申し上げますけれども、種をまいて芽が出たけれどもなかなかまだ具体的な花を咲かせて実が実るといふところまでいかない部分も大変多くあるということでございます。そこで特にこの目標数値としております最大の課題である人口12,000人をまあ目標として長期総合計画10年間の取り組みをしておるわけでありまして、まあこの件につきましては非常にあの厳しく受け止めております。ここ10数年来の一貫した少子化減少というこの時代の流れの中、それから10年間の中にはバブルの崩壊後の大変まあ不況の時代、失われた10年というようなことでも表現をされましたけれども、そうしたこと、それから昨年一昨年からまたこれを上回る経済不況同時不況というようなことの中で、そうしたいろんな要素が重なって思うように人口が増えていかないと飯島町の場合でございます、まあはっきり申し上げてこの目標達成は困難というふうに考えております。この2年間の中の目標としては困難であるというふうにもまあ思っておるわけでございます。まあしかしながら何とかしてまあ少しでもこの人口増ということに目を向けて、各種の事業を複合的に実施し、皆さん方のご理解をいただいて懸命にまあ取り組んでおるという現状でございます。

でまあ中期総合計画の中間年を過ぎたもうあと残り2年間の計画の中におきましても、これらのまだ進めていかなきゃならない目標に向かって前向きに真剣にまあ取り組んでおるわけでございますし、これからもまた次の策定の課題とも併せてまた取り組んでまいりたいというふうに思っております。同時にこの飯島町計画の土地利用、国土計画の問題でございますけれども、この計画が平成13年度に今の土地利用計画の姿ができておるわけでございますけれども、この点につきましても非常にあの時代も変わっておりますし、町のこれからの道路やそれから農業情勢、さらにはまたいろいろ商工業のこの情勢等も大変大きく変わっておりますので、このまま今の土地利用計画を踏襲していく

ということはかなり思い切ったこの見直しを含めていかなければならないということになってまいります。で現実問題として国や県に申請する際にも、地目の土地利用の変更の際にもなかなかの支障もございまして、不都合が生じてきておるということも事実でございますので、こうした土地利用の飯島町計画につきましても併せてこの総合計画に重ねてまあ策定をして見直していくというふうに今のところは考えておるところでございます。以上であります。

竹沢議員

平成13年から22年のわが町の総合計画についての分析の中で、まあ人口の12,000人目標、これは到達困難であるということと、また土地利用計画について今後さらなるこの思い切った見直しが必要であるというようなご答弁をいただいたわけですが、そこであの次期の総合計画、まあ主要課題についてこれからいろいろ議論を進めて基本構想審議会等々においてまあ審議を深めていくということになるわけですが、思うにその将来像の言葉のキャッチフレーズはともかくとして、この人口12,000人というこの目標数値ですね、これがその過去の実績それから将来を含めてですね、適切な目標設置であろうかどうかということや次期構想の中では多いにこの検討しなければいけない目標数値じゃないかというふうに思っておりますので、そこら辺についての町長の考えをお伺いします。

町長

まああのご質問のこの時期総合計画の主要課題ということの中に人口問題が最大のひとつの目標として当然議論をしていくことになろうと思っております。これまで飯島町は第4次まで10年間、約40年間、この当時は長期構想というまあ自治法上の言葉でしておりますが、今は長期構想というふうになっております。10年それから5年ずつの半分の中期総合ということになっておりまして、一貫して飯島町は12,000人の人口目標を各計画ごとに都度掲げてまいりました。これはまああの当時合併以降町が11,000もう少しでこの12,000に届くという一つの事実があったと思っておりますし、何とかこれを上回る12,000を超えるというまちづくりのまあ願望というかそういう期待心というものが強くあったということの表れの中で、そうした目標を掲げてきたということでもあります。しかしながらまあ現実はそのなかなか状況がついてまいりません。むしろこのいろんな人口減少傾向というようなことの中で各町村ともあるわけでありまして、でもまあ理想は高くという形は当然まあこれは必要なことだと思っておりますし、これを目標にしてすべてのこの施策に取り組んで活力ある町をつくっていくと、こういう一つの先輩の皆さん方の取り組みであったというふうに高く評価しておるわけですが、今後2年後に発足を第5次においてはその辺を現実問題として捉えて、どうまあ理想は理想としてもやっぱり現実問題というものもさけて置いて議論することもできませんと思っております。十分その辺のところはまた議論を詰めていただく一番大きな課題であろうというふうに思っております。

竹沢議員

それではあの引き続きまして、この策定に当たりまして先般の予算の総括質疑の折り同僚議員さんから質問もあったものでアレですが、とりあえずこの策定に当たってですね、まあいろんな手法の住民参加の手法というものが考えられますけれども、どのような手法を用いて住民の声を反映した計画を作ろうとしているのかについてお尋ねします。

町長

次期計画を策定するに当たってのまあ手法の問題であります。都度お話をしておりますけれども、当然のことながらこれはみんなで作っていくまちづくりということが基本でございますので、特に将来を展望する次期の計画でございます。今までの評価をしな

がら、そして今時代の中でこう要請されておる課題を的確にまあ捉えながらその手法を進めていかなきゃならないというふうに思っております。で今考えておりますのはこの当然まずこの評価を振り返ってすることから始めて、住民の皆さん方のそれぞれの受け止めていただくその感度というか評価がお持ちだと思います。そのことをまあできるだけ把握をしながら、そしてまたそれを基にしてまあパブリックコメント、いわゆる住民参加の計画段階からできるだけご意見を入れていくというようなことを集約した上で住民懇談も重ねて、そして最終的にはこの当然公募の方のみなさんも入っていただく形の中での基本構想審議会ということで十分練って、この場合にはまあ具体的な数値みたいな現状のものにつきましては、またこちらから素々案的に提出をしながら、そしてそれを基に十分議論をして最終的にはこれは議会の議決事項という形になりますので、そんな手法で今のところを進めていくようにしておりますが、細部はまたこの新年度に入ってから基本構想審議会の中で詰めてまいりたいというふうに思っております。

竹沢議員

只今の答弁の中でパブリックコメントについての町長から答弁がありましたので、この問題とそれからタウンウォッチングなど含めてもう少し議論を深めたいと思っております。パブリックコメント制度ですけれども、これはまあ全国の都道府県ですとか市町村ですとで多く取り入れられている手法でありまして、要するに住民参加の手続きの一つの手法であります。今時、第5次飯島町総合計画はぜひこの制度を導入していただくチャンスだというふうに思っております。いわゆるスケールの大きい計画をですね長期間かかって策定するので、その計画する期間が多いのでそういうときにこそ、このパブリックコメント制度を導入すべきだというふうに考えております。まあ全国的には諸々のいろんな行政の計画ばかりでなくて各種条例ですね、こうしたものもこういう制度でパブリックコメント制度を使って住民参加の意見集約をしておるところもありますけれども、とりあえずあの今時、総合計画はこの導入のチャンスじゃないかというふうに思います。具体的には基本構想審議会での審議もありますし、まあ今後においてあの策定にあたってアンケートをとるとか、あるいはワークショップを行うとか、そういう手法も当然ありますけれども、このパブリックコメント制度によりまして町民の皆さんから直接その計画についての意見提言を求めてですね、で逆にしなきゃいけないのは意見をもらっただけじゃなくてその結果を計画の中にどのように反映したか、採用したか採用しなどうかを含めてその人に必ず答えを返してやるという、そこまでやるのがこの制度の良いところでありまして、そういう手法で町民の皆さんがどの程度応募してくれるかは別としてですね、そういう受け皿を今回導入すべきだということで改めてご提案申し上げます。

それからご案内のように私も過去の仕事の中で、任意合併協議会の時に信州将来構想というのを策定を携わったわけですが、その時に伊南4市町村の宝物を視察をしました。いわゆる管内視察的なものでありますけれども、この中で4市町村の宝物を再確認して、その宝物を大切にすまちづくりというものを議論してきたところでありまして、こうした作風が将来の構想計画を作るのにひとつ大事な手法だというふうに思っております。そこで基本構想審議会委員によるこのタウンウォッチングを実施してはどうかというふうに考えるわけでありまして。わが町の田切、飯島、本郷、七久保に多くの自然、また中央アルプスを含めてですが、それから名所旧跡、個性的な企業や店舗、また頑張っている農業者、縷々公共施設等がたくさんあります。こうしたものをですね、つぶさに見てその中から10年後の未来の創造ということで、私たちの町の

宝物を十分認識する中からそのことを継承発展させるとともに、新たな宝物の創造をするというような取り組みとしてこうした取り組みをおやりになってはどうかということで、以上パブリックコメント制度の導入といわゆる管内視察といいますか横文字で言いますとタウンウォッチングということになります、こうしたものを取り入れていただいたらどうかということで提言しますのでご答弁をお願いします。

町 長

まああのできるだけ計画策定にあたっては住民の考え方、お知恵を拝借するというのもう大前提でありますので、ワークショップそういうあの条例にするか規則にするかというその法規的な部分はちょっとまあ別にしましても、考え方としてその意見を集約、吸い上げられるような手法をとってまいりたいということをお申し上げておるわけでございます。であの多くの皆さん方からまあご意見知恵をいただきたいわけではあります、全てのというわけにはなかなかまいりませんこれは、この財政状況の問題もございまして、如何にこのそうした考え方ご意見を少しでも反映できるかというその取り組み姿勢の問題であろうかと思っておりますので、お寄せいただくことをまあ大切にしながら、財政運営とのひとつの連携の中で極力まあ取り入れていきたいとこう言うまあ考え方を持っております。当然のことながらこれはあの個性のあるまちづくりのためには、町で持っておるいわゆる掛け替えの無いいろんな貴重な財産があるということはもちろんでございまして、当然まああの基本構想審議会の議論の中でもそうした日程の中にタウンウォッチング等も入れて現場視察も含めてやっていただくように、こちらからもまたを要望してまいりたいと思っております。

竹沢議員

それでは続いてですね、この間わが町は自立をして特にまあ住民協働のまちづくりというのも中心的な柱として推進してきたところでございます。そこでこの住民協働のまちづくりを推進してきたわけですが、町としてはこの課題についてどのように評価しておるのかについてお尋ねします。

町 長

一層まあこの地方分権が進むというこの状況の中で、これまで以上にまあ住民の皆さんの行政参加と、これによって個性あるまちづくりが求められておることとあります。でこうした持続可能なまちづくりを進めていくために、やはり簡素で効率的な行政運営というものがいま求められておるわけでございまして、特にこの5年間の後期中期総合計画の中で、最大の重点戦略のひとつとして協働のまちづくりを推進をして投げかけてまいりました。既に皆さん方ご承知いただいておりますように、各地区に地域づくり委員会というものを平成19年度に足並みをそろえて発足をしていただいて、この協働のまちづくりの地域の実践的なまあ推進母体としてまあ取り組んでいただいておりますので、各地区それぞれにまあいろんなアイデアと創意それから実践をしていただいておりますので、本当に感謝を申し上げておるわけでございます。でその一番やはり基本になるものはそれぞれ住んでおる地域の皆さん方が、自分たちの住んでおるところをこんなまあ町、地域にしたいという、この想いを実現するため、この考え方がなくしてこの協働のまちづくりということとはなかなか立ちいかないわけでございまして、そうした住民自治というか、その確立のためにも協働のまちづくりという考え方はどうしても欠かせないというふうに考えております。今後もまあなかなかまだまだ道半ばというわけで、これで姿ができたというわけにはほど遠いわけではありますけれども、今まで鋭意取り組んでいただいております各地区の皆さん方に感謝を申し上げながら、一層このことを推進をしていくようにまた取り組みをお願いしてまいりたいと思

ます。

なおあえて申し上げるならばですけれども、この自主的に取り組んでいただいております地域づくり委員会ははじめ、それぞれの協働のまちづくりの中に、この女性の男女共同参画という視点が少しまだ欠けておると、まあ少しというよりもかなり欠けておるというふうにも私も認識をしておりますし、また共同参画社会の議論の中で答申をいただいた中にも触れておるわけでありまして、なかなかこれはこちらの考え方と実際にそのことに取り組んでいただく女性自身を含めた考え方とのまだまだ乖離もありまして、思うようなわけに進まないわけではありますけれども、行政もいろんなまあ組織の中も含めてですねこうした問題に取り組んでいくに、これはかなり今後の大きなウエートとしての課題というふうにとらえております。

竹沢議員

協働のまちづくりの中で評価する中で特にこの課題として女性の共同参画の課題が、次期計画の中でも取り組んでいかなきゃならない課題だというふうに答弁がありました。住民協働のまちづくりの担い手として只今もご答弁ありましたが、4地区に地域づくり委員会を町が指導で立ち上げ、まあそれぞれ個性的な事業を展開しております。その中で各区や耕地の事業は以前よりまあ増大をいたしまして、区長さん、区会議員さん、耕地総代さんたちの忙しさは増えているというのが実態であります。それから一方この住民協働で1つはその町と区会の関係と、町と耕地の関係で2つのルートでまあ行政協力をいただいておりますので、言う人によるとこれは二重構造だという言い方もされているところでございます。この課題については以前に町長どこかで答弁したような記憶がありますが、次の第5次飯島町総合計画の中でこの位置付けを明確化すべきではないかというふうに思っておりますので、この件について次期総合計画の中へ織り込んで検討していただくのがいいんじゃないかと思っております、そこ等辺の考え方についてお伺いをいたします。

加えてまあ住民協働の担い手をですね、各区というように想定した場合に、まあ今後においてはその各地区にですね専門の職員の配置だとかいうことも、教育委員会サイドを含めての構想もありますが、まあ現状その私思うに、現在はですね町はお金を出さないけれども地域でまあ知恵を出してまちづくりを推進してほしいと、こういうところがまあ率直なところでありまして、まあ昨今地域づくり委員会の活動費についてもまああの、ふるさとづくり計画とは別にですね、復活して予算に計上させていただいておりますので、そのことには敬意を表しますが、今後の課題としてその次期計画の中で検討すべきだと思っております、この地域づくり委員会の位置付けとして現状のままでは本当はいいのか、あるいはですね一定の権限と財政措置を講じてですね、要するに地域の細かい事業は地域にやっていただくようなその予算付けもしてやるということもひとつの選択肢でありまして、そういうことを含めてそのことがいいかどうかは別にですね、次期計画の中で検討すべきだというふうに思います。以上2点についてお伺いします。

町 長

まああの区と耕地の問題それから地域づくり委員会の今後のあり方の問題、お答えの中でこれはあの全て次の構想の検討の時にゆだねるというふうなふうに聞こえていただいておりますけれども、区と耕地のこの位置付けの問題につきましても、今から約、最初の4次をスタートするときの大きな議論的でありました。いろいろまあ意見・議論をいただいたわけではありますけれども、なかなか一つの考え方と

してまとまらなくて、今日に至っておるという経過がございます。これはあのまあたとえ基本構想審議会の中で集約されたといっても、やはりこれは地元のいろんな実情と歴史とこの考え方があるわけでありまして、このことを計画をもってこれを押し付けていくというわけにはなかなかまいりません。従って当然のことながらこれも耕地という名前にしても実はこの間も未加入者の方を集めて懇談をした経過がございますけれども、どうも違和感があってなじめないという外から来た目の方にはそういうように映るものもでございます。まあそういう名前からしてそういうことでございますので、ましてやこれを区とどういふこの位置関係にして理想的な形がいいのかっていうことは、私も今お答えできる状態にはないわけでありましてけれども、当然これはまあ次の計画の中でもう一度再度また、まあワークショップとかそれからこの住民懇談とかアンケートでも、中にもちょっと項目として反映をしてですね設定をして意見集約をしてみたいというふうに思っております。

それから、地域づくり委員会、これはあの一応スタートから5年を目途にひとつ取り組んでみようということの中で合意形成をいただいてここまで来ておるわけでございますので、今この中身を分解してどうのこうのということはこの後2年間の内では手をつけることは好ましくないということで、さらにまあ充実した取り組みをお願いすることにして、ただ議論としてはもう今年度後半から始めてまいりますので、そうしたことも盛り込んだ一つの検討の中でまたどうあるべきかということをもた模索したいと思っております。

竹沢議員

それでは続いてインフラ整備の課題でありますけれども、次期計画は平成23年以降32年度の間にですね計画が策定されるわけですが、国道バイパス全線開通についての見直しについてあります。高坂町長はこの間飯田国道事務所、また国土交通省中部整備局、国土交通省道路局長などなどですね積極的に陳情活動いただき本事業推進に努力されていることを高く評価するところでございます。そこで第5次総合計画の最終年度は32年度になりますけれども、これは順調に推移すればこの32年の最終年度の32年度よりですね前に全線開通するそういう可能性があるのではないかというふうに思うわけで、地元地域の関係者の皆さんもとより、町民挙げて早く開通することを願っていると思うわけですが、全線開通の見直しをですね現段階では何年度頃を想定されておるかお答えいただきたいと思っております。

町長

今、工事を進めていただいております153伊南バイパス、この飯島工区につきましては関係の地権者をはじめ期成同盟会、その他地域の皆さん方大変多くの皆さん方のご理解をいただいて、また特に飯田国道をはじめ国の、これは直轄事業でございますので、関係ご当局の大変なまあご理解をいただいて順調に進んでおります。用地買収につきましては土地開発公社の先行取得という形の中で、全線、田切も含めてほぼまあ100%に近い完了ということで今年度終了をいたします。で工事でございますけれどもご承知のように19年度に与田切川の橋脚工事が始まりまして、20年度には更に鳥居原から日曾利線までの間の面工事が今現在行われておるわけでありまして、で本郷地区それから日曾利線から堂前線までの間も今年度中にまあ全体の工事が発注をされるというふうに聞いておられて、田切地区につきましても今後用地買収がほぼ見通しが立ちましたので、工事が発注されていくものというふうに期待しております。まあ当初からこれはあの取り掛かった時点でおおむね10年以内にはということで国の方もまあ発表して、私

竹沢議員

どももできるだけ1年も早くということではいろいろな要請活動を続けておるわけでありまして、まあ10年、おっしゃるこの平成32年というのは非常にまだ先でございます、まあそれまで行かないうちに是非1年でも早くこの全線開通を目指して私ども精いっぱいまた頑張っておりますので、関係の皆さん方のひとつご協力をいただきたいと思いますというふうに思っております。

今、只今の答弁の中であの10年という言葉が出てきました。そうするとですねこれは置き換えると平成23年までに堂前線のところまで開くわけで、もう5年で10年になります。ということは目標年度平成28年が全部開通する目標というふうに単純にいうとそういう計算になりますので、是非ですね今までもご努力していただいておりますけれども、とりあえず28年あたりを目途として10年ですから更にですね議長以下議員の皆さんも協力いたしますので、共々にこの課題について今後とも関係機関へ働きかけをいただきまして、早期に全線開通いただけるように更にご努力いただきたいことをこの場をお借りしてお願いするわけでありまして。

で関連をしてですけども、バイパスができるとそれに関連して現在23年を目途に町道堂前線を改良しておりますし、また竜東線とか県道伊那生田飯田線の改良が行われるわけですけども、この沿線の土地利用というものそれぞれ土地委員等で検討されていると思いますがそこら辺、それからまあ昨今のこのコスモ21辺りの周辺の問題を含めてですね、いわゆるバイパスへのアクセス道路周辺の土地利用っていうのを次期土地利用計画の中でどのように描いていくのかについてお伺いをいたします。

町長

今あのご質問にございましたこの153バイパス本線とそれからそれに交わるひとつのアクセスとしての堂前線、今年度まあ本格的に一体的にまあ整備が進んでいくわけでございます。でこの交通体系の整備はもちろんでありますけれども、やはりこれにはその活性化につながるその効果というものをどうしても求めていかなければいけないということで、特にその土地利用計画がそういう面で重要な意味を持つわけでありまして。平成23年度中にはまあ一応この堂前線と飯島工区としてのこの交わるバイパス本線が完成の見直しであるということをもまあ言っていたおるわけでございますので、たまたまこれが次の長期構想前期計画に入ってくる問題でございます。従ってあの今からその土地利用をどうするのか、単なるその沿線のみならずこの少しまあ商業等が活性化が大変まあ衰えておるこのことも含めてですね、飯島駅全体のこの下在地域全体の土地利用をどういふふうにしていくか、でそのことを是非まあこの活性化に結び付けていきたいと、まあ商業だけでなくこの住環境ということも含めたこの利用計画というものを十分講じていかなきゃならんということで、もう既にあの役場庁舎内ではプロジェクトチームの中でワークショップも含めていろいろあの地元の皆さん方のご意見も入れて意見を集約してまいりました。いま素々案としてはだいたいまあ考え方は持っておるわけでございますけれども、まだあの次の土地利用計画の中で位置付けていくという時間的なものもございまして、まだ公表はすることはできませんけれども、さらにこの時代の進む状況の中を勘案して、是非次の長期構想スタートと同時にそのことも入れ込んで土地利用計画を定めてまいりたいというふうに考えております。

竹沢議員

続いて21世紀はですね世界中で地球温暖化に対するあらゆる方面で取り組みが必要なわけでありまして、私もあの昨今いくつか地球温暖化対策の町として取り組むべき課題を提案しておりますし、また公用車とりわけあの町長車を含めたハイブリット化など

を提言してきたところであります。で現在あの町の委員会において新エネルギーになども含めましてですね、二酸化炭素減量のためのいろんな検討もされているところでございますけれども、第5次総合計画の中で地球温暖化対策についてどのように織り込んでいくのかについてお伺いをしたいと思います。それから加えて町民の皆さん率直な声としてですね、そのまあインフラの整備はともかくとして、町にこの元気がないというお声をちよくちよく聞きます。それはあの例えばですね、お陣屋祭りがなくなっちゃったとか、桜祭りの水中花火が中止になったとか、あるいは子ども議会でも質問があったように、生鮮食料品の販売店舗コスモ21などが閉店してしまうとか、そういうことを指して言っているやに思いますし、そこでこの町民の皆さんが元気の出る政策というのをですね、次期計画というか構想の中でも打ち立てていかなきゃならないと思いますが、前段の午前中の同僚議員の質問にもありましたが、いわゆるその行政のみならず民間、特に商工会ですとかJAだとかいろいろ各界階層の町内の個人法人を含めまして、元気に活躍している皆さんがいっぱいいますので、そうした皆さん方の元気をもらってこのまちづくりを標榜すると、いうことがこの必要な課題になってくるんじゃないかなあというふうに思いますので、この地球温暖化対策とそれから町民の皆さんの持っている元気をいただいてこの逆にまちづくりをしていくと、そういう考え方についてお尋ねします。

町 長

まず今世界中の一番の課題でございます地球温暖化対策、それぞれの国がそれぞれの考え方で推進をしておる課題でございます。町では昨年8月にこの飯島町地球温暖化対策推進委員会、これを立ち上げて、いろいろと対策について検討をいただいております。平成21年度中には具体的な提言をいただくわけございまして、足元からできることそして町で持つておるエネルギーの資源というものもいろんな形であると思えますので、これまでもあのいろいろ飯島区等でも取り組んでいただきましたけれども、もう一度まあこれを見つめ直して少しでもこの脱石油から少しでも脱皮をして、新しいエネルギーの方へ転換していくということ、また具体的にひとつずつ考えてまいりたいということでございまして、今年度中にはほぼそうした方向づけができるんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

それからまあ元気の出る政策、私も常にまあそういうことを念頭に置きながら取り組んでおるわけでございますけれども、一部にはなかなかこう委縮していくような現象も見られます。特にあの既存の商店街等のこのイメージがなかなか厳しい状況にありまして、私も胸を痛めておるわけでありまして、できるだけ対応をしながらということ、それにはやはり次の土地利用計画の中にもきちんと位置付けをしながら、そして既存の商店街との連携をどうするかというようなことも含めて精いっぱい取り組んでいきたいと思っておりますし、それからいろんなイベントにつきましてもあのお陣屋祭り等については廃止した経過もございしますが、それに代わる取り組みとして先程の地域づくり委員会の中でも個々に取り組んでいただいて、大変まあ成果を上げていただいておりますので、今お話にございましたようにそういう一つの知恵というか行動力に期待をしながら、町もできるだけの支援を申し上げていきたいと、またこの地域づくり支援あの一部の補助につきましても3年期限でありましたけれども、これを更にまた期限を無しにして続けて支援をしていくというようなことも予算の中では提案いたしております。

竹沢議員

ますので含めてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

1回目の質問の最後の項目ですが、リニア中央新幹線ですが2025年に開通するというふうに想定された場合に、ルートはまあどれでもいいですけれども、多分飯田市に駅ができると想定した場合にですね、実はこのJR東海の情報によれば東京の品川の駅の地下とですね名古屋の駅の地下にもうそうしたものが準備されているとこういう情報も伝わってきておまして、そこでわが町は何をすべきかですが、飯田にもし駅ができた場合ですねアクセス道の整備それから町内の地場産業あるいは観光資源の活用ですとか、あるいは現在の飯田線のJRのダイヤ改正、田切から高遠原の駅から早く飯田へ行けるようにするとか、まあそうしたことを含めて16年先の話ですのでまあその早いっていえば早いですが、第5次計画の中でそうしたことも1項目載せてみてはどうかというところで提案します。ご答弁。

町 長

まあかねてからのこの壮大なプロジェクトが今まさに実現の方向に向かって歩み出しておるということは同じ認識だと思います。それであるルートのことを今どうこうと言うわけにも私の立場ではまいりませんが、にわかこの1年ぐらい赤石山脈直接貫通のルートということで浮上してきておるわけでございますけれども、基本的にはあの長野県それからそれをまあ一番現場として意見集約しておる上伊那の推進期成同盟会としては、あくまでも今までの地域活性化に結びつけなければならないという観点の中から、Bルートいわゆる諏訪回りを主張して、今も一貫してその考え方で取り組んでおると、当然のことながらこれはあの駅舎につきましても上伊那に1カ所は是非欲しいという前提で、あと諏訪、飯田とまあいろいろ言われておることもあるわけでありましてけれども、私としてはまあ上伊那の一員でございますので、飯田近辺にできるかどうかの問題とは別にですね、この一環した考え方の中でのBルートそれぞれの上伊那の一員の一人としてやって、で当然その前提にした上でこの飯田線はこれは絶対廃止されては困るという形で、今のさらなる快速列車のさらなる頻繁なこうダイヤ改正も含めて利便性が上がるように共存できるような形の中で、是非飯田線の活性化も含めてBルートを主張してまいりたいとこういうふうに思っております。

竹沢議員

数分になりました。最後の項目について申し上げます。飯島町は国や県の補助を受けまして治山治水事業を推進しておりまして、与田切川、中田切川、及びその支流の関係につきまして堰堤などが施され、以前より台風や集中豪雨があっても災害がほとんどない状況となっております。このことは高坂町長が国や県へ働きかけ治山治水事業を推進している成果でありまして高く評価するところでございます。ところで七久保及び中川村片桐地区は中央アルプスから流れ出ずる与田切川、中川、前沢川などの豊富な水源がございまして、大地を潤し農作物栽培が大変この水によって貢献されておるところであります。七久保、片桐地区の水系水路あるいはため池等につきましては、七久保片桐水利組合が県の補助事業を取り入れて行ってきておりまして、県営中山間地域総合防災事業も21年度でもって完了するところでありますが、七久保地区の住民が災害もなく安全に生活できる背景には千人塚から流れ出ずる横沢井や新井について、集中豪雨が発生したときに七久保片桐水利組合の委嘱を受けて危険を犯して調査や管理を長年携わっている町民の方がおります。また日向沢水系の「おこし井」についても長年調査や管理を携わっている方がおるわけでありまして、この努力していただいております町民の方

はこの私が申し上げた以外にも大勢いらっしゃるかと思いますけれども、多分、町の表彰規定においては表彰の対象になるものというふうに思うわけでありまして、是非町で表彰していただくと同時に長野県表彰もしていただくように上申していただきたいと思えます。町長も過去にこうした事例で県知事表彰を受けた方がおることをご案内かと思えますので、是非このことについて表彰していただくようにお尋ねをしていきたいと思えます。

町長 それじゃあの最後質問時間がまいりましたけれども、端的にお答えをしたいと思えます。現在町が行っております町独自の表彰それから県知事表彰等上へ上申していくものもあるわけですが、長年の功勞によって表彰申し上げる基本的な考え方と同時に、長年にその地域を支えいろんなあの汗をかいてご苦労いただいた、まあ埋れたといつては失礼かもしれませんが、なかなか表に出ないそのご功勞のあった方も多いわけでありまして、十分その辺は審査を行いながら、またあの地域の皆さん方から見ていただく目というものもやはり大事でございますので、今までも区等に対してもそうした推薦もお願いして経過もございまして、特にあの七久保・片桐のみならず天竜川それから与田切、中田切各水利組合、区等の中でもそうした事例もございまして。今後とも努めてその値する方の表彰には前向きに考えてまいりたいとそういうふうに思っております。

議長 時間です。
竹沢議員 以上で質問を終わります。

議長 5番 三浦寿美子 議員
三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に昭和伊南総合病院の問題について質問をいたします。昭和伊南総合病院の今後の行方について多くの住民の皆さんが心配をし、更には将来への不安を募らせながら関心を持って状況を見守っておられます。住民にとって重大な問題であるので飯島町の町長としての見解をお聞きしたいと思えます。昭和伊南総合病院は伊南4市町村による組合立の公立の病院でございます。ほとんどの人がいつもそばにあって、いざという時に頼りになる病院として認識をされてきたのではないのでしょうか。近ごろまでこのような危機的な状況にさらされるとは思っていなかったのではないかと思います。公立病院の役割とは何かということを考える機会も必要も感ぜずに過ごしてきた、このこともなんの不審も感じなかったと思えます。しかし今この公立病院の役割を明確にする必要があると私は感じております。私は民間では対応できない不採算部門であっても地域住民の医療を確保するということが本来の目的と使命であると考えております。この点について町長の見解を確認させていただきたいと思えます。

町長 三浦議員から昭和病院の問題でございます。この昭和伊南総合病院、問題・課題非常に多くのものを抱えておるわけでございます。でこのことにつきましてはこの存続に対するこの構成市町村であります伊南の4市町村が、理事者、議会、地域住民含めて強い決意を持ってこの再生改革プランの下に取り組んでいくことを、伊南行政組合の議会において全会一致で合意のもとに、また当議会といたしましても初日の全員協議会で説明の上で理解をいただいたというふうに思っております。再度その辺のと

ころを予約して申し上げますが、この昭和伊南総合病院、当然のことながらこれは地域の医療の基幹病院として重要な役割を担っておる公立病院でございます。地域の住民の健康を守り安心を守るためには仮にまあ不採算部門がありましても、何としましてもこれをクリアして維持していかなくてはならない、その点はすべての皆さんがまあ一致をしておるとそういう考え方ではないかと、いまさらそのことを新たにこの位置付けをどうのこうのという問題ではないというふうに思っております。で町といたしましても特にまあ伊南4市町村構成する理事者の一人といたしましても、ギリギリの線でお認めをいただける範囲内でのこの公的負担、市町村の負担を投入を行いまして、なんとしてもこの病院の存続の維持を図ってまいるとこういう強い決意でございます。

三浦議員 再確認をさせていただきました。心強い決意をお聞きいたしました。そこでこの地域では住民の医療を守り充実させるためには、高度な医療機器や施設の整備などを整った病院が必要です。民間では対応できないこうした不採算部門をカバーできるのは、税金を投入できるこうした昭和病院のような公立病院があるからこそだと思います。公立病院の役割から見ると財政面だけの赤字、黒字で経営を判断する方法に私は政府のそうした方法に疑問を感じているところであります。今回の昭和伊南総合病院の通告では私は案をつけておりましたけれども、案ではなく改革プランとなりましたので改革プランと言わせていただきますが、改革プランでは財政運営に重点が行き過ぎているというふうに私は感じております。この点では当然といえば当然ですけれども、町長の見解をお聞きをしたいと思えます。

町長 今度のこの改革プランが財政面がまあ先行をして、そののみが強調されておるプランに見えるというふうに受け取られておるようでありまして、決して、これはあのそれぞれの皆さんどう受け止めておられるか、そうではないんでありますこれは。先ずあのこの改革プランの概要で初日に説明があった資料を見ていただきたいと思うんでございますけれども、経過の中を踏まえて最初にこの再建をなぜしなければならないかというこの意義の捉える問題、それからその目指していくそのためにはどういう方向で目指していくのかというその考え方、それからそのためにはどういうこの果たすべき役割というものがあるか最初そこを捉えて、地域の基幹病院として維持していくためのこのあり方というものがあるか最初提案されておるわけでありまして。で今もお話に出るので十分お分かりかと思えますけれども、この病院の使命、とにかく住民の安心を守って地域の医療を守るためには、この病院が持続的に安定をしていなければ経営が成り立たないということはもう当然でありまして、自明の理であるというふうに思っております。そのためにはまずこの財政の健全性が保たれて初めてその裏付けが得られるということにあるわけございまして、その目指すところはやはりこの地域医療を守っていくということに全てがまあ結びつくということでございますから、どうかひとつその捉え方を誤解のないようにひとつ真正面から見つめていただきたいというふうに思うわけでありまして。そのためにお願いしておりますように一部にはそれぞれの市町村からの税金投入もやむをえないというご理解の下に進めておるわけございまして、各市町村これは相対的に強い皆さん方も含めて議会の皆さん方も含めたご理解でない、このことは進めていくことは到底できないと是非ご理解をいただきたいと思えます。

三浦議員 十分わかりつつお聞きするのとも思いましたけれども、やっぱり国の政策ということで私はこのことが大きな影響を受けているというふうに捉えておりますので、また質問

をさせていただきたいと思います。まああの警察署とか消防署は住民の命と財産を守るということが使命でありますので、人件費から消耗品に至るまで全てが税金で賄われております。採算がとれず赤字だから何とかしなければいけないということはありません。100%が税金で賄われております。直接命を預かる最前線で活躍をしている病院、ことに不採算覚悟で必要な医療を提供をしている公立病院に赤字だから黒字にしろと改革プランを策定させる国の方針が私は間違っていると考えております。警察や消防と同じ考え方をすれば国が全額負担すべき事業ということになります。国の考え方を私は質すべきだとこのように思っておるわけです。

さて住民の皆さんの一番気になっている産科と救急医療についてでございます。町の発展、人口増対策の面から見ても近くに安心してかかれる病院があるかないか、またショッピングセンターが近くにあるかどうかが重要なポイントとなっていると言われております。そこで産科、救急医療について今後の見通しとして期待ができることがあるかどうかについて町長の見解をお聞きしたいと思います。

まあ今のこの前段で、公立病院のこの財政支援は国の責任をもってというようなことのお話がありました。まあ確かにあの医師の研修制度というようなことについては国のひとつの厚労省の考え方で、われわれ地方病院は大変大きな痛手といえますか、その影響でもってまあこういうことも進んで厳しい状況が進んできたということは確かにあるわけでございますけれども、じゃあその厳しい部分を全額国で補てんといってもなかなかこれは、国でも大変厳しい状況の中でやっぱりこれは地域地域でできる対応を国の制度改革も含めて要請をしていかなきゃならないということでございますから、今お話の国との施策の絡みをこの議場でいくら議論してもなかなかこれは私お答えをすることもできませんので、是非それはそちらの方でひとつやって、またこれが地域に関連することのあることがあれば一緒になってまたやっていかなきゃならんというふうに思っております。

それである今の昭和病院の現状で産科それから整形外科等が伊那中央との連携の中で派遣医という形でやっていただいております。いろいろなアンケートを先ごろのこの改革プランを作成するに当たって、いたしました結果を見てもどうしてもあの身近な、産科や小児科それから整形外科が常勤の医師が欲しいということになっております。当然のことながら誰もが住民がそう思っておるわけでございます。今いろんなこの手法、手立てを用いて、まあチャンネルというふうに言っていますが、医師の招聘に全力をあげておるということで、わずかでありまして5月から一部内科のお医者さんが1名着任ということになっておりますし、同様にまた産科のお医者さんにつきましても精いっぱい今その招聘の努力を重ねておるという状況でございます。

まあ国政のことについては、これから後からお願いをしたいことがありますので、病院間の只今も町長の方からもお話がありましたけれども、病院間の機能の分担についての現時点での伊那中央病院などとの協力は当然得なければ実質的に対応しきれないという現実があると捉えております。しかし一部の病院に負担が偏ってしまっている医師への過重労働が大変に心配になります。共倒れをするようなことがあってはならないと心配になっております。ちなみに伊那中央病院の医師の方がもう限界だと言っているとお聞きをしております。そこで昭和伊南総合病院と伊那中央病院の現状について町長はどのように認識をしているのかお聞きをしたいと思います。

町長

今、昭和伊南病院のこの常勤医がいない部分が、特にあの集中的に伊那中央の方へまあし寄せというか、全部あの言ってまあ一部の検診業務を除いてお願いをしておるわけでございます。まあ言ってみればこれは病院間の連携という形になって、中央の方でもご理解をいただいてそれを受けていただいております。でやはり向こうもかなりこのお医者さん方も厳しいという声はお聞きをしております。ただあのじゃあ先生方1名くらいをこちらへ常勤でというようなわけにはなかなかまいりません。これは、全体のこのスタッフの中で回してしていかなきゃならないという連携もございまして、まあそういう意味では今中央へいくつかの科目が産科を含めお願いをしておるの、若干この私自身も疑問は持っておる、まあ伊南行政組合全体的にそういう考え方もあるわけでございますけれども、従ってあのギリギリの線でもまあ連携、それから必要なこの救急体制というなものも連携をとって、中央のみならず信大や下伊那の飯田の市営も含めて現在やっておるわけでございます。ただまあその辺を今後どういうふうにもたさらに体系的に位置づけていくかというようなこともございまして。これはあの改革プランの中にもございまして、このあり方検討につきましても今事務レベルから始めておりますけれども、県も新たに加わっていただいたこの検討委員会というもの今立ち上げて研究を始めておるところでございますので、これらのまた方向づけもひとつの見極めながら必要な昭和病院としての一つの形は維持していきたいとこのように思っております。

三浦議員

是非お互いに関係をよく連携を取っていただいて、昭和伊南総合病院が総合病院としてこれからは維持ができますように、町民の多くの皆さんと一緒に守っていききたいなというふうにも思っておるわけです。そこで現実には国の政策として医療制度が改悪をされ、そこには公立病院の削減が盛り込まれております。その結果として私は診療報酬の引き下げや療養病床の削減、医師の不足などと相まって医師も減り現在の状況が生まれてきたというふうに捉えております。昭和伊南総合病院を住民の期待に応えられるようにするためには、国の言うとおりにやれば削減をするということが基本でありますので、大変危機的な状況にさらに陥るのではないかと心配をしております。4月1日からは全部適用となるわけですので、これから住民の望む総合病院として維持するために私は国に対してこの公立病院削減のこうした政策を転換するように求めることが一番重要な課題になってくるのではないかとこのように捉えております。そこで是非、町長が住民総参加で国に働きかけるような運動を組織するように提言をしたいと思います。

次に介護保険制度について私は質問をいたします。介護保険制度の見直しで介護認定のためのチェックシートの内容が変わると聞いております。前回の見直しの時、介護度が軽くなり必要なサービスを受けられない人が生まれております。前回認定区分が軽くなった人の人数の確認をしたいと思います。

町長

2つ目のご質問でございますこの介護保険制度、チェックシートの今回の改定によって区分が変わることによってのご質問かと思いますが、前回のこの見直しの中で飯島町でその変わった人数のご質問でございます。介護認定にあたっては介護認定調査の項目、この記載内容のみだけで介護度が判定はされておらないということまずご理解をいただいて、そしてこの認定区分の結果に従って前回の改正で要介護度が軽くなった方も実際にはおられたというふうに受け止めております。調べてみますと平成18年の制度改革

町長

三浦議員

三浦議員

の時点で飯島町では要介護1から要支援1、2と振り分けられた、これはいわゆる移られた形でございますが45人と報告を受けております。

前回私もその当時、介護度が軽くなったということで非常にサービスが受けられない方が生まれているということで、対応について求めた経過があります。ここにヘルパー週10回が3回にという新聞報道がこれはあの私どもの機関紙赤旗なんですけれども報道がありました。これは民医連が実際に介護認定の新しい方式によって試行を行ったその結果でありまして、これは記者会見で報道もされております。通告では新たに介護度が軽く判定される人が増える可能性が高いと私はいたしましたけれども、実際に3月3日のこの新聞3月2日に記者会見があったわけですけれども、そのように報道がされております。実際に状態が変わらないのに介護度が軽く判定されてしまい、その結果必要な介護が受けられない方が生まれてしまうということが明らかになっております。救済する対策が私は必要であるというふうに思うわけですけれども、今回の見直しはこれまでの調査方法とどのような違いがあるのか、影響についてどのように見ているのかお聞きをしたいと思います。

町長

今回のこの判定基準のまた見直し等につきましては、まだあの細部につきまして承知はいたしておりませんけれども、いずれにしてもこれはその判定に当たっては介護支援専門員がまず第一的に作成した居宅サービス計画に基づいて提供をされるということでございます。で、要介護者が委託をしたその事業者からその方に合ったサービスを選択をしていただくという形になってまいります。従って当然あの介護度の引き上げ引き下げ、これはその介護度がまあ進んでいくという方、逆に1部に回復基調が見られるという方等もいろいろあるわけでございますので、町の対応といたしましてはその現状にあった状況で判断をいたしまして、特に回復期にある方などのこの介護支援給付というようなものにつきましては、予防介護というものを中心に進めていくというふうになっていくんだと、こういうふうに捉えておるところでございます。細部につきましてはちょっと担当課長の方から考え方を申し上げます。

住民福祉課長

それでは補足を説明させていただきます。今回21年度から介護認定制度の見直しの主な視点でございますが5点ございます。まず1点目といたしまして認定調査項目の変更でございます。現行82項目の認定調査項目がございますが、適正に介護認定ができるように74項目に再整理をしている点がまず1点でございます。それから第2点といたしましてコンピューターによる1次判定の件でございますが、現在1次判定をコンピューターでやっておるわけでございますが、現在の介護に要する時間を適切に反映していないという恐れがあったわけでございます。21年度からは実際に介護に要する時間を反映する、より介護度に合った見直しをしてございます。それから3点目といたしまして要支援及び要介護1の判定を1次判定で実施をするようにいたしました。いままでは要支援または要介護1の審査判定をこれからはコンピューターによる1次判定とするようになりました。今までは要介護1相当に対し2次判定を行っていたわけですけれどもコンピューターで要支援または要介護1の審査判定を行うこととなりました。それから4番目といたしまして2次判定いわゆる1次判定後の若干の不満やあれがあった場合の2次判定でございますが、2次判定で1次判定を変更する場合には検証する場合の参考指標の見直しをいたしました。それから5点目といたしまして運動機能が低下していない認知症高齢者に対する重度変更の見直しをしております。まあ運動機能が低下していない

三浦議員

認知症高齢者に対しましては重度変更する場合には現行の今までは自動的に要介護状態区分を重度化する方式から基準時間を積み足す方式、より実態に合わせた方式に改めるというふうに改正の内容となっております。

今、改正についてどのような見直しが行われているかということについて課長の方から内容が示されました。私は前回の介護度の見直しで要介護の方が要支援になった方がデイサービスに行っているおられることを一緒に見ておりますので承知をしておりますけれども、その方はそれまでは個人的にリハビリを受けておりました。しかし要支援になったことによってリハビリが個人的に受けられなくなり、家庭への訪問リハも受けられなくなりました。そういう中でデイサービス側の方でまあ持ち出しということで工夫をして集団でリハビリを行うということで集団リハをやっております。こうした実際に必要なサービスが介護度が低くなることによって受けられなくなるということになります。そうしますと身体機能も個人的にリハを受けていた状態よりも後退をするということが実際に起きてきております。またこれは厚労省が判断基準として認定調査員のテキストに載っている変更点ですけれども、全介助ですから今でいう介護度が5だと要介護5だと思っておりますけれども、そうした方が今度の判定でこの基準でいきますと自立というふうに判定がされるようにテキストではなっております。実際に自分では何もできない介助を受けなければ生きていけない、そうした方が今度の認定調査員のテキストでは自立と、介助を先ほど課長が言われましたけれども、基準を時間かかる時間に焦点をおきますと介助をしなくてもよい自立というようになっております。こういう事例が実際にこの町内の現在介護を受けられている皆さんがこうした認定が行われた場合に一体どうということになるのかと非常に心配になります。これが国の方針であればこの様な認定をしなければならないのではないのでしょうか。不服があつて先ほど2次審査と言われましたけれども、不服を申し立てて審査をしても医師の意見書、今までは医師の判定が非常に重要視されてそこで認定が介護度が上がったという方もおられましたけれども、今度はそこに重点が置かれませんので多分介護度は低くなればそのままということになると思います。こうした制度については私は必要な介護を受けるためには持ち出しが必要になるというふうに、介護の必要な方たちの実費がなければいままと同じような介護は受けられないというふうに考えます。多分そうなると思いますがそうしたときにどう支援をするのかと、そういうことがこれから大きな問題になってくるのではないかとこのように思っております。是非実際にそうした問題が起きたときに介護を受ける、実際に必要な人たちがどうなるのかということに目を向けて対応していただきたいというふうに考えます。

それからこのような制度が実際に4月1日から行われるのでは、住民の皆さんの命が本当に危うくなるというふうに思いますので、是非この制度を凍結するように国に対して強く要請をしていただきたいということを提言をいたします。その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

議長

三浦議員

町長

次に三つ目の質問でございます。雇用の問題について質問をしたいと思っております。

三浦議員その件について質問いたしますと言って区切ってください。

はいわかりました。そうですね失礼しました。その点についてお考えをお聞きしておきます。

まあ判定の上で一部要介護から要支援に繰り下がったという方、この数字はさつき申

上げましたけれども、今言われたのは一例だとは思いますが。全部が全部そういうふうになっておるのかということもちょっとまたわかりませんが、いずれにしても新しい見直しの中で4月から発足をしてまいります。町内の在住の方がどういう個々にこの影響というか取り組みの中で出てくるのかということも十分見極めてまた判断をさせていただきたいというふうに思います。と同時にあの次の介護保険制度そのものが4月1日からまあ次の第4次に移っていくということの中で、もう既に飯島町は介護保険料の標準的な経費を決めていただいて今予算上も付託であるわけでございます。今この4月に向けてこれをその見直すというようなことを今この時点で申し上げる立場にはございません。

三浦議員

是非住民の皆さんが苦難に陥らないような、保険料は引かれても実際に必要な介護が受けられないようなことのないような対応をしていただけるように望みます。またたとえこれからその制度が始まって問題のある制度については意見を国に対して上げていただきたいというふうに望むものです。

次に雇用問題について質問をいたします。昨年秋ころから町内の外国人派遣社員の方たちがいなくなるなど雇用問題は町内にも大きな影響がでております。非正規雇用の方が職を失ったり正規社員の方たちも労働時間や出勤日数が減るなど生活への影響が心配をされております。さらに遠方への転勤の打診があったなど仕事が続けられるのかとの不安も出ている状況であります。町内の現状についてお聞きをしたいと思います。

町 長

次のこの雇用問題について町の企業の現況現状でございます。このことはもう再三申し上げてまいりました。私も直接出向いてそれぞれの事業所を回って状況を把握しておりますし、またハローワーク等からの資料提供もいただいて上伊那の現状等も把握しておるわけでございます。大変厳しい状況にあるということでございます。ひとつにはこの各事業の仕事の受注がまあよくて5割、悪いところでは8割9割減ってしまう、中にはゼロに近いというようなことなど企業の存続すら危ぶまれておるということでございました。当然のことながらこれは雇用関係にも影響をしております、特に派遣契約社員この辺が非常にもろに契約解除を余儀なくされておるという状況でございます、大変まあ心配をしておるわけでございます。特に飯島町の外国人雇用、大変県下の中でも率では多い方ございまして、400名余りがもう既に国外、母国へ帰られたというようなお話も聞いておるわけでございます。同時にまたあの大変厳しい状況にあることはそのとおりでありますけれども、いずれまたこれは必ずやまたこの回復する革新といえますか期待を持ちながら、今までのストックを取り崩して何とかワークシェアというこの仕事量の分散も含めた対応も含めて、この事業の継続という強い意志のもとに取り組みをしていただいております企業も大変多くございまして、ありがたい考え方対応であるというふうに思っておりますけれども、それで特にこの雇用問題で町独自のこの求人倍率というようなものの数値を把握するのはとても困難でございます。勤めておる住所の関係、あるいは事業所が他の市町村から勤めておるというような関係で入り交じっておりますので、資料としては上伊那全体のこの報告をされておる資料から判断をしておるわけでございます。昨年の12月の有効求人倍率が0.69でございました。でつい先日発表されました今年1月の上伊那郡下の有効求人倍率0.49倍ということでございまして、いよいよ50%を切ったということでございます。これまで上伊那地区は非常にあの製造業等好調でございまして、県下の中でも高いこの求人倍率が1を超

えて1.22ぐらいだったと思いますが、1年のうちにこれが約3分の1まで落ち込んでしまう、また県下の中でもかなりこの厳しい方のランクに落ちてしまうと、こういう浮き沈みがあるわけでございます。で逆にこの求職者、仕事を求める方の状況で見ますと平成20年の1月ちょうど1年あまり前でございますが、伊那ハローワーク管内で707名あったのに対しまして1年後の今日現在の1月でございますけれども1,583名、実にまあ2.2倍というふうに当然のことながらこれは職を求める方が右肩上がりが増えてきておるということでございます。町の状況もアパート等も軒並みまあ空き室が増えてきておるということでもいろいろと心配しておりますし、そうしたことが町の税収に対する影響、それから特にこの人口増ということの中には財政的な裏付けのひとつの根拠になる問題があるわけございまして、特にまあ地方交付税の人口比率ってというような問題もございまして、その基になるのが来年実施をされます国勢調査でございます。何とか少しでも回復していただかないことにはその辺にも影響してくるということで大変心配しておるわけでございます。状況としては今申し上げたとおりでございます。

三浦議員

只今の町長のお話お聞きしまして一層住民の皆さんが大変な状況に陥っているというふうなことを実感するものです。金銭的にも精神的にも不安なことばかりであります。困った時親身になって相談にのってくれる窓口が必要だというふうに思います。こうした相談窓口はどこにあるのか、どこでいいのかということについてお聞きをしておきます。今まで相談はどのくらい受けているのか、セーフティーネットの窓口として十分機能するような体制が整っているのか、相談しやすい窓口となるように検証をしているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

町 長

こうしたあの厳しい雇用情勢の中でいろいろとあのご相談、それから窓口対応に求める一つの雇用の皆さん方の気持ちがあるわけでございます。12月早々に町はこの緊急経済不況対策、それから併せて雇用対策の相談窓口ということで、所管といたしましては町の役場の産業振興課でございます。有線等でお知らせをしながらこの受け入れ態勢を今続けておるところでございまして、できるだけまあ親身にまたこの利便を図ってというようなことでございますが、直接この雇用問題について町の役場がああする手がありますこうする手がありますということも申し上げるすべもないわけでありまして、やはりこれはあの状況をお聞きして、心配をしておる内容を少しでもどうということによってその糸口につながる部分があるかというようなことを、いろんなそれぞれハローワークそれから商工会等もそうでございますけれども、状況を把握してお繋ぎをしていくということが主体になってそのためのまあ相談窓口という形になります。まあ一部には資金対応の問題のご相談は具体的な部分として取り上げていく部分もあるわけでございますし、それから若干雇用の面については今建設が進めております里の丘工房等の紹介へも含めてお手伝いをしておるということで、若干取り組みの細部につきましては産業振興課長の方から少し細かく申し上げたいと思います。

産業振興課長

12月に開設しました相談窓口ですけれども、今までに数件いろいろと相談がありまして、その内容もいろいろあったわけでございますけれども、こういう問題についてはハローワークの方へ行ったほうがいいじゃないとか、商工会に行って相談してくださいとか、金融機関へ行ってこういうことを相談してくださいとか、借入れについてはこういう制度がありますよと、というようなそういう紹介をしたりまあ相談とかそういうこ

とを聞いておりますし、また農業の方をやってみたいというような方もおまして、それはあの県の普及センターの職員も来てですね一緒に相談に乗るとか、そういうこともしておりますし、今あの信州「里の菓工房」の工事が進んでおまして、かなり皆さん注目されておりますので、これについてはあの10数件ちょっと最近毎日のように電話きていますけれども、何時ごろ募集をするようですよというようなそういう情報をお知らせしたりして、窓口に来ていただいた方についてはその人の身になっていろいろと相談にのったり対応をしているところでございます。以上です。

三浦議員

大変に親身になってそうした対応をしていただいているというふうに受け止めるわけですけれども、是非まあ庁舎の玄関の案内、大きな相談窓口の案内が出ているわけですけれども、まあ事業者にとってというかそういう感じが一瞬する、そうした案内のような気がしてなりません。今こうした厳しい中では生活そのものが不安な皆さん相談窓口が必要ではないかなというふうにも思うわけです。そうした中ではもう少し違った相談窓口の案内も必要ではないかなというふうにも思います。何でも相談何でもというか本当に生活に支えが欲しい、困った時こそ役場に来ればそうしたことも相談にのってもらえると、なかなかそうしたことを相談に来るのは来にくいものですけれども、そうした親身になって相談に乗ってくれるというそうした窓口であればまたそういうつらい思いも足を運べるというようなことがあるというふうにも思います。是非そうした窓口をもっとそうした悩んでいる皆さんの窓口として相談に来やすい案内を玄関に立てていただきたいというふうにもお願いをしておきます。

次に緊急経済対策として国は緊急保証セーフティネット5号や緊急雇用助成金などの対策を講じておりますが、融資を受けるためには条件が厳しく返済能力など経営状況などで金融機関の判断が優先し、融資の有無が決まってしまう。必要に迫られていても実際に融資を受けるのは難しいという声が聞こえてきております。本当に困っているときに救済できない制度では意味がないというふうにも思いますけれども、借りやすい制度に改善はできないかとそんなふうにも思うわけですけれども、その点のサポートというか取り組みについて状況をお聞きしたいと思います。

町長

まあこのあの救済対策を進める一つの考え方の中で融資制度が低利な融資制度があるわけでありまして、これはあの町が金融機関等と連携をとって直接対応をしておる部分でございます。新たな制度を創設して今対応しておりますので産業振興課長の方から申し上げますけれども、ただあの確かに事業所を回ってみても、いくら低利でも仮に無利子でも借りたものは返さない、その返す体力が今ないんだということの中でなかなかこれはあの借りることもできないというそういうまあ深刻な状況にあるわけですし、まあそれは当然そういうことだろうと思います。ただあのこれがあの厳しいので借りやすいということのなかをもってその、借りた物はやっぱり返していただかなきゃならんということがひとつの融資の制度でありますので、このことをあの期間の延長であるとかまあ件借り換えのこの問題だということはひとつ検討していかなくちゃならないと思いますけれども、やっぱり借りていただいた融資は必ずや返済ということの中の一つ難しさがあるということは十分承知をしております。細部について課長の方から申し上げます。

産業振興課長

現在のあの借入制度については県資金や町の資金がありますが、実際には金融機関から借りるということでそちらの方へ手続きに行くわけで、商工会も相談したり金融機関もそのケースバイケースでまた相談に乗ってくれていると思います。で町の方へ書類が

上がってくるときはもう借入れの手続きがおおむね整った段階できますので、町の方では必要な証明書類等がありますのでそれについてはもう即日処理ということでその日のうちに証明書を出して必要な箇所へその書類を送るというような形で、迅速に借入れの手続きができるようにしているところでございます。で借入れにつきましてはやはりあの返さなければなりませんので、まあ借入れをするというときにその返す返済の見通し、その借入れを契機にしてこれから経営をどうしていくのかとか、どういうふうな合理化ができるのかとか、発注とか営業活動をどうするか、そういった経営面も1回見直すチャンスでもあるわけでありまして、商工会や金融機関もそうした面でサポートをしながらいろいろ書類を審査したり、まあケースバイケースによっては抵当権とかまあいろんな書類が必要ですので若干時間かかりますけれども、やはり今後の経営というものを考えながら借入れをするようなそういう相談に商工会も金融機関もつてくれていると思いますので、引き続きそういうようなことでお願いをしていきたいというふうにも思っております。以上です。

三浦議員

是非こうした厳しい中で町の業者さんも住民の皆さんも一緒に乗り越えていけるそんな取り組みを今後も望みまして質問を終わりたいと思います。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時30分といたします。休憩。

午後 3時12分 休憩

午後 3時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。
今、議員任期最終一般質問となりました。

1番 森岡一雄 議員

1番

森岡議員

本議会最後の質問者となりました。私にとりましてはこれが最後の登壇であります。私は公明党の議員として生命・生活・生存の尊重を理念として、個人の幸福と社会の繁栄の一致を目指してまいりました。振り返ってみますとわが国は明治以来一貫して産業優先輸出促進を国是として外需による成長を図り経済大国となってまいりました。しかし行き過ぎた経済利益追求市場主義は国際社会からは批判を受けました。またこれと表裏一体の関係にあるのが国内の生産や企業重視の政治経済体制であります。本来政治や経済また制度というものは生活者が豊かに人間らしく生きるための手段であります。それが経済や生産優先の社会では手段が目的となってしまう、主体者である生活者が国家や企業に従属するのがいつの間にか当然のこのようになってまいりました。それゆえ生活者不在の仕組みは社会の中にさまざまな歪を生みました。経済的また社会的での配分の不公平、長時間労働、社会資本の貧弱化、また個性を欠いた画一的な教育、学歴偏重、老後の不安など数えればきりがありませんが、生活者の権利が軽視されております。言い換えますと貨幣経済の中でお金に対する際限のない欲望が本来経済活動を潤滑にするための脇役である金融が主役としてしまい、利益と儲けを効率的に追求める人が価値ある人ともてはやされる時代となりました。そして利益を上げるための限りなき効率

の追求は人を人として見られないような非人間社会の様相にもなってまいりました。今国際社会を脅かしている経済不安をアメリカ発と言っていますが、私はアメリカ発ではなく人間のお金に対する際限ない欲望が発生源であると言いたいと思います。またこの延長線上にある今日の日本の姿はどうでしょうか。家庭や家族の崩壊、社会秩序の乱れ、さらにはこのような人まで出てきました。私はだれにも迷惑をかけたくないし誰からも迷惑をかけられたくないと、かけたくないし、かけられたくないなどと言って、人間は一人で生きられるかの錯覚に陥り、相互扶助や共同体を嫌って、言ってみれば勝手主義の姿となっております。思うに人間はなぜ集団を作り共同体をつくってきたのでしょうか。それはその方が一人で生きるよりも生き延びられる可能性が高いということです。日本が豊かさを感じたのは長い歴史の上から見ればほんの一時期です。その間に家庭や地域の共同体が蝕まれていきました。いまや少子高齢を抱え先行き不安の経済と安全性もままならない社会にあってはこのようなことが通るのでしょうか。

さて私たち人間社会を発展させてきたものは何でしょうか。先程来の人が金の亡者となつての際限のない欲望は今日的な不安を招いてまいりました。が本来人間の欲望は善悪に通じます。社会の活力の源泉は人の持っている競争力であります。しかしエゴイズムの動くまま、また野放図な自由競争は弱肉強食の自然淘汰主義に陥り、それが今日の社会の様相です。大切なことは適正な枠組みとルールで適正な法や制度に基づいての競争は人間と社会に活力をもたらすと信じております。それゆえこれからの経済体制のあり方は自由な市場経済を基調としつつ、社会的公正の実現と社会的弱者の擁護など市場原理と平等の原理が調和した体制の社会、そして人間を主役とする福祉社会の構築の中でこそ少子高齢社会を支える日本の将来また地域の未来があると私は信じます。

さて実は先日のことですが、私の家に見えた方が玄関にかけてある色紙を見て、何て読むのかと聞かれました。色紙には「相田みつを」の「うばい合えば足りぬ、分け合えば余る」と記されています。その人曰く、「なんだ当たり前のことが書いてあるではないか、子どもでもわかることだ。それをありがたがって飾っておくのか」と言われました。子どもでもわかる当たり前のことが今の社会にはありません。このことができればどんなにか暮らしよい社会ができることでしょうか。これは私の願いであり祈りですとその人に言いました。

さて次に目を町に転じますと、4年前地方分権と経済の論理の中で平成の大合併が進められました。飯島町はご承知のように自立の町を選択しました。私は今期の議会は持続可能なまちづくりの枠組みを作る議会と位置付けて臨んでまいりました。しかし、自立への道は緒に就いたばかりであります。早くも4年が終わろうとしています。そこで私の今回の質問は明日の飯島町のための議論を深めたいと思います。それでは前置きが長くなりましたが通告に従いまして質問をいたしてまいります。

まず最初に生涯学習についてであります。今、機構改革を含めての生涯学習まちづくり計画パートⅢの策定と推進が進められております。その中で、「活力ある地域社会をつくるために求められる学びを生涯学習と捉え」と定義されております。飯島町は自立を宣言し協働のまちづくりを進める中で、最も大事なことは町民の自治意識の高揚であります。そこで公民館の機構改革への経緯と町民の自治意識の高揚と生涯学習のかかわりについてお伺いをいたします。また公民館は社会教育、生涯学習の場であり、公民館活動そのものが地域づくりであります。地域づくりとのかかわりについてお伺いをいた

町長

します。

それでは今議会というよりも今議会の任期におけます最後の一般質問でいらっしゃる森岡議員の質問にお答えをいたします。前段ご高配を拝聴をいたしましてまさに胸を打つものがございます。そこで先ず生涯学習ということで教育長の方からお答えをいたしてまいりますけれども、ご質問のこの自治意識の高揚が協働のまちづくりにどうしても欠かせない要素であるというふうに私も思っておりますので、前段私の方からお答えを若干申し上げて、続いて教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。今お話にもございましたように、この最近の社会の風潮というものが、まあどちらかといえれば人間関係を希薄化させる方向に進んでおると、こういうご指摘であり、私も同感でございます。具体的に申し上げますと「誰にも迷惑をかけたくないし、だれからも迷惑をかけられたくない」といった個人的な主義主張が進みまして、他人と関係を持つことに億劫さえ、あるいは面倒だという風潮が今は一層進んでおるのではないかとというふうに思っております。こうした個人主義が進む社会では自分たちで解決できる問題も一方的にややもするとその行政への解決を求める、こういう方向になりがちでございます。全てを行政頼みにするのではなくて共同体内部での裸の生身の人間同士が足元の課題を見つめながら、解決のための努力をし、力を合わせあうことがまさにこの自治意識の高揚となって、これが共同体を維持しうる協働のまちづくりの基本であるというふうに考えております。そしてこの身近な小さな組織や地域の力というものを再結集をして構築を促していくことこそ、この生涯学習の重要な側面であると同時に、協働のまちづくりの原点であるというふうなふうに考えておまして、この側面にあたる生涯学習の意義というものを教育長の方からまたお話を申し上げます。

教育長

森岡議員には任期24年最後のご質問ということで感銘をもってお聞き伺っております。前段のお話、一言で私なりに言葉でまとめるならば「生活者の復権を」というように理解いたしました。議員の置き土産として心に刻みたいというふうに思っております。それではご質問にあります自治意識の高揚それに生涯学習の関わりについてでありますけれども、自治意識については只今町長がお答えしたように私も常々思っているところでもあります。個人主義の行き着くところは私は独善であるというふうにも思っておりますし、地域の崩壊につながっていくものであるというふうにも思っております。しかしながら互いに迷惑をかけ合ったりあるいは受けられたりしつつ、そのような互恵的な関係を維持してこそ地域が維持発展するものであり、自治意識につながるものだというふうに考えております。そこにこそ生涯学習の果たす役割があるように思っております。あの生涯学習についてはいろいろな見方もありますが、私は人生80年といわれる今の時代をより良く生きていく、言うならば生涯を通じて自己実現を図り、どのように自己完結していくかということが生涯学習の基盤をなすものであるというふうに思っております。また別の見方をすれば先程来、議員もまた町長もお話なったようにありますが、人間は一人では生きられないという、一人では生きていかれない存在であるというそのような認識の上に立って、他人との関係があってこそ生きられるものであり同時に社会が構成されている。従いまして関係を構築し促していくことも重要な生涯学習の役割でというふうに思っております。あのかつてはですね「ゆい」という言葉が共同体の中にありました。そこにはですねお互いさまという気持ちが流れていたように思っております。すなわち他者からの支援そして他者への援助によって地域社会が支えら

れてきた、そういうことがわれわれが生き延びてきた知恵であり慣習であったわけというふうに思っております。失われてきたこの「ゆい」、あるいは「お互いさま」という気持ちを現在にも通ずるという意味で生涯学習における大きな意味があるように思っております。外国の言葉ですのでちょっと横文字ですのでアレですが、ソーシャルキャピタルという考えがありまして、つまり人的な関係すなわち人と人同士の関係というのは社会における重要な資本であるという考えであります。別の言い方をすれば、人と人との関係は最も大事にすべき社会の資源であるというふうにも言われております。これからの社会活動を活性化させるキーワードとして私は受け止めておりまして、これは地域社会の効率性を高め信頼や規範をあるいはネットワークといった社会的な関係を充実させ豊かにするものだというふうに理解しております。この概念に基づいて来年度は一部地区ではありますけれども、住民自治の発展すなわち自治意識を一層喚起するために地域に専門員を配置する、そのような考えを持っております。地域課題の解決のために行政との調整役が当面の業務でありますけれども、地域の問題を自分自身の手で解決を図っていくというその意識転換が求められてこそより良く機能していくものであります。経済至上主義に陥って個人あるいは個を尊重するあまり、人間関係がバラバラにされていく時代だからこそもう一度人間関係を社会の重要な資本と考えて資源と考えて、新たな生涯学習を展開していく必要がある、そのように考えております。以上です。

森岡議員

生涯学習についての考え方をお聞きいたしました。まあこれから具体的にパートⅢが計画ができて進めていく中ではあります。只今、派遣員の話も少し出ましたが、これはこれにつきましては後ほどのまちづくり委員会、協働のまちづくりの中で少し論じてみたいと思いますが、只今のお話のなかで私も自治意識の高揚というものは一朝一夕にはできないと、まあ学習をして明日からできるとそういうものでもありませんし、このことについては時間もかかります。また全ての人が一緒にその意識が高まってものでもないしその必要もないと思います。大事なことは足元から小さなことからし、先程もお話にもありましたけれども、小さな団体小さな集まりからでも1人でもいいからそこから積み上げていく、そこに自治意識というものも出来あがっていくのではないかなとこんなふうにも思います。その辺について教育長いかがでありますか。

教育長

やはり自治意識というものは遠くの問題を見つめるのではなくて、足元の問題に気づき足元の問題をどのように解決をしていくか、1人で解決できるものなのか、まず近隣住民あるいは共同体の中でどのように解決していくかを図っていくことこそ自治意識になっていくと思います。それはすぐ一朝一夕で身に着くものではない。かなり時間をかけて多くの議論を重ねてそういう場を積み重ねていくことによって自治意識が育っていくものだというふうに考えております。

森岡議員

そんなわけでその一端を担うのが公民館社会活動であると思います。今後の進展、発展を希望するところであります。それでは第2点、次の課題に移りたいと思います。協働のまちづくりについてお伺いをいたします。私はこの協働のまちづくりについて自助、共助、公助をもってまちづくりをしようとするふるさとづくり計画に加わった一人であります。そして続く地域づくり委員会の発足の下、協働のまちづくりの歩が進められてまいりました。町長は地域づくり委員会の活動を高く評価されていますが、現場での労苦と悩みは大変なものであります。今後の町としての推進と支援の方法についてどのように考えていただけるかお伺いをいたします。

町長

協働のまちづくりについてご質問をいただきました。この協働のまちづくりの課題につきましては森岡議員これまでも何回となくまあ取り上げて質問をいただいた、大変今重要な課題であるというふうに思っております。最初の只今のご質問とも自治意識の問題とも多分にまあ関係をしてまいりますけれども、お話のありますようにこの協働のまちづくりには、町民相互の協働とそして町民の皆さんと行政との連携による協働、この2つの側面があるように思います。自助、共助、公助という一つの言葉としては使い分けでそれぞれ対応しておりますけれども、要するに自分たちの町は自分たちで作るという昔からのこの地縁的な繋がりからのこの地域内での住民相互の協働が行われておりますが、これをよりまあ発展していくためには、町が一定程度のこの予算と一部の権限のまあ委譲というふうにはまでもいかないまでも、その考え方を下ろしてですね、このことによって区や耕地などの地域が独自にこの地域コミュニティ活性化というこの事業を実施をしていく、これもひとつの理想的な考え方方法だろうと思います。でこの方法については課題も多く、今後の検討課題も多いわけでありまして、また耕地のコミュニティ活動の会議などには現在設置をしております、町からのこの耕地担当制度これも抱えながら、なかなかあの地域の受け止めて方はいろいろ千差万別の考え方がございまして、まだまだ思うような結果に至って入らないことも事実でございますけれども、是非このこともやはり地域と行政との連携の上での共同作業、協働の地域づくりにお役立てをいただきたいということで、再三活用をお願いしておるわけでございますけれども、まだまだ道半ばということだと思います。

それからまた地域づくり委員会や区、耕地などのこの自治組織につきましては、住民自治の主体としてそれぞれ活動をされておるわけでございますが、それぞれの組織だけではやはり解決できない問題も数多くあるというふうに考えております。従ってまあ行政とのこの協働事業や支援は今までどおりのことは元よりでございます。先ほど生涯学習との内容とも連携をしておりますけれども、今後地区ごとに地域づくりを基本とした地域支援専門員、先程も少し教育長触れて申し上げましたけれども、こうしたことを配置をしていく計画の中で、当面平成21年度に飯島地区に試行的に配置をして、課題や人材の掘り起こしをしていくということと同時に、耕地の問題や悩みを掘り起こして関係機関などとの橋渡しも行っていく予定であるということでございます。まあこれも新しい試みでございますので、果たしてスタートして満足のいく結果がすぐに得られるということはなかなか難しいかと思っておりますけれども、とにかくそうした検討の結果、取り組んでいこうという考え方で答えますので、ご理解をいただいてご活用をいただきたいというふうに思います。なおまた今後、他の地区につきましても相談をさせていただきながら、平成23年度を目安に同じようにこの配置をして地域の支援を図っていく計画でありますので、是非ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

森岡議員

只今町長からそれなりのお答えをいただきましたけれど、まちづくりについてこうばつこう伝わってくるものがありません。ここに一つの事例がありますので紹介をしながら考えてみたいと思います。先程も自助、共助、公助と、で言いましたけれども、ここに3つの例を挙げてみます。1つは北海道の夕張市、ご承知のとおり破綻したということでお有名になったところでもあります。今、夕張市では行政が何にもできなくなってしまったと、いよいよ自分たちで何かしなければならぬということで、ここは自分たちの手でつくり上げるという自治意識が今芽生えてきたとこういうことであります。

次は広島県の世羅町、これは組織論でありますけれども、行政主導型から自立自助への転換として、公民館を住民自治の拠点施設として自治センターに移行していこうと、自治組織の事務局を担う非常勤センター長、あるいは事務職員1名を配置して行政課題に対応できる組織に再編成する。将来は住民自治組織による指定管理者制度によってそこを運営していきたいと、なお職員は地域雇用のスタッフ制をとっていきたいと、まあこのように具体的に取り組んでおるところもあります。

また新潟県の南魚沼市、まあお米等で有名なところではありますが、ここは豪雪地帯でありもともと地域の塊、地域の塊の強いところでありましたけれども、そこでは地域と行政が、ここは事業論です。地域と行政が対等な立場で、効果的できめの細かな行政運営を推進する目的でコミュニティー創設パイロット事業、これはパイロットということで3地区で実施してきました。またその後においては地域コミュニティー活性化事業ということで12地区、これは旧市町村単位でそうした事業を取り組んでいったと、事業内容としては市から地域に一定の予算と権限を委譲したと、予算については市で行っていた事業の一部とそれから地域独自の活性化事業、そういったものを精査して予算化したと、また事業の実施にあたっては工事発注権限、直接それを業者に地域で発注して処理していく、このような3つの体験があります。まあそれぞれの条件の下にできてきたわけですが、飯島はこれでどの辺までを目指しているのか、どんなことを目指しているのか、漠然と自助、共助、皆さんやりたいことをできたらやってくださいよ、これなかなか進むものではありませんけれども、ひとつの絵としてこうした3つの形がありますけれども、どこまで考えていくか、第1点そこから始めたいと思います。

町長 これからの自立をしていく町の姿として、1つの事例としてまあ全国の3つの例の紹介をいただきました。夕張市の例これはもうあのおっしゃっておるとおりでありまして、破綻によってそこからまあはい上がるというかゼロからのスタートということで、全国的にも目に見えた形での取り組みが進んでおるわけでございます。ただ飯島にこの例を置き換えて財政運営行政運営もちろんでありますけれども、破綻にいかないための1つの手立ては最低限度やっていかなければならないということでは、住民の皆さん方もいろいろとまあ、ご協理理解を得て何とかまあ財政的にもぎりぎりの線で運営をしておるわけございまして、これはひとつの極端な例であります、少し気を緩めますとこうした一つの症候群入りしてしまう危険性は常に孕んでおるということを常に警戒をしていかなきゃならないということでございますので、公債費比率、将来負担率の比率も十分胸に置きながら、まあ堅実にやっていかなきゃならんということでございますから、仮にそこから新しいものが生まれたといたしましても、町としてはそこまでいかに内になんとかひとつの描いておるこの自立の協働の町をひとつ目指したいということで取り組んでおります。

それからまあ次の広島県の例は、指定管理者制度も入れた上でのこの地域の自立化といたしますかそうした例だと思えます。確かにあの合併をした市町村においては地域この協議会というようなものを置いて、その従来からのこの自立した自治組織、意識というものを継承していくための、まあ伊那市の例なんかも長谷、高遠でみられております。まあこれに近い形のものではないかというふうに思っておりますけれども、少しこれは一部の地域の考え方でございますので町としてはなじまないというふうに思っております。で、この南魚沼の例でございます、これはあの国のパイロット事業を入れてのとい

う考え方でございまして、ひとつにあの町が今の中期総合計画の中で目指しておるこの後期の協働のまちづくりの一つの理想的な姿に近いのではないかというふうには、ちょっと今お聞きして思っておるわけでございます。真にこの地域の皆さん方が自治意識というものを強く打ち出して、それをどうこの支援を得る中で実践していくかということが、まさにこれはあのまちづくりの原点であるという、そのことが行政と連携してうまく回転していけば大変理想的であるなど、今、直感的に今思うわけでございますので、いずれにいたしましても特にそうした事例もお聞きしております。これからの協働のまちづくりっていうのは自立していく上で長いこのスパンでのテーマでございますから、中期総合計画また出して恐縮でございますけれども、次のこの取り組みの中で参考事例として受け止めさせていただいて研究をさせていただきたいと思っております。

森岡議員

町長の考え方が少しわかりましたので先に進みます。先ほど申し上げました社会教育の方で、今度はパートⅢですかパートⅢの方で飯島区へもって専門指導員を派遣するという考え方、それらの進め方について資料も見していただきましたし内容も見ました。これよく考えてみますと出先が違うのかなと、教育委員会あのつくった資料はそのものいいし、教育委員会サイドで進めていく、決して間違っはおりません。そのとおりの社会教育、生涯学習の中で進めていき指導員を出して専門委員を出して進めていくこと、それ自体は間違っておりませんけれども、トータルとして考えたときその専門員を出して協働のまちづくりを進めていくとすれば、これは町長部局からそうした派遣員を出してやっていくのが筋ではないかな、また大きなまちづくりのものになるのではないかなと、要するに協働のまちづくりの中に公民館があるんであって、公民館の中にまちづくりがあるんじゃないっていう、そういうことから考えていくとあの計画書から進んでいけば当然、派遣する元は町長部局から派遣するべきじゃないかと、そして行く先はまあ今までの経緯の中で公民館と区とそれからまちづくり委員会とこのようにいろいろな経緯の中で話が進んできたと思うんですけども、行く先というものはこれはまちづくり委員会へ派遣する、そしてその中に公民館活動も含まれていく、こうした体制でないとほんとに地域へ行って地域の人たちや公民館長はどうしたらいいんだ、区長はどうしたらいいんだ、あるいはまちづくり委員長は、こうなかなか現場では苦勞しております。これはあの良い計画を作っていただきました。それはそのとおりで結構ですけども、町として町長部局としてどういうふうに考えておるのか、そこらがきちっとしないからなかなか受け止める方でも受け止められないとこういうことですが、その辺のもしお考えがありましたらお聞かせください。

町長

今度の新しいまあ公民館運営の中での専門員派遣という位置づけになっておるわけですが、もともとこの公民館のあり方をどうしていくのかという、この社会教育の一環としての議論からスタートしたこの生涯まちづくりの今度の計画でございました。中央公民館それから各地区館というこの連携をどういうふうに通して考えていくか、当然そのことは生涯学習であり、もっと拡大すれば協働のまちづくり自治意識ということにつながっておるわけでございますけれども、それは町全体としてのやはりこの町の協働のまちづくりの一環として公民館活動なり社会教育というものが位置付けされておるということでございますから、この問題は決して教育委員会内部の組織の問題だけというわけではございません。ただスタートがそういう事でございますので、生涯まちづくり計画というものに位置付けて、それによって町のこの生涯学習を全体として、

当然地域づくり委員会との関係も出てまいります。協働のまちづくりの一環としてのとらえ方もしていかなきゃならないということございますので、できたものは決して教育委員会所管の計画ではございません。町の生涯まちづくりの計画であるという位置付でございますから、具体面においては現場の問題を含めて連携をしておりますけれども、まさにこれは町そのものの生涯まちづくりの計画であるというふうに私は捉えておりますし、ご理解いただきたいというふうに思います。

教育長

あの教育委員会の考えも今町長がお話した通りでありますけれども、一つの具体的な足掛かりとして専門員の活動の足掛かりとして公民館を軸に地域づくりに参画をしていくとことで、そのような立場から先ず初めにあの実際の業務運営にあたっては、やはり地域課題を集約するのはまずあの公民館の一つの役割である、そこに専門員が公民館の足掛かりとして活動の拠点をもっていくというそういう考えております。

森岡議員

教育長の言われたことはそのとおりで、まああの間違っはおりませんけれども、町長の言った方はおかしいと思うんですね、これは町の計画だからと、確かに町の計画でなければあ教育委員会の計画ちゅうわけじゃない、まあ全体でありますけれども、要するに教育基本法に基づいた公民館を中心とした活動っていうものは限界があると、広がりがない、だからさっきあの例にも言いましたけど、公民館活動から地域活動にもう教育基本法を外してもっと大きい広がり活動しようって、公民館をから地域委員会へ移っていった地域もあるように、教育基本法を中心としたそうした地域づくりというのはそれは間違っはおりん、今計画を立てたことはそのとおりでいいんですけれども、もう一つ大きいこう枠から見ると、町全体、地域全体ももっといろいろ考えていくと、地域づくり委員会というものを中心にして送り出していかないとまくいかないのではないかなということをお願いしております。まあここであだこうだということじゃなくて、一つの提案っていうか疑問として投げかけておきますので、是非検討をしていただきたい、考えていただきたいと、このところよくこう考えていただきたいとこんなふうに私は思います。いかがでしょう。今すぐ答えていうか。

町長

まあこれあの、専門員の派遣については当然生涯学習のまちづくりというこの計画の中での位置づけであることはそのとおりでありますけれども、やはりこの受け皿については今あるこの協働のまちづくりの推進母体である地域づくり委員会に溶け込んでやっぱり連携して活動していただかないと、またその手足となってやっいていただかないと、別々のこの動き方でこの目的が達成できるとは到底思えませんので、今後ともそういう連携というものを地域の地元の皆さんと教育委員会とそれからこの考え方というものをひとつまとめた、ひとつの考え方で進めていきたいとこういうことでございます。

森岡議員

もう1点これの思いでありますけれども、先程も出ておりました耕地と区の二重構造で大変だということ、今度も飯島区へ派遣するという、まあ聞き及ぶ範囲ではそうした派遣は用がないというような、希望しないというような話もありましたけど、これはあの当然のことで、要するに必要なだからといって同じ形のをやる、大きい人にも小さい人にも同じものを与えるっていうことは、これはあの無理なことで、ひとつに考えてみれば飯島は5,000人、七久保は3,000人、田切は1,400人、本郷は1,000人と、これだけの人口にしても違いがあるところへ同じものを当てはめるっていうことは、これはうまくそれが機能するわけでもないし、ひとつの計画を立てた

ときはその地域に合ったような政策に変えていかないと、やり方に変えていかないとかなかなかまくいかないのではないかな、そこらで今日までの中で詰まっているというようなことを私は感じております。まあもう一つは歴史的な違いということもありますので、そこらを画一的な行政の進め方じゃなくて考えていっていただきたいなとこんなことも申し上げておきたいと思えます。

それでは最後になりますが人事評価制度について、公務員制度改革の一端として閣議決定をされている人事評価制度が、飯島町の集中改革プランの中では「人材の育成の章」で取り上げられております。本格執行に当たり慎重な対応が監査意見として求められております。執行に当たって具体的な対応はどのようにされますかお伺いをいたします。

町長

それでは最後の最後での質問であります人事評価制度、今、現状と課題等についてのご質問でございます。人事評価制度につきましては現在今年度に入ってから3回目の総合評価の試行を実施をしております、引き続き目標管理の制度構築について検討を行っていく予定でございます。制度構築に当たってはお話にもございました、職員がまあ納得できる仕組みを作り上げていくために人事評価制度検討委員会を組織をいたしまして、職員自らの手造りを前提に構築をしておりますことは以前にも申し上げてまいりましたけれども、職員にはより評価制度の理解を得るために委員会でのこの検討経過をその都度公表しておりますとともに、機会ごとに職員研修を実施をいたしましてその考え方を浸透をしてもらっておるという状況でございます。そこでこの評価制度検討委員会の長でもあります内容等につきましては、現場で取り組んでおります副町長から細部お答えを申し上げたいと思えますが、いずれにいたしましてもこの人事評価制度の導入には職員がやはり納得をして職員の意欲を向上させる制度でなければならないというふうなふうに考えております。試行と検証を今後繰り返しながら本格導入に向けて必要な改善を図って、評価結果の具体的な活用についても今後議論を深めていくという段取りでございますのでご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

副町長

それでは少し具体的に説明をさせていただきたいと思えます。当町の評価制度につきましては評価によってまあ職員の優劣をつけるのではないということで、その目的は人材育成それから職務能力の向上ということを第一義の目的としております。従ってこの制度の組み立てをするにあたりまして基本方針を4つほど掲げてございます。第1といたしましては、職務の行動の中で確認できた事実、これをもとに評価を行って公平性、公正性の確保を行っているということで、評価するものがその職員を推測したり、あるいは憶測で評価をするのではないということと第一として掲げてございます。2番目としましては評価は上司との面談を通じまして話し合いをもとに最終的に決定をしていく、いわゆる相互、評価する側、被評価者いわゆる評価される側、相互に納得性の確保を図っていききたいということでございます。すなわち第三者の評価の中から職員それぞれ自らを見つめ直す、そういった機会をつくってまいりたいということにもなるかと思えます。3つ目として評価をする前に評価項目は評価の基準を公開する透明性の確保を図るということで、既に課長職、課長補佐、係長、それから一般の職員、保育士、そういった職種ごとに評価の項目をみんなで作りあげまして、既に公表をしております。なおこの評価の項目等につきましては試行をする中で手直しをしながら繰り返し精度を高めてきているということでございます。4番目としては評価におけるトラブルが発生したと

き、この場合には最終調整を行う機会を設けるということで、評価制度や評価結果の信頼性を確保していこうということで、評価しっぱなしではないということで最終調整も行っていくということで、4つを基本方針にして今現在試行を重ねておるところでございます。それから評価者全員が被評価者を同一の目線で評価するための評価者の研修、係長それから課長そういった評価をする立場の人たちへの評価の研修をして、一方的なまま評価を避けていたいということで、3段階評価を行っている、すなわち1次評価、それから2次評価それから最終的には評価調整を行うということと、それから評価内容を本人への開示、評価結果に対する異議申し立ての機会を与えることとしていきたいということでございます。なお今現在試行の段階でございますので、個々にの開示そして異議の申し立ての機会をという段階までは至っておりませんが、実際には評価者の目線をそろえるということに今重点おいております。このようなことをしながらだんだん精度を高めていきたいということでございます。更には予算の編成方針で町長申し上げましたように、アウトカムの考え方もございますので、これからは予算に基づく事業の目標管理こういったものも人事評価の中の1項目として捉えて、これらも試行を重ねて更にこの内容を精度を高めていきたいとそんな考え方でおりますのでよろしくお願いたします。

森岡議員
議 長
森岡議員

議長。

時間です。

時間もいっぱいになりました。最後でありますので質問はやめたいと思いますが、私は最後に「破壊は一瞬、建設は死闘」の言葉を贈り質問を終わりたいと思います。なお理事者をはじめ職員の皆さん町民の皆様、24年間の長きにわたり私にお寄せいただきましたご厚情に心より感謝をし、厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 4時22分 散会

平成21年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）
平成21年3月13日 午前9時10分開議

追加日程第5 発議第5号 市町村国保の健全な発展を求める意見書について
追加日程第6 発議第6号 共済法制定を求める意見書の提出について

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
 日程第 2 第 1号議案 飯島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
 日程第 3 第 2号議案 飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例
 日程第 4 第 4号議案 飯島町障害者等共同作業訓練施設の設置等に関する条例及び飯島町身体障害者等小規模通所授産施設設置条例を廃止する条例
 日程第 5 第 6号議案 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 6 第 7号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例
 日程第 7 第 8号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 日程第 8 第10号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例
 日程第 9 第29号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定について
 日程第10 第30号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について
 日程第11 第31号議案 千人塚公園の指定管理者の指定について
 日程第12 第32号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定について
 日程第13 第19号議案 平成21年度飯島町一般会計予算
 日程第14 第20号議案 平成21年度飯島町国民健康保険特別会計予算
 日程第15 第21号議案 平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第16 第22号議案 平成21年度飯島町老人保健医療特別会計予算
 日程第17 第23号議案 平成21年度飯島町介護保険特別会計予算
 日程第18 第24号議案 平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
 日程第19 第25号議案 平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計長
 日程第20 第26号議案 平成21年度飯島町水道事業会計予算
 日程第21 第34号議案 伊南行政組合格約の一部変更について
 日程第22 請願・陳情等の処理について

平成21年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）
平成21年3月13日

- 追加日程第1 発議第1号 飯島町議会会議規則の一部を改正する規則
 追加日程第2 発議第2号 汚染米事件の全容解明と対策を求める意見書の提出について
 追加日程第3 発議第3号 共同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書について
 追加日程第4 発議第4号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書について

1 町長閉会あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 森岡一雄 | 2番 曾我 弘 |
| 3番 宮下覚一 | 4番 坂本紀子 |
| 5番 三浦寿美子 | 6番 野村利夫 |
| 7番 宮下 寿 | 8番 竹沢秀幸 |
| 9番 平沢 晃 | 10番 内山淳司 |
| 11番 松下寿雄 | 12番 織田信行 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 小林広美 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会 計 課 長 豊口敏弘 総務課財政係長 中村栄一
飯 島 町 農 業 委 員 会 会 長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯 島 町 教 育 委 員 会 教育委員長 市村幸一	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 塩沢兵衛
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

- | | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 折山 誠 |
| 議会事務局書記 | 千村弥紀 |

本会議開会

開 議
議 長

平成21年3月13日 午前9時10分
 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
 町当局並びに議員各位には、連日大変ご苦労さまです。
 本日をもって議員任期最後となります今定例会も最終日となりました。会期中はそれぞれの委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心に審査にあたられ、感謝を申し上げます。
 去る2日・3日の本会議において付託した条例案件7件、新年度予算案件8件、指定管理者の指定案件4件、伊南行政組合格約の一部改正案件及び陳情等案件について、それぞれ委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。
 本日は、これらの案件について委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。
 本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 諸般の報告をします。
 諸般の報告はありません。

議 長

日程第2 第1号議案飯島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。
 日程第3 第2号議案飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例。
 日程第4 第4号議案飯島町障害者等協同作業訓練施設の設置等に関する条例及び飯島町身体障害者等小規模通所授産施設設置条例を廃止する条例。
 日程第5 第6号議案議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例。
 日程第6 第7号議案飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例。
 日程第7 第8号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。
 日程第8 第10号議案飯島町介護保険条例の一部を改正する条例。
 以上予算関連条例7議案を一括議題とします。

議事進行についてお諮りします。予算関連条例7議案の審議につきましては、予算審査特別委員会に審査を付託してありますので、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって予算関連条例7議案の審議につきましては予算審査特別委員長の一括審査報告及び一括質疑の後、討論採決をすることに決定しました。
 それでは委員長報告を求めます。
 内山予算審査特別委員長。

予算審査
特別委員長

おはようございます。それでは予算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。去る3月2日本会議において本委員会に付託されました、
 第1号議案飯島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。
 第2号議案飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例。
 第4号議案飯島町障害者等協同作業訓練施設の設置等に関する条例及び飯島町身体障害者等小規模通所授産施設設置条例を廃止する条例。
 第6号議案議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例。
 第7号議案飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例。
 第8号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。
 第10号議案飯島町介護保険条例の一部を改正する条例。

につきましては、3月9日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり第1号議案、第2号議案、第4号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第10号議案、それぞれで賛成多数にて可決すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査過程の意見について一部申し上げます。第1号議案は国が交付する介護従事者待遇改善臨時交付金を原資として、基金創設する条例の改定であるから。第2号議案は国の法律に基づき飯島町障害者地域活動支援センターの設置及び管理などに関し必要な事項を定める条例である。第8号議案は住民主体のことだから良いという一層の予防医療に努められたい。などの意見がありました。以上委員会報告を終わります。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
 (なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 内山予算審査特別委員長自席へお戻り下さい。

これから議案ごと討論・採決を行います。最初に第1号議案飯島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第1号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第1号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に第2号議案飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例について討論を行います。討論はありませんか。

5番

三浦議員

飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例に私は反対の立場で討論をいたします。私はこの条例案の中に利用料の減免についての条文が盛り込まれていないために反対をするものです。私は障がい者地域活動支援センターの設置に対して反対するものではありません。

せん。障害者自立支援法では障害を持つ方がハンディをカバーするための必要な支援までもが利益としています。障害年金などわずかな収入で社会的に自立した生活をする事自体が現実には難しく、家族の経済的な支援を受けなければ生活できない方が多いのが実情であります。利用料の上限、月 1,500 円を払うことについて、現行どおりであるから問題はないという見方もありますが、障害があっても本当の意味で自分の力で自立した生活ができるように支援するのが本来の目的であったはずであります。こういう時こそ利用者が一番身近な行政である町がセーフティネットの役割を果たすべきと考えております。上限、月 1,500 円の利用料を払える払えないという問題にすり替えられてしまうところに、私は問題があると考えております。障害を乗り越えようと想像を超えた努力をされている方たちから、本来徴収すべきでない利用料が障害者自立支援法により発生しているものです。少なくとも利用者の生活実態に配慮をした利用料の減免についての条項を設けるべきだと考えております。しかし残念ながらそうした配慮が本条例案には欠落をしております、私は心情的にこの条例に賛成することができないため反対をいたします。以上です。

議 長
1 番
森岡議員

次に賛成討論を求めます。

私は賛成の立場から意見を申し上げたいと思いますが、只今の反対意見は論点を間違えておると思っています。これは設置条例であって内容の不備を問うものではありません。この設置条例がなければ国の法改正によって今後障害者の支援をする場所がなくなってしまいます。そのためこの設置条例は当然町において障害者の支援をしていく、当然のことであると思っております。

議 長
9 番
平沢議員

次に反対討論はありますか。
賛成討論はありますか。

私もこの条例に賛成の立場で討論をいたします。今前任者が申したとおり私もその論点を間違えておると思っています。ということはあくまでもこれは障害者自立支援法に基づく障がい者地域活動支援センターを新設するものであって、飯島町障がい者地域活動支援センター設置管理対し必要な事項を定めたものであると思っております。これが社会福祉協議会へ施設の委託をするもので、何らこの事業には関係はないと思っております。それをもって私はこの条例に賛成をいたします。

議 長

討論他にありませんか。
(なしの声)

議 長

討論他になしと認めます。これで討論を終わります。
第 2 号議案を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご賛成の方はご起立下さい。

議 長

[賛成者起立]
ご着席下さい。起立多数です。従って第 2 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に第 4 号議案飯島町障害者等協同作業訓練施設の設置等に関する条例及び飯島町身体障害者等小規模通所授産施設設置条例を廃止する条例について討論を行います。
討論はありますか。

議 長

(なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第 4 号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第 4 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に、第 6 号議案議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありますか。

議 長

(なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第 6 号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第 6 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に第 7 号議案飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありますか。

議 長

(なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第 7 号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第 7 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に第 8 号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありますか。

議 長

(なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第 8 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第 8 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に第 10 号議案飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありますか。

議 長

(なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第 10 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 第29号議案飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いじまの指定管理者の指定について。
日程第10 第30号議案飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について
日程第11 第31号議案千人塚公園の指定管理者の指定について
日程第12 第32号議案飯島町弓道場の指定管理者の指定について
以上指定管理者の指定4議案を一括議題といたします。
議事進行についてお諮りします。本4議案の審議につきましては予算審査特別委員会に審査を付託してありますので、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後討論採決をしたいと思います。異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。よって指定管理者の指定4議案の審議については予算審査特別委員長の一括審査報告及び一括質疑の後、討論・採決をすることに決定しました。それでは委員長報告を求めます。
内山予算審査特別委員長。

予算審査
特別委員長 それでは予算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。去る3月2日本会議において本委員会に付託されました、
第29号議案飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いじまの指定管理者の指定について。
第30号議案飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について。
第31号議案千人塚公園の指定管理者の指定について。
第32号議案飯島町弓道場の指定管理者の指定について。
については3月10日、11日に委員会を開き、説明員として関係所管職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり、第29号議案、第30号議案、第31号議案、第32号議案、それぞれ原案のとおり賛成多数により可決するべきものと決定をいたしましたので報告いたします。
なお、審査過程の意見について一部申し上げます。29号議案は7年経過、年2億円の売り上げがあり、年間20万の来場者があり盛況、指定管理者としてふさわしい。第30号議案は農産物加工施設と販売、順調に経営がされている。第32号議案は素晴らしい団体であることを確認している。草刈り管理などは会員が自発的に出役するような他の範である、などでありました。以上報告いたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
内山予算審査特別委員長自席へお戻り下さい。
これから議案ごと討論・採決を行います。最初に第29号議案飯島町産地形成促進施設

道の駅花の里いじまの指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第29号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第29号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第30号議案飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第30号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第30号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第31号議案飯島町千人塚公園の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第31号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第31号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第32号議案飯島町弓道場の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第32号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第32号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 第19号議案平成21年度飯島町一般会計予算。
日程第14 第20号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計予算。
日程第15 第21号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。
日程第16 第22号議案平成21年度飯島町老人保健医療特別会計予算。
日程第17 第23号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計予算。

日程第18 第24号議案平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計予算。
 日程第19 第25号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。
 日程第20 第26号議案平成21年度飯島町水道事業会計予算。
 以上平成21年度予算関係8議案を一括議題とします。
 議事進行についてお諮りします。平成21年度予算8議案の審議については予算審査特別委員会に審査を付託してありますので、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思います。異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議長 異議なしと認めます。よって平成21年度予算8議案の審議については予算審査特別委員長の一括審査報告及び一括質疑の後、討論・採決をすることに決定しました。
 それでは委員長報告を求めます。
 内山家予算審査特別委員長。
 予算審査特別委員長 それでは予算審査特別委員会の予算関係審査報告を申し上げます。去る3月2日本会議において本委員会に付託されました
 第19号議案平成21年度飯島町一般会計予算。
 第20号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計予算。
 第21号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。
 第22号議案平成21年度飯島町老人保健医療特別会計予算。
 第23号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計予算。
 第24号議案平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計予算。
 第25号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。
 第26号議案平成21年度飯島町水道事業会計予算。
 につきましては3月9日・10日・11日・12日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり19号議案、20号議案、21号議案、22号議案、23号議案、24号議案、第25号議案、第26号議案、以上8議案ともそれぞれ原案のとおり賛成多数にて可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。
 なお審査の経過に出された意見について要約して一部申し上げます。地域の専門員派遣について、教育サイドの派遣もよいが協働という大きなテーマ関連性が課題になり、人材をどこの分野から派遣するかが重要。協働のまちづくりを進めるのなら大きな観点から人材派遣を行うべき。敗戦後、歴史観が教育により誤って伝えられてきた、その結果、社会環境が悪化した、いじめ、家庭崩壊、自殺など、さらに派遣切など悲惨な状況も進んでいる。教育は原点に戻りやり直す必要がある。100年に一度の不況の中で全住民に満足いく予算は困難だ。財政の健全を進めながら住民生活に真に必要な事業を実施する予算が組まれている。本予算をもって住民協働を更に進めるべき。生活不安が更に広がっている。昭和伊南病院問題。見守るだけでは生きていけない。企業誘致など活力あるまちづくりを期待する。などの意見がありました。
 なお更なる行財政運営に努められることを付して平成21年度予算審査報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 (なしの声)
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 内山予算審査特別委員長 自席へお戻り下さい。
 それではこれから議案ごと討論・採決を行います。最初に第19号議案平成21年度飯島町一般会計予算に対する討論を行います。
 先ず、原案に対する反対討論はありませんか。
 次に賛成討論を行います。
 7番 宮下寿議員 私は賛成の立場から申し上げます。一般会計においては現在の経済状況悪化により財政運営が一段と厳しさを増している中で、選択と集中による限られた予算の中での重点配分を考えたものと評価いたします。継続事業の推進と新規事業の選択は町の活性化を促すうえで大切であり、また非常に難しいことでもあります。特に今回、各事業の予算額のプラス、マイナスの査定は難しかったであろうと推察をいたします。また中には職員の方の努力による需用費の削減を目標に計上された項目も多々ありました。全職員による小さな努力の積み重ねが今後に活かされていくものと思います。しかし今後の経済状況が好転していくのか不況が続くのか、依然不透明であることから、減少している自主財源の確保に向けた対策や新規起債発行の抑制と公債残高の低減に向けた取り組みは、自立可能なまちづくりと共に、借金のツケを未来に回さぬよう細心の注意が必要です。柔軟な発想をもって対処するよう申し添え賛成の意見とさせていただきます。
 議長 討論はありませんか。
 4番 坂本議員 賛成の立場で討論いたします。税収が減る中、あらゆる面で節約予算となっており、各課よく考えて作られたものであることを評価いたします。しかし税収が減った分を基金で補わねばならず、財政体質の強化は今後の課題であることを常に頭に留めてほしいと思います。大きな事業はできなくとも掲げられた施策を丁寧に実行し、住民の声に常に耳を傾ける心を忘れないでほしいと望むものです。
 議長 討論は他にありませんか。
 9番 平沢議員 私も本予算案に賛成の立場で討論を行います。100年に一度というこの世界同時不況のこのうねりは当町にとっても厳しい財政状況はこれは理解しております。住民の全てが満足する予算を編成することは本当に至難であることも認識しております。財源が厳しいだけに行政サービスの大幅な拡大はありませんが、ふるさとづくり計画と集中改革プランに基づいて財政健全化計画を策定し、効率的な財政運営を進めるところは高く評価するところでもあります。特に適正な公債負担を維持するための公債の繰上げ償還と繰出金の適正運用は、未来の飯島町を見据えた持続し、4年目を迎えて持続発展可能なまちづくりの礎を築く施策とともに、財政の健全化を図りつつ住民生活の真に必要な事業に重点配分した予算であると認めます。協働のまちづくり、子育て支援、若者定住、新規企業導入は人口増と町の活性化の促進に大きな基盤を作るものであり、新しい基盤整備と産業振興と

安全安心なまちづくりは活力と創造に満ちた町の将来の体系を確立するものと認識しました。特に当町にとってはライフラインとして重要な153伊南バイパス、また竜東線と併せて幹線道路整備計画等ハードな事業が山積しております。有利な交付金また補助金等の活用で債務負担行為を極力抑えて、自立のまちづくりの基本となる住民協働の更なる推進に心掛けて、目に見える形で財政効果が表れることを願望し、私は本予算に賛成いたします。

議長
1番
森岡議員

1番 森岡一雄 議員。

賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。財源につきまして財源不足に対して1,000円単位で切り詰めた予算になっている。基金の取り崩しが多いがそれぞれ用途の明らかな目的基金であり、厳しい財政運営の中で財政調整基金の取り崩しはやむを得ない。政策について子育て支援は町長の政策の柱の一つである。継続的な施策によって効果が出るものであり後退しないよう進められたい。財政運営では公債費比率の安全維持のために繰上償還を強いられている。厳しい財政運営が続いている。償還により起債残高は減少しても投資的事業ができないので経常収支比率は下がらないが、将来を見据えれば値上がりになり、次への飛躍の準備と位置付けることができる。メリハリの政策を強調しているとおおり、できる、できない、をはっきりさせ町民の理解を得るとともに、理事者、職員ともに人事評価制度の下、自身を律し、自立と協働のまちづくりに当たられたい。以上申し上げまして賛成いたします。

議長
5番
三浦議員

他に討論ありませんか。

平成21年度一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。大変厳しい社会状況の中で町内でも企業の経営も厳しさを増し、雇用問題では住民の皆さんの暮らしも大変不安をもたらしております。このような中で平成21年度の税収も大幅に落ち込むことが予想され、大変厳しい財源での新年度予算編成にあたられました職員の皆さんの知恵や工夫が垣間見え、改めて敬意を表すものでございます。今回の予算の中では廃止を心配しておりました介護慰労金の継続、学童保育の対象学年の引き上げ、幼稚園の就園激励費、妊婦検診の14回の無料化など子育てや介護など評価をいたします。経済的財政的にも厳しい中で新たな雇用の創出などの施策も盛り込まれております。今後の課題として特に社会的に立場の弱い方たちの声なき声が聞こえる行政運営を進めていただきたいと心から願うものです。町の中には切実な声がたくさんあります。そうした声をすくい上げ、町民住民が安心して暮らせるまちづくりに理事者をはじめ職員を挙げて努めていただきたいものです。そのためにも例えば障害がい者地域活動支援センターなどでの職員の研修など、現場で学び住民の皆さんの声が直接伝わり関わるのできる研修制度の構築を提言するものです。住民の心に寄り添った温かい町政になることを期待いたしまして賛成と致します。

議長
2番
曾我議員

他に討論ありませんか。

賛成の立場で申し上げます。限られた財源を経験と知恵を絞り手堅い予算に組み上げたものと思います。町民に理解と納得そして協力が得られるような執行をすることが行政側の責務であり、腕の見せ所であると思います。町長には今を大切にそして10年20年先

を洞察した適切な舵取りを強く期待いたします。リーダーシップを併せて期待いたします。反面、明日枯れるかもしれない花にも水を与えることの大切さを忘れないでいただきたい。これが行政の役目です。以上を求めて21年度予算に賛成するものであります。以上。

議長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長

他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第19号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第19号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に、第20号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。討論はありますか。

9番

平沢議員

本予算に賛成の立場で討論を行います。誰もが安心して医療を受けることのできる国民皆保険制度の下に、公的医療保険制度の構築と質の高い保険医療水準の達成により、わが国は世界最長の平均寿命を只今実現をしております。しかし急速なこの少子高齢化の進展や経済の低成長化などに対応するためには、安定的で持続可能な医療制度の改革が求められております。当町の国民健康保険の運営は医療費の適正な予測や収入の確保が困難な状況にありますが、国保会計は制度上の中で町の状況に合わせて運営をしていかねればなりません。従って会計の制度上から見て国保出資金と被保険者の負担によって支弁されるものでありますから、当町が策定した特定検診実施計画を実施し、生活習慣病予防対策を強力に進め、安定した国保会計の推進を図らなければなりません。今日の置かれた状況から判断すれば最善の予算と評価すべきと考えます。よって私は本予算に賛成いたします。

議長

他に討論ありませんか。

5番

三浦議員

それでは賛成の立場で討論をいたします。財源が厳しい中で保険料を低所得者の方に配慮をしながらも上げざるを得ない状況の中での本予算ですが、賛成するという事で討論をいたします。健康づくりなど住民の皆さんと共に努力するとともに、国に対して現在国庫負担30%であります50%になるよう強く求めていただきたい。また厳しい社会状況の中での国保の加入世帯の増加が進むと予想をされております。保険料が高いことにより無保険者が出ないよう配慮をお願いしたいと思います。また足を運びやすく、気軽に相談のできる窓口となるよう求めて賛成といたします。

議長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第20号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第20号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第21号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

5番
三浦議員

後期高齢者医療特別会計について賛成する立場から意見を申します。この制度については一貫して私は年齢で医療を差別する悪法については廃止を求めています。町のこの会計については特に反対する立場ではありません。是非この年齢で差別のされない医療制度を新たに構築するよう、国に対して強く求めるよう申し添えまして賛成をするものです。

議 長
9番
平沢議員

他に討論はありませんか。

私は賛成の立場で討論を行います。この制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度の形で始まっております。後期高齢者医療広域連合の下にこの上伊那地域では8市町村が足並みをそろえて行う医療制度でありますから、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みを導入するとともに、在宅医療の充実や介護サービスの連携強化など、高齢者の生活を支える医療として取り組んでおるわけでございます。従ってこの高齢者の医療費を安定的に支えるための特別会計でありますから、高齢者の方々にふさわしい医療を目指していただきたいことを申し添えまして賛成するものであります。

議 長

他に討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第21号議案採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第21号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に第22号議案平成21年度飯島町老人保健医療特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第22号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第22号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に第23号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

5番
三浦議員

飯島町介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論をいたします。厳しい中での介護保険の会計であります。是非今後、介護に泣かない町とするために国庫負担の増額を国に求め、低所得者の方が滞納により介護を受けられないようなことのないような細心の

注意を図りながら運営をされるよう求め、賛成といたします。

議 長

他に討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第23号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第23号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に第24号議案平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第24号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第24号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に第25号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第25号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第24号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に第26号議案平成21年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。

討論はありませんか。

9番

平沢議員

本予算に賛成の立場で討論を行います。かつては赤字に苦しみまして一般会計から大きく繰入金で行ってきましてこの水道事業会計も、関係職員のとゆまぬ努力で経営改善がなされ、昨年に引き続き今年度も大きく40,000,000の収益的収入があったことは、これは高く評価するところでございます。企業債の繰り上げ償還は健全財政の一端として評価いたします。しかし今後もこの石綿管の布設換また153伊南バイパスに関連に伴う本管布設等のこのハードな事業が続きますので、企業債の償還もまだ引き続き行われております。これで健全財政に心掛けて遂行することを要望いたしまして本予算に賛成いたします。

議 長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第26号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第26号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21 第34号議案伊南行政組合格約の一部変更についてを議題といたします。去る2日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託した議案について、社会文教委員長から委員会審査報告書が提出されております。社会文教委員長から委員会審査報告を求めます。

内山社会文教委員長。

社会文教
委員長

それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。去る3月2日本会議において当委員会に付託されました第34号議案伊南行政組合格約の一部変更については、3月3日委員会を開き所管課職員から説明を求め慎重に審査しました結果、お手元の報告書のとおり原案を賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。なお審査の経過及び過程において出された意見について申し上げます。昭和伊南病院を地方公営企業法の全部適用に変更するものである。病院経営の改善を期待する。昭和病院を地域のみならず守るため賛成。という意見がありました。以上申し上げます。報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。内山社会文教委員長自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第34号議案を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第34号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22 請願・陳情等の処理についてを議題とします。先の12月定例会において継続審査とした案件、及び去る3月2日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託した陳情等について、お手元に配布のとおり総務産業委員長及び社会文教委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。議事進行についてお諮りします。各陳情等の審議については、これから委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論・採決をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

宮下総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る3月2日の本会議にお

きまして当委員会に付託されました、20陳情第15号「汚染米事件の全容解明と対策を求める陳情」、併せて20陳情第16号「外米（ミニマムアクセス米）輸入中止を求める陳情」につきましては、3月6日に委員会を開催いたしまして、参考人として両方の本案件の提出者であります上伊那農産物組合長、竹上一彦氏に出席を求め、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり20陳情第15号につきましては採択すべきもの、20陳情対16号につきましては不採択とすべきものと決定いたしましたので報告いたします。なお審査の過程で出されました主な意見を申し上げます。20陳情第15号汚染米の件につきましては今回の農産物などに汚染された輸入米事件は、日本の食に対する安心安全の食材にとって大きな問題を投げかけた。よってこの事件の解明とこのような汚染米を食用に回さないような大局的な政策を求めることは必要だ。ということでございました。また20陳情第16号外米の輸入中止を求める案件につきましては、国際社会と日本の経済全体を考えれば米だけの部分的なとらえ方では解決できない。またWTOの協定を含め工業製品の輸出の見返りに農産物を輸入しており、日本経済の現状では外米の輸入もやむを得ない。その一方で日本の食糧自給率が下がっている現状から、食糧確保の観点で国は外米輸入をやめさせるように見直しをすべき、そういう意見がございました。

続きまして21陳情第1号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書提出に関する陳情書」につきましては、3月11日に委員会を開催いたしまして、説明員として所管課職員の出席を求め内容を審議した結果、お手元の報告書のとおり、21陳情第1号につきましては採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。審査の過程で出されました主な意見につきましては、当町は東海地震における地震防災対策強化地域でありまして、併せて地震財特法による事業がまだ残っているということからして、どうしても期限延長は必要であるということでございます。

次、21陳情第2号「協同出資協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書採択を求める陳情書」につきましては、3月6日に委員会を開催いたしまして、参考人として「協同労働ネットワークながの」の原山専務理事に出席を求め、審査した結果お手元の報告書のとおり、21陳情第2号につきましては採択すべきものと決定しました。主な意見を申し添えます。本陳情の労働者協同組合は働く人が資本と労働を持ち寄り、労働を通じて地域社会に貢献するという地域密着型の活動をしている。よって法的根拠は必要と思う。またこのことは新たな労働体制の創出であり、事業組織の形態に賛同するというところでございます。以上でございます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。

次に内山社会文教委員長。

社会文教
委員長

それでは社会文教委員会の審査報告を申し上げます。平成20年12月本議会におきまして付託案件でございました議会閉会中の継続審査扱いをしておりました件につきまして、20陳情第12号「所得重視の保険税を求める陳情」につきましては、3月3日委員会を開き慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり賛成多数にて採択すべきものと決定い

たしました。なお審査の経過及び過程において出された意見について申し上げます。国は国保税について1995年に7割、5割、2割軽減を導入し、応益割比率の45から55%とする条例を付け、応益割を引き上げたことにより低所得層に重い国保税が強いられています。飯島町は6割、4割軽減を実施し、応能割60、応益割40とし、所得者に配慮していますが、市町村国保税財政は年々厳しさを増しており市町村国保で国の負担を要望する必要がある賛成、このような意見があり、採択することにいたしましたので報告いたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。内山社会文教委員長自席へお戻り下さい。

以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから案件ごとに討論・採決を行います。

初めに、20陳情第15号「汚染米事件の全容解明と対策を求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。20陳情第15号を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って20陳情第15号は原案のとおり採択することに決定しました。

議長 次に、20陳情第16号「外米（ミニマムアクセス米）輸入中止を求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

5番
三浦議員

外米（ミニマムアクセス米）輸入中止を求める陳情に私は賛成する立場で討論をいたします。昨年の輸入汚染米が飯島町の子どもたちの給食の玉子焼きにも使われていた事件は大変に衝撃的な事件でありました。食の安全が求められている現状と国際的、人道的にも問題となっている途上国の深刻な食糧危機があります。その状況の中でも日本国内では生産調整をし米の生産を減らしながらミニマムアクセス米の輸入を続けるとしています。私は今こそ安心して安全な日本の米、飯島町の米の生産量を増やし水田を守る時であるというふうに考えております。日本の主食である米を国内で生産し、安心安全な米の供給を求めることは国民の願いでもあります。またこのことが国際的な問題となっている食糧危機に貢献することになると私は考えております。よってミニマムアクセス米の輸入中止を求めるこの陳情を採択することに賛成をいたします。

9番
平沢議員

私は反対の立場で討論をいたします。この陳情要綱は汚染米事件の全容解明と抜本的な防止対策を図ることという陳情であります。よって私はこの今のWTO農業交渉、あ、外米の方か、すいません。併せて併せて。

あ、失礼しました。反対の立場で討論を行います。この陳情内容は国内農業を守り国民の望まない外米輸入を止めることと陳情要綱はなっております。この米の米政策改革を併

1番
森岡議員

せて考える問題で、これは政府はまあ米の緊急対策として米政策及び品目横断的経営安定対策の見直し関連として、まああの総額では1,111億円が決定されております。国内農業を守る陳情であるならば内容的に見まして私はこの外米輸入、ミニマムアクセス米輸入中止を求める陳情書には反対をいたします。

私は反対の立場から意見を申し上げたいと思います。まああの複雑な国際経済の中で単純にミニマムアクセス米の輸入中止だけを求めても成り立つものではありません。部分的なことのみで解決する問題ではありませんので反対をいたします。

議長 他に討論はありませんか。他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

20陳情第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。本案を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。

起立少数です。従って20陳情第16号は不採択に決定しました。

議長 次に21陳情第1号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書提出に関する陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。21陳情第1号を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って21陳情第1号は原案のとおり採択することに決定しました。

議長 次に21陳情第2号「協同出資協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書採択を求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。21陳情第2号を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って21陳情第2号は原案のとおり採択することに決定しました。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を10時45分といたします。休憩。

午前10時33分 休憩

午前10時49分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。継続して陳情案件等の討論・採決を行います。
20陳情第12号「所得割重視の国保税を求める陳情」について討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。20陳情第12号を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。従って20陳情第12号は採択することに決定しました。

議長 次に、20陳情第14号「共済法制定を求める陳情書」について討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。20陳情第14号を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。従って20陳情第14号は原案のとおり採択することに決定しました。

議長 会議を続けます。只今、宮下覚一議員他から議案6件が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第6として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。
(異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。従って議案6件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第1号飯島町議会会議規則の1部を改正する規則についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
(議案朗読)
事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
3番 宮下覚一議員
3番 宮下議員
それでは発議第1号飯島町議会会議規則の一部改正について趣旨説明を申し上げます。この会議規則の一部改正につきましては、地方分権の推進に伴う飯島町議会活性化の一環として行うものであります。具体的には議員の質問に対して説明員の答弁内容とに、齟齬(そご)が生じないようにするために行うものでございまして、つまり答弁を求められた説明員が質問内容の理解に苦しむ場合においては、一旦議長の許可を得てから後、質問者に対して質問の主意を確認することができるように条文の整備をするものでございます。まあこれは一般に言われております説明員の反問権ではなく、あくまでも質問議員の質問

内容の真意、主意の確認をするというものでございます。当町議会運営の現状では説明員からの確認発言が行いがたい環境でありまして、規則の1部改正によりこれを改善することをもって更に質問及び答弁の精度と質を高めることになることを確信し、議会でのより以上の正確な論点の上で活発な論議が行われることを期待するものでございます。以上申し上げまして議員全員のご賛同を賜りますようお願い申し上げます趣旨説明とさせていただきます。
次に本案に賛成者の意見を求めます。
7番 宮下寿議員
私はただ今、趣旨説明のありました飯島町議会会議規則の一部改正について、賛成の立場から申し上げます。この改正は地方議会活性化の一環とともに、行政も議会も共に町民の皆さんのために、飯島町がどうしても良くなっていくのかと、そういった意見交換を分かりやすく、またお互いの意思疎通を確実なものにするために改正するものと判断をしております。すべては町民の皆さんのことを考えてのことです。添える言葉として、われわれ議員の更なる精進を前提としてこの意を汲んでいただき、今後も町長をはじめとし明確な答弁をいただけるものと信じております。以上賛成の意見として申し上げます。
議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)
議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。従って発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第2 発議第2号汚染米事件の全容解明と対策を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
(議案朗読)
事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
7番 宮下寿議員
それでは意見書提出の説明を申し上げます。昨年発覚した有害性分を含んだ工業用の米を食品として流通させ、消費者に大きな不安を与え、日本の食糧への信頼を大きく揺るがした輸入汚染米事件は、わが飯島町でも学校給食センターを通じて児童生徒に給食として提供されていたという、まさに青天の霹靂ともいえる忘れることのできない重大な事件であります。この問題は汚染された米を商社などから工業用糊原料として購入し、正規米に混ぜて食用と偽って金儲けのために販売したという悪質極まりない手口だけでなく、真意は別として、知らぬとはいえその汚染米を加工した某化学工業製造会社で作られたでんぷ

んが使用された商品は、「配合率が少ないから安全である」といったような見解を平気で言うその意識が、これからの食の安全を考えたときとても危険であるということです。更に事の発端である某販売会社に100回近い立ち入り調査を行いながら、不正を見ぬけなかった農林水産省の責任も厳しく問われなければなりませんし、検査をめぐる癒着の有無も調べ再発防止に万全を期していかなければなりません。3月3日明らかになったことは、農林水産省は再発防止に向け業務を分離するための組織再編の検討に入ったそうですが、組織の枠組みを変えただけでは何ら解決には至らない。そこに働く人の危機管理意識の存在が絶対に不可欠です。昨年10月の衆議院予算委員会で農水大臣は答弁の中で、実効性のある検査を確保するためには事前通告自体は悪くないが、検査マニュアルがないこと、在庫の確認をしていないことなどを挙げ、真摯さ誠実さが欠けているとの認識を示し、徹底的に検証し国民の皆さんに襟を正したいと言われておりました。つきましてはこのことを確実に実行してもらうため事件の全容解明を行うとともに、真に必要な抜本的な防止対策を図るよう意見書の提出をしたいと思います。議員各位におかれましては是非この意をお汲み取りいただき全員のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。
4番 坂本紀子議員

4番 坂本議員 私は賛成の立場で意見を申し上げます。昨年、汚染米が食用の米の粉として小・中学校の給食の玉子焼きの材料の一部として使われたことが大きく報道されました。汚染米となったのはミニマムアクセス米と呼ばれる輸入汚染米でした。ミニマムアクセス米とは最低輸入量米のことで、1993年のウルグアイ・ラウンドの農業合意において定められたもので、現在2009年においては76.7万玄米トンとなっております。ミニマムアクセス米の米の中から汚染が見つかった場合の措置として、輸入国への返品または廃棄または工業用の米として転売という3つの選択肢がありました。しかし実際は返品や廃棄にお金がかかるため工業用の米として利用するケースが大半だという実態が明らかになってきています。加えて汚染された米を汚染米として返品するとなると、ミニマムアクセス米としての輸入義務量を下回る可能性もあるため、農林水産省としても汚染米が工業用の米として流通される方が都合がよかったからです。そのため食の安全安心を求める国民の批判は大きなものとなっています。早急に汚染米の事件の全容解明を行い抜本的な防止対策を強く求めます。よってこの意見書に多くの賛同者を求めるものです。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終わります。
発議第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第2号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第3 発議第3号協同出資協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)
議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
1番 森岡一雄議員

1番 森岡議員 それでは意見書の趣旨説明を行います。協同出資協同経営で働く協同組合という存在を知ったのは、この件について陳情を受けて初めてであります。全国では各地にこの協同労働の協同組合があって、10万を超える人が働いているとのことであります。しかし法的な根拠がなく法人格を持っていないので活動が制約をされております。近年、経営と労働の質が変わってきており雇用されない働き方も一つの選択肢と考えられます。法制化に向け1年前に発足した超党派議連では公明党、民主党、共産党それぞれ会長、幹事長、副会長を務め推進にあたっております。法制化に当たり介護保険と労働保険法等の適用など調整の難しさもあって難航していますが、先が暗いわけではないとのことであります。今、雇用情勢の悪化はご承知のとおりであります。民の力を活かし働く場を増やすことのできる協同組合法の必要性は一段と高まりを感じます。よってここに国へ速やかな制度を求める意見書を提出したく提案を申し上げます。議員各位の慎重審議の上採択いただきますようお願いを申し上げます趣旨説明といたします。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。
9番 平沢晃議員

9番 平沢議員 提出者の意見を全面的に賛成の立場から申し上げます。地域のさまざまな課題を解決するためには、行政だけでなく住民自身の力に大きな期待がかかっております。このような中であって地域に密着した広域性の高い活動がNPO、協同組合、ボランティア団体等によって展開をされております。協同労働の協同組合は協同組合に参画する人すべてが協同で出資し協同で経営し協同で働く形をとっており、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けております。根底にある競争による格差社会、貧困、営利追求による生きがいの喪失、人と人との関係が希薄な社会にあつて、この地域の守りごとを解決したい、地域を活性化させたい、地域に貢献したい、その中で自分たちの生き方に見合った法人格が欲しい、労働者として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい、とこの法律の整備従ってを求めるものであると理解いたします。従って国においてもこの社会の実情を踏まえて、就労の創出、地域の再生、少子高齢化社会に対応する制度として、協同出資協同経営で働く協同組合法の早期制定を、この当町の活性化のためにも意見書を提出し強く要請するものと認識しております。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。
 (なしの声)
 議長 討論なしと認めます。討論を終わります。
 発議第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議長 異議なしと認めます。従って発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第4 発議第4号地震防災対策の強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書の提出ついてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
 (議案朗読)
 事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
 議長 4番 坂本紀子議員

4番 坂本議員 それでは意見書提出の説明を申し上げます。昭和54年8月に静岡県、神奈川県、山梨県、長野県、愛知県の6県167市町村は大規模な地震が発生する恐れが特に大きいと認められる地殻内において、大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として、東海地震による地震防災対策強化地域に指定されました。平成14年4月には地震防災対策強化地域が拡大され、東京、三重、愛知などの96市町村が追加されました。県においても諏訪、上伊那地域13市町村が追加されています。現在8都県170市町村、長野県内は25市町村に及びます。この間、昭和55年5月に議員立法により制定された地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業による国の財政上の特別措置に関する法律(地震財特法)で5年ごとの地震対策緊急整備事業計画に基づき、関係市町村は施設整備を鋭意進めてきました。しかし今なお整備を必要とする事業が多く残されているにもかかわらず、この地震財特法は平成21年度末をもって効力を失おうとしています。よって政府においてはこのような状況と大規模地震対策の重要性に鑑み、同法の有効期限の延長について特段の配慮をされるよう強く要請するものです。皆様方の多くのご賛同をお願いいたします。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。
 議長 9番 平沢晃議員

9番 平沢議員 提出者の意見を全面的に賛成の立場から所信を申し上げます。ただいま提出者から縷々詳細について説明がありました。この法律の趣旨は地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地震対策緊急整備事業に関わる国の財政上の特別措置について規定したものです。東海地震により甚大な被害をもたらす要因の除去、軽減といった地震対策事業を推進するため、議員立法により制定された地震財特法です。昭和55年の5月28日に議員立法で制定されてから5回の期限延長がなされて、平成22年3月までのこれは時限立法です。対象事業も市町村では小・中学校の耐震化、そして社会福祉施設の耐震化、消防用施設の整備、それから通信施設の整備等で、当町でも他市町村に先駆けてこ

の施設整備を鋭意進めてまいりました。しかしながら今後なお施設整備を必要とする事業が多く残されており、近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえて、公共施設の耐震化、防災資機材の整備をより一層推進しなければなりません。また具体的なメリットとしても事業が優先採択される、それから補助率のかさ上げとして3分の1から2分の1に、そして起債が有利で起債充当率も75%を90%になり、交付税措置も30%を50%にするもので、この財政の厳しい市町村にとってはこの地震財特法は平成21年度末をもって効力を失うことは、関係市町村にとっても断じて認めるわけにはいきません。このような状況を十分認識して私たち議会も期限延長を強く要請しなければなりません。議員各位のご賛同を重ねてお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 (なしの声)
 議長 質疑なしと認めます。提出者は自席にお戻り下さい。
 議長 これから討論を行います。討論はありませんか。
 (なしの声)
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 議長 発議第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議長 異議なしと認めます。従って発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第5 発議第5号市町村国保の健全な発展を求める意見書の提出ついてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
 (議案朗読)
 事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
 議長 8番 竹沢秀幸議員

8番 竹沢議員 市町村国保の健全な発展を求める意見書の提出につきまして提案の趣旨説明を申し上げます。国は国保税について1995年に応益割の軽減について7割、5割、2割軽減を導入いたし、応益割比率を45から55%とする条件をつけ、応益割を引き上げたことにより低所得者層の方に対して重い国保税が強いいられているところであります。わが飯島町では6割、4割軽減を実施し、応能割60、応益割40都市低所得者に配慮しておりますけれども、支払い能力に応じた国保税で医療が受けられることを目的とした制度が国民健康保険制度であります。よって本意見書は国に対し応益割合の引き上げ圧力となっている制度の撤回とともに、国庫負担が減少する中、国保税を飯島町でも26%引き上げをしないとやっていけない国保財政で年々厳しさが増しておるわけでありまして、市町村国保に対して国の大幅な財政負担を要望するものであります。全議員の賛同を願い、本案に対して満場一致で可決いただくことをお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。
 議長 5番 三浦寿美子議員

三浦議員 それでは竹沢議員の提出をいたしました市町村国保の健全な発展を求める意見書の提出に賛成の立場から賛成意見を述べたいと思います。市町村の国民健康保険税は1992年と2006年度の比較で課税対象所得が半減しているにもかかわらず、1人当たりの保険料はほとんど変わっておらず、所得に対する比率はほぼ2倍という実情があります。その背景についてはただいま竹沢議員からも説明がありましたが、国民健康保険のいつでも、どこでも、だれでも医療を受けられるという制度の目的から考えましても、国に市町村国保への負担割合を引き上げ、また引き上げ分は普通財政調整交付金として平均所得の低い市町村に重点的に配分することは、当町の国保運営から見ても重んじるべきものと考えております。そのため賛成をいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第5号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第6 発議第6号共済法制定を求める意見書の提出ついてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
(議案朗読)

事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
5番 三浦寿美子議員

5番 三浦議員 それでは共済法制定を求める意見書の提出について提案の理由の説明をいたします。皆さんのご記憶にもあると思いますが、オレンジ共済事件のような偽共済の規制から始まった流れが保険業法の改正によって団体内の助け合いにまで保険業の規制に含まれ、身近な助け合いの共催にまで波及をしてしまいました。2006年施行後5年以内に法を抜本的に見直すこととなっているため、本議会において意見書の提出を提案するものです。偽共済の規制から始まったこの流れは団体内の助け合いにまで保険業の規制が含まれました。本来社会の成り立ちの中では公助や自助、また相互の助け合いの互助が重要であることはいまでもありませんし、国内でも協同組合、NPO法人など位置付けられている他にも多くの皆さんの各階層の中に共催という形での助け合いが発展をしまいいりました。そうした非営利、協同の理念に基づく共済は国民の安心の暮らしを支える上で大きな役割を果たしてまいりました。国際社会においても共催については広く認識をされ評価もされており、アメリカやヨーロッパ諸国では共済法が整備をされております。ところがわが国においては2006年4月施行の改定保険業法において、原則として共済は認められない、営利会社の実施する保険によることという重大な縛りがかけられて、国内各分野の共済を活

用しておられる多くの皆さんに大きな影響が発生をし、国民の皆さんの安心が脅かされております。そこで意見書にありますような内容を骨子とする共済法を制定することを求める意見書を、今飯島町議会で意見書として提出することを提案するものです。皆様方の全員のご賛同をお願いしたいと思います。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。
8番 竹沢秀幸議員

8番 竹沢議員 ただいま提出者から説明があったとおりでございます、オレンジ共済に端を発した保険業法改正によりまして、互助的に行っている各種団体共催に規制が含まれているところであります。このため国において法整備が必要であるわけでありまして、グローバルに言いますとヨーロッパではイギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど16カ国、それからアメリカなどにおきまして共済組合法あるいは共済保険法などの名称で法律化されているところであります。わが国においても先進諸国に習い法整備すべきものでございまして、賛成するとともに、議員各位の賛同をお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第6号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。予算議会ということで説明員としてご出席いただきました林代表監査委員、市村教育委員長、杉原農業委員長におかれましては誠にありがとうございました。
ここで町長から議会閉会のご挨拶をいただきます。

町 長 それでは3月議会定例会閉会にあたりまして一言お礼とご挨拶を申し上げます。去る3月2日から開会をいたしました本議会定例会におきまして、平成21年度各会計の予算をはじめ諸施策の基本となる条例の改正等、いずれも平成21年度をスタートするために重要な案件34件をご提案させていただきました。議員各位には本会議並びに特別委員会、常任委員会を通じて慎重審議を煩わし、連日にわたるご苦勞に対し心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。おかげをもちまして平成21年度予算並びに関係案件をいずれも原案どおり可決決定を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第でございます。特に平成21年度一般会計をはじめ各会計予算につきましては全会一致で可決いただきまして誠にありがとうございました。
さて見通し極めて厳しい経済状況の中にあつて、今後の町政運営にあたりましては本会議や特別委員会、常任委員会の審議を通じて、また一般質問において広範な行政課題に対

して賜りました各位の貴重なご意見等を重く受け止めて、多くの課題に対して町長以下職員が一丸となって厳しい中にも希望の持てる活力あるまちづくりのために、一意専心努力をしてまいり所存でございます。議員はじめ住民各位には平成20年度の町政運営にご協力を賜りましたことに対して重ねて感謝を申し上げ、来る平成21年度が災害もなく未来に開かれた皆で創るまちづくりが進められることを、一層のご理解とご協力を切にお願いを申し上げます。

さて、議員各位の任期もいよいよ間近に迫ってまいりました。お伺いをいたしますと何人かの議員の皆様方にはご勇退や後進に道を委ねる方もおられるとお聞きをいたしております。今後議席を離れましても在任中と変わることなく町の発展のために従来に増してご指導お力添えをいただきますよう心からお願いを申し上げます。また来る3月22日執行の飯島町議会議員一般選挙に引き続き立候補される方々におかれましては、ご健闘を心からお祈りを申し上げておる次第でございます。

最後になりましたが本定例会にご出席いただきました林代表監査委員さん、市村教育委員長さん、杉原農業委員長さんには、大変お忙しいところをご出席をいただき審議をご傾聴賜り誠にありがとうございました。

以上をもちまして3月議会定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議 長

以上をもって今議員任期最終議会平成21年3月飯島町議会定例会を閉会します。

午前11時45分 閉会

上記の議事録は、事務局長 折山 誠の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員